

日本政策金融公庫
ディスクロージャー誌
2018



Contents

1	日本政策金融公庫の概要
2	総裁メッセージ
4	プロフィール
5	主な業務
6	基本理念及び経営方針
7	業務運営計画(2018年度～2020年度)
15	日本政策金融公庫の取組み
16	日本公庫の融資構造
17	民間金融機関との連携
19	政策金融の実施(セーフティネット機能の発揮)
19	東日本大震災への対応
20	平成28年熊本地震への取組み
20	政策金融の実施(成長戦略分野等への支援)
25	総合力を発揮したお客さまサービス向上の取組み
27	その他の取組み
28	平成29年度の業務概況及び決算概要
30	資金調達
33	業務の概要
34	国民生活事業
40	農林水産事業
46	中小企業事業
52	危機対応等円滑化業務
54	総合研究所
57	組織運営の仕組み
58	ガバナンス態勢
73	組織・沿革
74	組織について
75	本店・支店所在地一覧
80	日本公庫の沿革
81	資料編
82	業務実績
95	財務の状況
175	参考情報
182	日本政策金融公庫法

(注)本誌の計数について

1. 単位未満の計数

先数、件数及び金額の単位未満は切り捨てています。

また、比率(%)は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。

2. 表示方法

単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「-」と表示しています。

日本政策金融公庫の概要

総裁メッセージ	2
プロフィール	4
主な業務	5
基本理念及び経営方針	6
業務運営計画(2018年度～2020年度)	7

総裁メッセージ

平成29年度に相次いで発生した台風等の大雨、今年の6月以降に発生した大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨などの自然災害により被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げます。

日本公庫の役割と使命

日本公庫は、「一般の金融機関が行う金融を補完すること」を旨としつつ、国の中小企業・小規模事業者政策や農林漁業政策等に基づき、法律や予算で決められた範囲で金融機能を発揮している政策金融機関です。年間約30万件の事業資金融資を行っており、そのうち、融資金額500万円以下が約50%、3,000万円以下が約90%となっています。新たな事業を始める方、災害や経営環境の変化に対応する方などの資金需要に、少額から応えてきており、日本の中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の資金調達において重大な使命を担っております。

平成 29 年度の取組み

日本公庫は、平成30年10月で統合・発足から10年の節目を迎えます。その間、「基本理念」である「政策金融の的確な実施」と「ガバナンスの重視」の下、「政策」と事業に取り組む方々等とを“繋ぐ”という使命感をもって、お客さまのニーズに的確に対応してまいりました。具体的には、未だ復興の途半ばである東日本大震災からの復興支援などのセーフティネット需要への対応、創業・新事業、事業再生・事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開など成長戦略分野等への支援に積極的に取り組んでまいりました。

民間金融機関との連携

日本公庫は、民間金融機関の補完を旨としつつ、全国のほとんどの民間金融機関と業務連携・協力にかかる覚書を締結しています。特に、定期的な実務レベルでの打ち合わせ、民間金融機関へのお客さま紹介及び説明会・勉強会の開催、協調融資商品の創設といった取組みに力を入れており、その結果、平成29年度の協調融資の実績は、23,080件、7,505億円となっています。

今後の取組み

日本公庫は、今後とも東日本大震災、熊本地震、今年の6月以降に発生した大阪府北部を震源とする地震や平成30年7月豪雨などの自然災害からの復興支援をはじめ、セーフティネット機能の発揮について役割を果たすことはもちろんのこと、民間金融機関と連携した成長戦略分野等への支援や日本公庫の総合力を発揮した地域活性化支援に引き続き積極的に取り組んでまいります。

特に、「民間金融機関との連携」と「事業承継支援」は重点取組事項に位置付け、積極的に



取り組んでまいります。民間金融機関の皆さまとは、事業者や地域のために現場レベルでの意見交換を通じて、より一層連携を進め、「顔の見える関係作り」に取り組んでまいります。

事業承継に関しては、中小企業・小規模事業者等の経営者の高齢化を背景に廃業の増加が懸念されています。こうした中、平成30年度において事業承継税制が大幅に改正されたため、日本公庫としては、国税当局や税理士等の専門家、民間金融機関や事業承継関連機関等と連携しながら、全国各地で税制改正の説明会を開催し、その周知を図るほか、これをきっかけとして事業承継支援について関係機関との連携を深めてまいります。

むすび

以上の取組みにあたっては、政策金融ならではの、質の高いサービスの提供を図るため、リスクテイク機能の適切な発揮やコンサルティング機能・能力の充実に努めるとともに、お取引先や民間金融機関、地方自治体などの関係機関の皆さまからの様々なご意見をいただきながら、的確な運営に生かしてまいります。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年7月9日

総裁

田中一穂

プロフィール (平成30年3月31日時点)

名称	株式会社日本政策金融公庫(略称:「日本公庫」)	
設立年月日	平成20年10月1日	
根拠法	株式会社日本政策金融公庫法	
本店	東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	
総裁	田中 一穂	
資本金等	資本金	4兆1,249億円
	資本準備金	1兆8,879億円
支店等	国内	152支店
	海外駐在員事務所	2カ所
職員数	7,364人(平成30年度予算定員)	
総融資残高	総融資残高	18兆 290億円
	国民生活事業	7兆1,289億円
	農林水産事業	2兆9,457億円
	中小企業事業	5兆5,141億円(融資業務)
	危機対応円滑化業務	2兆3,832億円
	特定事業等促進円滑化業務	568億円

日本政策金融公庫発足のポイント

日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫を前身とする政策金融機関です。

● 公共性の高い株式会社

日本公庫は、政府がその株式のすべてを常時保有すると法定されている公共性の高い株式会社です。

株式会社の形態をとるのは、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して透明性の高い効率的な事業運営を行うためです。

● 権利義務の承継

日本公庫は、旧機関の一切の権利義務を承継しています。各機関の融資などを利用されていた方及び各機関が発行した債券を所有されている方の利益が損なわれることはありません。

● 幅広いサービスを提供

日本公庫では、旧機関の専門性を生かし、ノウハウを共有して、ビジネスマッチングや農商工連携の推進、事業のグローバル化支援など、幅広いサービスを提供します。

主な業務

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下の機能を担うことにより、国民生活の向上に寄与することを目的とする政策金融機関です。

日本政策金融公庫の主な業務



基本理念及び経営方針

基本理念

(1)政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

(2)ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

経営方針

(1)お客さまサービスの向上

- イ お客さまの立場に立って親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指す。
- ロ 商品力を高めるとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図ることでサービスの質を向上し、資金と情報を活用することにより、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応する。

(2)セーフティネット機能の発揮

- イ 自然災害や経済環境の変化等によるセーフティネット需要に機動的に對処する。
- ロ 内外の金融秩序の混乱または大規模災害等の危機による被害に對処する。

(3)日本経済成長・発展への貢献

国の政策に基づき、新たな事業の創出、事業の再生、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、政策金融に求められる各層の各種ニーズに適切に対応し、もって日本経済の成長・発展に貢献する。

(4)地域活性化への貢献

- イ 雇用の維持・創出など地域経済を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等の活力発揮に向けた支援を推進する。
- ロ 地方自治体の総合戦略等の地域プロジェクトへの参画など、日本公庫の総合力を発揮し、地域の活性化に貢献する。
- ハ 地域に根ざした活動を展開し、地域社会への貢献に取り組む。

(5)環境やエネルギーへの配慮、低コストで効率的な業務運営

- イ 環境やエネルギーに配慮した企業活動に努め、社会に貢献する。
- ロ お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化を図るために、TCO^(注)低減の観点を踏まえつつ、効率的な情報システムを実現する。
- ハ 職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組む。

(注)TCO：トータル・コスト・オブ・オーナーシップ、コンピュータシステムの導入、維持、管理などにかかる費用の総額

(6)働きがいのある職場づくり

- イ 職員一人ひとりが政策金融を担うための資質・能力及び専門性を高めるため、教育の強化を図る。
- ロ 誇りと使命感を持って、能力と多様性を存分に発揮できる職場をつくる。
- ハ 女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の推進を図る。

(7)リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の定着

コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢の整備及び役職員におけるコンプライアンス意識の向上を図る。

業務運営計画 (2018年度～2020年度)

日本公庫では、2018年度以降の業務運営計画を策定しました。

業務運営計画(2018年度～2020年度)

日本公庫は、東日本大震災からの復興支援、地震・台風などの自然災害からの復旧・復興支援及び経済状況に応じた需要へのきめ細かな対応など、セーフティネット機能の発揮に腰を据えて着実かつ機動的に取り組む。また、今後の日本経済の発展のため、引き続き、創業・新事業、事業再生・事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、成長戦略分野等に積極的に力を注いでいく。さらに、地域の活性化に貢献するため、特に「地方版総合戦略」等の地域の課題解決に向けた地方自治体の取組みに対し、民間金融機関を始め関係機関等と連携しつつ、日本公庫の総合力を発揮して支援を行う。その際、全国152支店のネットワークの活用に意を用いる。

また、政策金融機能の意義を踏まえた上で、リスクテイク機能を適切に発揮するとともに、質の高いサービスの提供を図るため、事業に取り組む方々が直面する課題を俯瞰的に捉え、その解決に向けたコンサルティング機能・能力の充実を図るほか、政策提言能力の発揮、広報活動の推進に不断に取り組む。

業務遂行に際しては、「凡事徹底」を旨としつつ、引き続き、高いコンプライアンス意識の下、着実かつ的確に個々の業務を積み上げる。加えて、「現場が第一」をモットーに、お客さまや地域のニーズを的確にとらえ、親身に応対し、身近で頼りになる存在を目指す。その際、全国152支店のネットワークの強化に努めることとし、特に、統合支店長は、引き続き、ネットワークの“要”としての役割の発揮の充実に努める。また、組織運営においては、ITを活用した効率的・効果的な運営を追求しつつ、人材育成・活用や女性活躍推進など、職員の能力が最大限に発揮でき、働きがいのある職場づくりに取り組む。

以上を踏まえ、「統合10年」を迎えるにあたり、「一つの公庫」としての「熟成」を図るとの考えの下、職員一人ひとりが、その役割を十全に発揮し、民間金融機関等との連携を一層図りつつ、政策金融を担う者として「政策」と事業に取り組む方々等とを「繋ぐ」という使命感をもって、以下の目標に向かって取り組む。

事業運営目標

1 東日本大震災からの復興支援

- イ 東日本大震災により影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応
 - (イ)「東日本大震災に関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応
 - (ロ)「東日本大震災復興特別貸付」及び「農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資」による適時適切な融資
 - (ハ)返済相談や二重債務問題への丁寧かつ迅速な対応
 - (ニ)「東日本大震災復興緊急保証」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応
- ロ 被災地域で実施される復興プロジェクトへのきめ細かな対応
- ハ 「東日本大震災に関する事案」として認定された危機に即応した業務の的確な実施

2 セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携

- (1)お客さまからのセーフティネット需要へのきめ細かな対応
 - 資金繰り支援などセーフティネット機能の発揮
 - (イ)経営環境の悪化等に直面している中小企業・小規模事業者及び経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者へのきめ細かな対応
 - (ロ)自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落等の影響を受けた農林漁業者及び経営改善に取り組む農林漁業者への支援
- (2)お客さまにタイムリーかつ円滑に資金を供給
 - イ お客さまの資金ニーズ等への対応
 - 各種貸付・資金制度、証券化等のお客さまの資金ニーズに即した活用
 - ロ 危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務運営

危機対応円滑化業務の的確な実施

(3)信用補完制度の着実な実施

- イ 中小企業・小規模事業者への信用補完制度を通じた支援
 - (イ)信用保証に係るセーフティネット需要等への的確な対応
 - (ロ)関係機関と連携しつつ、各種制度・運用改正に対し、的確に対応
- ロ 保証協会等との連携強化

(4)新たなステージに向けた民間金融機関連携の取組みの推進

- イ 民間金融機関との協調融資等の更なる推進
- ロ 役員レベル及び現場における対話の促進
- ハ 定期的な実務レベルの打合せ、日本公庫から民間金融機関へのお客さま紹介、効果的なプレスリリースの取組強化
- ニ 協調融資商品の創設・活性化

3 成長戦略分野等への重点的な資金供給

国の政策に基づき、創業・新事業、事業再生・事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、成長戦略分野等に対する積極的な対応

- イ 創業・新事業支援
 - (イ)創業企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献
新規開業貸付(企業数)〔創業前及び創業後1年以内〕：25,000企業
 - (ロ)新事業に取組む中小企業への積極的な資金供給と成長支援
新事業・起業家支援貸付契約社数：1,300社
 - (ハ)複数事業が一体となった金融サービスの強化
 - (ニ)創業・新事業支援機関との連携
 - (ホ)「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催
- ロ 事業再生支援
 - (イ)事業再生の支援機能の強化
再生支援貸付契約社数(事業承継関連を含む。)：1,300社
 - (ロ)再生支援協議会等との連携強化
再生支援協議会等への持込み：100社
 - (ハ)DDS、DES等の抜本的な再生金融手法の積極的な活用
 - (ニ)複数事業が連携した事業再生の取組強化
 - (ホ)産業競争力強化法に基づく事業再編に係るツーステップ・ローンの的確な実施
- ハ 事業承継支援
 - (イ)事業承継支援機関や民間金融機関、税理士会等の外部専門家をはじめとする関係機関との連携等を通じたコンサルティングの推進
 - (ロ)地域における事業承継ネットワークへの積極的参画及びネットワーク活性化への貢献
 - (ハ)多様な事業承継の資金ニーズへの積極的な対応
- ニ ソーシャルビジネス支援
 - (イ)資金需要への積極的な対応
ソーシャルビジネスを行う事業者への貸付件数：8,000件
 - (ロ)経営課題の解決に向けた支援サービスの拡充
 - (ハ)ソーシャルビジネス支援機関との連携の強化
- ホ 海外展開支援
 - (イ)海外への展開を図る中小企業の資金調達(円貨・外貨)の円滑化支援や、スタンドバイ・クレジット業務の着実な実施
海外展開支援契約社数：550社
 - (ロ)小規模事業者の海外展開に対する支援
海外展開を行う事業者への貸付件数：1,300件

- (ハ) 複数事業が一体となった金融サービスの強化
- (二) 海外展開を図るお客さまへの情報提供
 - 海外展開セミナーの開催(国内)：100回以上
- (ホ) 海外展開支援機関との連携
- へ 農林水産業の新たな展開への支援
 - (イ) 法人経営、大規模家族経営の経営改善の取組みを事業性を重視した評価手法を活用しつつ支援人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への融資先数：5,000先
 - (ロ) 新規就農者の確保に向けた取組みを支援
 - 新たに農業経営を開始する者及び新規就農者を雇用する農業経営体への融資先数：1,700先
 - (ハ) 6次産業化により経営改善に取組む農林漁業者等の取組みを支援
 - 6次産業化融資先数：1,200先
 - (二) 海外展開に取組む農林漁業者を支援
 - (ホ) 大規模木材関連事業者の国産材の利用促進に資する取組みを支援
 - (へ) 水産業の生産体制強化、構造改革に資する代船建造、養殖基盤強化を支援
 - (ト) 農林漁業者との連携強化により国産農林水産物の内外需要の拡大に取組む食品関係企業の支援
 - 食品企業融資先数：230先
 - (チ) 政策情報や各種調査結果など情報提供の実施
- ト 地球環境問題への対応支援
 - (イ) 中小企業・小規模事業者の環境エネルギー対策への取組みの推進
 - (ロ) 低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローンの的確な実施
- チ 教育の機会均等への貢献

4 日本公庫の総合力を発揮し、地域の活性化等に貢献

- (1) 地方版総合戦略等の地域プロジェクトへの積極的な参画などによる地域活性化への貢献
 - 「地方版総合戦略」に係る各種施策の実施・推進等への貢献
- (2) 複数事業が一体となった金融サービスの強化、お客さまや地域のニーズに合致した有益な情報の提供
 - イ 各事業本部の経営資源を活用した「総合力発揮」の強力な推進
 - (イ) 全国152支店のネットワークを活用した取組みの推進
 - (ロ) 「地方版総合戦略」に係る各種施策など地域プロジェクトへの参画状況や各地域の施策情報等を集約し提供
 - (ハ) 複数事業が連携し、お客さまや地域のニーズに合致した融資や情報提供の推進
 - (二) 事業間連携によるお客さまのマッチングの推進
 - (ホ) 複数事業のお客さまが参加する商談会・セミナー等の開催
 - ロ 支店間連携の更なる強化
 - ハ 日本公庫全体の融資制度の習熟によるお客さまへの最適な融資提案の推進
 - 支店長がリーダーシップを発揮し、融資制度の習熟に向けた取組みを強化
- (3) 関係団体等との連携の強化
 - 複数事業が一体となった関係団体との連携強化

5 お客さまサービスの向上と政策性の発揮

- (1) リスクテイク機能の適切な発揮と、コンサルティング機能の強化を始めとした各種サービス向上策の推進
 - イ リスクテイク機能の適切な発揮
 - ロ お客さまのニーズに合致した有益な情報提供とコンサルティング機能の強化等
 - (イ) 財務診断、収支シミュレーション等による、融資と一体となった経営支援の強化
 - (ロ) お客さまに対する適切な提案・アドバイスの推進
 - お客さまのニーズに合わせた顧客支援ツールの提供の推進
 - (ハ) 外部専門家・ネットワークとの連携
 - ハ お客さま満足度調査等の実施による、お客さまの目線に立った支店運営や各種サービス向上策の推進

- (2) 情報発信の強化などによる広報活動の推進
 - イ マスメディアを通じた広報活動の推進
 - ロ 広報誌の内容の充実を図り、広報活動を推進
 - ハ インターネットなど多様な媒体の特性を活かした広報活動の推進
 - ニ 統合10周年を契機とした各種取組みの積極的な情報発信
- (3) 調査・研究の充実と政策提言の強化などシンクタンク機能の一層の発揮
 - イ 中小企業分野のシンクタンクとして、世界的にも高い研究水準を追求
 - (イ) 景況関係調査の定期的実施
 - (ロ) テーマ別調査の実施とそれに基づく研究成果の公表
 - (ハ) 政策的インプリケーションに富む調査研究の実施
 - ロ 対外発信力の強化によるシンクタンクとしての評価向上
 - (イ) 定期刊行物や書籍等の編集・発行
 - (ロ) 日本公庫シンポジウムの開催
 - (ハ) 大学への出講等による研究成果の発信
 - ハ 他のシンクタンクとの交流の強化
 - (イ) 国内外での研究発表会・情報交換会などの開催・参加
 - (ロ) 外部の研究会・研究プロジェクトへの参加
 - ニ 事業本部の運営や政策提言に資する調査研究の実施
- (4) お客さまの声や現場のニーズに即した政策提言による制度・施策の改善に向けた取組み
 - イ お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映
 - 中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の声や顧客の動向を業務運営(貸付制度の新設・改善)に反映
 - ロ 地域における課題を把握し、その解決に向けた政策提言や取組みを推進
 - 政策金融に対する地域のニーズをきめ細かく把握し、政策提言や業務運営に反映

6 信用リスクの適切な管理

- イ 適切な与信管理の実施
- ロ 適切な信用コストの管理
- ハ 保険引受リスク管理態勢の充実・強化
- ニ 損害担保取引に係る信用リスク管理態勢の整備

【信用リスクに係る統一指標】

指 標	目 的	算 出 式
初期デフォルト率(%) モニタリング指標 ^(注5)	貸付後1年以内にデフォルト(倒産、延滞)した先数の割合 ^(注1) を指標とすることにより、審査が機能しているかをモニタリングする。	【期末報告】 $\frac{\text{分母のうちデフォルトした先数等}}{\text{当年度に貸付(注2、3)を行った先数等}}$ 【毎月報告】 $\frac{\text{分母のうちデフォルトした先数等}}{\text{報告対象月以前(注4)過去1年間に貸付(注2、3)を行った先数等}}$
債務者区分の 上方・下方遷移(先数等) モニタリング指標 ^(注5) 【農林・中小】	債務者区分の上方遷移(前期決算時からの上方遷移)及び下方遷移(前期決算時からの下方遷移)の先数等を指標として管理することにより、適切な債権管理(経営改善支援を含む。)に資する対策の実施を促進する。	上方遷移先数：要管理先以下からその他要注意先以上へ遷移した先数等 下方遷移先数：その他要注意先以上から要管理先以下へ遷移した先数等 【半期報告(決算確定後)】
与信関係費用比率(%) モニタリング指標 ^(注5)	与信関係費用 ^(注6) 比率を指標として管理することにより、適切な審査・債権管理による財政負担の極小化(貸倒引当金等の極小化)に資する対策の実施を促進する。	$\frac{\text{与信関係費用}}{\text{期末総与信残高}}$ 【半期報告(決算確定後)】

(注1) デフォルトは「貸出条件緩和債権」を除く。国民生活事業本部は金額割合

(注2) 国民生活事業本部は、直接貸付債権(経営改善貸付、生活衛生改善貸付、教育資金貸付、恩給担保貸付及び記名国債担保貸付を除く。)

(注3) 中小企業事業本部は、直接貸付債権のほか、証券化融資に係る貸付債権、信用状発行業務(連携型)以外の信用状発行に係る支払承諾見返、取得した社債(新株予約権付)及び証券化融資に係る取得した社債を含む。

(注4) 報告対象月を含む。

(注5) 目標の達成度合い等を判断する上での参考指標とする。

(注6) 与信関係費用は、貸倒引当金繰入額・戻入益、補償損失引当金繰入額・戻入益、貸出金償却、株式等償却、国債等債券償却、償却債権取立益、債権売却損、債権放棄損、求償権償却、その他経常費用(DES実施に伴うもの)の合計額

組織運営目標

1 支店機能の充実

- イ 統合支店長の日本公庫ネットワークの要としての役割の着実な発揮
- ロ 全国152支店のネットワークの強化
- ハ 地区統轄の役割の的確な発揮(支店各事業に対する効率的・効果的な態勢整備の状況把握)
- ニ 「現場が第一」との考えに基づく支店運営態勢の不断の強化

2 BPRなどによる事務の合理化と業務の効率的・効果的な運営の徹底

(1)基本方針

- イ これまでのBPR^(注)施策の点検を踏まえつつ、職務権限と責任の明確化、仕事のやり方の見直し・効率化、意思決定の透明化・迅速化の継続的な取り組み
- ロ 職員からの積極的な改善提案を踏まえた、事務の合理化や業務の効率的・効果的な運営への取り組み

(注)BPR:ビジネス・プロセス・リエンジニアリング、企業の業務活動を根本から考え直し、根本的革新・業務の効率化を図る経営手法

(2)全体目標

- イ 公正な契約・調達手続の実施
- ロ 計画的な店舗、職員住宅の整備及び改善
- ハ 施策の点検・見直しや職員からの改善提案による事務の合理化と業務の効率的・効果的な運営の推進
- ニ 印刷物における間伐材利用紙の利用を拡大
- ホ ITの有効活用による効率的・効果的な業務の推進

(3)個別目標

〔国民生活事業本部〕

- イ 事務の合理化及び業務の効率化の一層の推進
- ロ 契約センター等の集約化拠点を活用した事務集約化の一層の推進
- ハ 教育ローンセンターの活用及び事務の合理化等を通じた、効率的・効果的な教育資金貸付業務の推進
- ニ 信用調査票の電子化を通じた事務の合理化
- ホ 現場目線に立った事務改善の推進
- ヘ 債権管理部門の管理先数削減に応じた拠点集中化の推進

〔農林水産事業本部〕

- イ BPR施策の着実な実行
- ロ 職員の日常の気づきを集約する提案制度の活用

〔中小企業事業本部〕

- イ 融資業務BPR施策の着実な実行及び実行後の効果検証
- ロ 効率的な審査事務の実施
- ハ 保険業務BPR施策の着実な実行
- ニ 現場の提案を活かした一層の業務効率化
- ホ 人員の効率的な配置の検討

〔企画管理本部〕

- イ 経費管理態勢の整備(「経費の多面的分析」の取り組みの継続)
- ロ 調達能力向上のため人材育成を強化
- ハ 企画管理本部等の提案制度の活用による業務改善

3 次期公庫システム計画の着実な推進、システムの効率的・効果的な開発・運用、IT利活用の一層の推進・人材育成

(1)次期公庫システム計画の着実な推進

- イ 各事業本部との緊密な連携による、以下の施策に係るシステム要件の確定、調達手続、設計、開発の着実な推進
 - (イ)顧客や連携先等とのチャネルとしてのインターネット環境の構築

(ロ)事務効率化及び顧客サービス向上のための顧客情報の集約・活用

(ハ)各事業本部の業務に合わせたシステムの機能改善

(ニ)柔軟な働き方に対応したシステムの構築

(ホ)業務システムの再構築による利便性の向上

- 今後のITの進化に対応するための研究及び事業環境の変化に対応した柔軟な計画の見直しによる最適なIT活用の実現

(2)効率的かつ円滑なシステムの開発・運用に向けた取組みの推進

イ 各事業本部等との連携態勢の強化

□ 安定稼動に配慮したシステム開発の一層の効率化

ハ 効率的かつ円滑なシステム運用の推進

ニ サイバーセキュリティ状況や最新の技術動向を踏まえた効果的なセキュリティ対策の強化

(3)IT利活用の一層の推進・人材育成

イ 事業本部と緊密に連携したIT利活用推進態勢の整備

□ 最新のITを活用した事例の収集・提供

ハ ITの業務活用のための事業本部と一体となった実証実験の実施

ニ 業務効率化のためのRPA^(注)の導入推進

ホ 職員のITリテラシーの向上とサポート態勢の強化

ヘ 新しいIT技術やサービスを業務に活用できる人材の育成

ト サイバーセキュリティ脅威に対応する人材の育成

(注)RPA(Robotic Process Automation)：パソコン上での様々な操作を、ソフトウェア・ロボットが人間に代わって実行する仕組み

(4)システム監査の適切な実施

4 人材育成・活用

(1)基本方針

イ 「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実

□ 人事給与制度の適切な運用

ハ 人材活用の推進

ニ 専門性の強化

(2)全体目標

イ 基本理念・経営方針・業務運営計画の浸透・理解

会議・研修及び勉強会等により、その背景を含めた浸透・理解の徹底

□ 新入職員から上級管理職まで、一貫した教育を実施

事業本部固有のものを除き、全階層の研修、自己啓発支援制度を共通化して実施

ハ マネジメント能力の強化

(イ)人材アカデミー各コースの内容充実と円滑な運営の実施

(ロ)階層別研修(新任上級業務職以上)の内容の充実等

(ハ)特定目的研修(管理職)の拡充

ニ 柔軟な働き方を可能とする制度の積極的な活用

ホ 「働き方改革」に係る政府の方針への対応

ヘ 人事給与制度・考課制度の適切な運用に向けた取組み

(イ)人事給与制度(転勤特例制度、地域総合職制度、再雇用制度を含む。)の運用状況に関するモニタリングの実施

(ロ)人事考課制度に対する職員満足度に関するモニタリングの実施

ト 事業間人事異動の適切な運用

チ 業務職育成制度等によるエリア職の活動範囲の拡大

リ 専門性の強化策の実施

- (イ)社内公募、中途採用の実施
- (ロ)専門性強化を狙いとした教育施策の推進
- (ハ)中小企業診断士、農林水産業経営アドバイザーの資格取得推進及び有資格者の活用
- (ニ)企業派遣研修の実施

又 採用活動における認知度の向上
 ル 給与支給事務等の効率的な実施

①職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」	100%
②職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」	100%
③職員意識調査項目「業務目標の管理(面接十分、管理も適切)」	80%
④職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック(十分に有る)」	90%

(補足)職員意識調査項目の内容

①職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、日本公庫の基本理念、経営方針の内容を知っていますか。

②職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、配属されている事業本部／企画管理本部等の業務運営計画の内容を知っていますか。

③職員意識調査項目「業務目標の管理(面接十分、管理も適切)」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたの業務目標は、期中の進捗管理や支援などを通じて、上司に適切に管理されていると思いますか。

④職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック(十分に有る)」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：業績や人事考課の結果に関して、上司からのフィードバックはありましたか。

<モニタリング指標>

- ・中小企業診断士有資格者数
- ・農林水産業経営アドバイザー有資格者数

5 女性活躍の推進と職場環境の向上

(1)基本方針

- イ 女性管理職の積極的登用
- ロ 女性職員のキャリア開発の推進
- ハ ワークライフ・マネジメント(WLM)の実践
- ニ 女性活躍推進の活動について、全職員が参加し、業務に貢献する活動の実施
- ホ ハラスメント対策の強化

(2)全体目標

- イ 新たな女性管理職の登用目標に向けて、「プロジェクトChallenge!! (平成28～30年度)」等により、管理職候補者を育成
- ロ 女性総合職に対して、メンタリング制度等によりキャリア形成を支援
- ハ エリア職に対して、業務職育成制度により職域拡大を支援
- ニ 女性職員に対して、管理職が「実践の場・チャレンジの機会」を積極的に付与し、女性職員の能力とチャレンジ意欲を向上
- ホ 男性の育児参画意識の向上策の検討・実施
- へ 職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境の整備

(イ)ライフステージに応じた両立支援策の実施

(ロ)時間生産性を高め、メリハリある働き方を推進

ト 女性活躍推進の活動について、これまでの活動を踏まえ、より一層業務に貢献する取組みを着実に実施

チ ハラスメント対策の強化(「6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化」と同様の取組み)

リ 職員一人ひとりが健康の保持増進に取り組む職場づくり

(イ)健康に関する研修の実施及び特定保健指導の受診促進

(ロ)ノー残業デー週2日の実施、有給休暇の取得促進

(ハ)ストレスチェックの実施及び有効活用

ヌ 職員意識調査による経営課題の把握

①管理職に占める女性の割合	7%以上(2023年4月時点)
②新卒女性総合職採用比率	30%以上
③職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度(女性)」	75%
④ノー残業デー週2日の実施率	80%
⑤男性の育児関連休暇(出産休暇、育児参加休暇、育児休業)合計5日の取得率	100%

(補足)職員意識調査項目の内容

③職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度(女性)」

対象数値：女性職員の肯定的比率

質問内容：管理職層は、日常的な業務指導を通じて、女性職員の能力開発を支援していると思いますか。

6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化

(1)基本方針

イ 政策要請に応えつつ適切なリスク管理を実施

ロ コンプライアンス意識の強化・定着化を図るとともに、的確なモニタリングを実施

ハ 危機管理態勢の一層の強化

(2)全体目標

イ リスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムの策定と着実な実施並びにコーポレート・ガバナンス委員会等における同プログラムの実施状況のモニタリング

ロ 反社会的勢力排除態勢に係る適切な対応

ハ 研修実施及び学習ツールの活用による一人ひとりのコンプライアンス意識の強化

ニ コンプライアンスに係る報告・相談の徹底

ホ BCPに係る実践的な本支店訓練等を通じた、一人ひとりの危機対応力の向上

へ 危機管理・コンプライアンス事案対応における支店長の適切な役割発揮

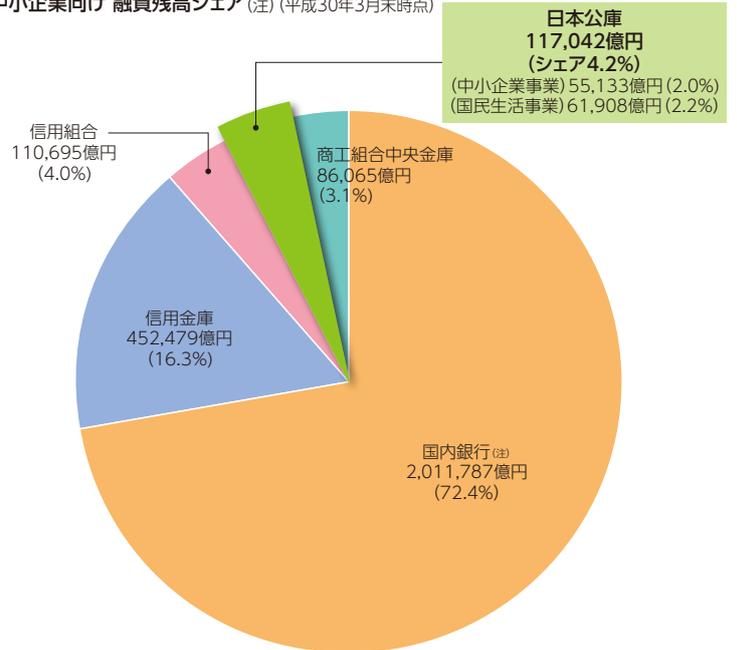
日本政策金融公庫の取組み

日本公庫の融資構造	16
民間金融機関との連携	17
政策金融の実施(セーフティネット機能の発揮)	19
東日本大震災への対応	19
平成28年熊本地震への取組み	20
政策金融の実施(成長戦略分野等への支援)	20
総合力を発揮したお客さまサービス向上の取組み	25
その他の取組み	27
平成29年度の業務概況及び決算概要	28
資金調達	30

日本公庫の融資構造

- 中小企業向けの融資残高における日本公庫 (国民生活事業・中小企業事業)の残高シェアは**4.2%**となっています。

中小企業向け 融資残高シェア (注) (平成30年3月末時点)

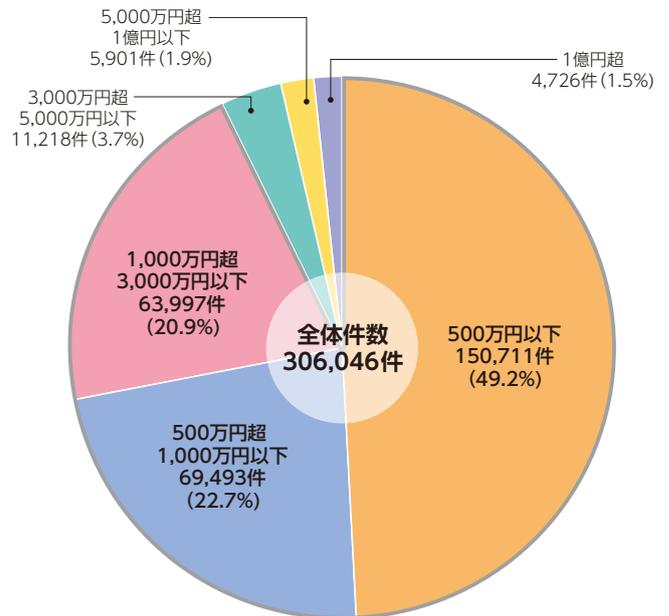


(注) 都銀、地銀、第二地銀、信託銀の合計

(出典) 日本銀行「貸出先別貸出金」「現金・預金・貸出金」、全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」、日本政策金融公庫「業務統計」、商工組合中央金庫「業務統計」

- 平成29年度の日本公庫の融資金額別の構成割合を見ると、事業資金の融資件数約30万件のうち、融資金額**500万円以下が49%、3,000万円以下で93%**となっています。
- その他、国民一般向けに教育ローンの貸付を行っています (年間約12万件)。

日本公庫 平成29年度融資金額別実績 (注)



(注) 国民生活事業・農林水産事業・中小企業事業 (融資) の事業資金の合計

民間金融機関との連携

民間金融機関との連携に取り組んでいます

(1) 業務連携・協力にかかる覚書締結状況

日本公庫は、民間金融機関の補完を旨としつつ、これまで多くの民間金融機関との業務連携を進めており、**平成30年3月末時点で、495機関と業務連携・協力にかかる覚書を締結**しています。

(2) 協調融資スキーム^(注)の構築実績

平成26年度からは、連携の実効性を高めるため**民間金融機関と連携・協調して融資するスキーム作りに取り組んでいます**。協調融資スキームを構築した民間金融機関数は、**平成30年3月末時点で、454機関**にのぼります。

(注) 協調融資として取り扱う案件の具体的な紹介ルールの取決めがなされているものです。

業態別「協調融資スキーム」の構築機関数(平成30年3月末時点)

(機関)

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	その他	合計
機関数	1	61	40	257	90	5	454
(参考)							
全金融機関数	4	64	41	261	105	—	475
業態別構築割合	25%	95%	98%	98%	86%	—	95%

(注) 1.信用組合の全金融機関数は、業域信用組合及び職域信用組合を除きます。
2.業態別構築割合の合計は「その他」を除いて算出しています。

● 「協調融資スキーム」構築先との協調融資商品創設

協調融資スキームの中には、民間金融機関と日本公庫が連携し協調融資商品を創設して事業者を支援しているものもあります。

商品の例としては、福井銀行と創業分野で創設した「ふくぎん・日本公庫スタートアップサポート『W-ing』」や、会津商工信用組合と農業分野で創設した協調融資商品「あいづアグリ・パートナーローン」、北日本銀行と復興に関する事業再生分野で創設した「経営強化連携融資スキーム」などがあり、実際に本商品で協調融資を実施するなど、具体的な成果が出始めています。

協調融資商品の創設事例

構築時期	金融機関名	協調融資商品名	分野
平成29年4月	笠岡信用組合	かさしんソーシャルビジネス成長応援資金	ソーシャルビジネス
29年6月	津山信用金庫	つなぐ力	創業
29年6月	名古屋銀行	ネクスト	第二創業
29年7月	豊和銀行	地方創生!! 創業・新事業サポート資金	創業・第二創業
29年8月	岩手銀行	連携復興エグジツトスキーム	事業再生(復興)
29年8月	福井銀行	ふくぎん・日本公庫スタートアップサポート『W-ing』	創業
29年9月	会津商工信用組合	あいづアグリ・パートナーローン	農業
29年9月	広島県信用組合	サポートアルファ	事業再生
29年10月	荘内銀行	Will plus	女性
29年11月	津山信用金庫	つなぐ心	ソーシャルビジネス
29年12月	芝信用金庫	サポートワン創業	創業
		サポートワン挑戦	事業再生
		サポートワン未来	成長期支援
30年1月	きらやか銀行	未来へのバトン	事業承継
30年1月	さわやか信用金庫	順風満帆	創業期
30年1月	北日本銀行	経営強化連携融資スキーム	事業再生(復興)
30年2月	香川県信用組合	サクセスサポート	事業再生
30年3月	熊本信用金庫	創業サポート資金	創業
		成長サポート資金	成長期支援

(3) 協調融資^(注)実績

平成29年度の民間金融機関との協調融資実績は、**2万3,080件(前年度比117%)、7,505億円(同102%)**となりました。

(注)同一目的の資金計画に対し、日本公庫と民間金融機関が協議を経たうえで、両者が融資(保証)を実行または決定したものです(公庫で集計したものです。両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含まれます)。

業態別協調融資実績(平成29年度)

協調融資実績	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	その他	合計		参考 平成28年度実績
							前年度比		
件数	1,043件	6,587件	3,179件	9,785件	1,748件	738件	23,080件	117%	19,671件
金額	1,083億円	3,003億円	788億円	1,664億円	263億円	702億円	7,505億円	102%	7,322億円

協調融資事例

事業承継支援ネットワークを活用し、経営改善・後継者育成を協調支援

T株式会社は、一般住宅や公共施設の給排水設備や浄水層の設計施工を手掛けている。

同社は、効率的な人員配置、採算管理の徹底、世代交代のための後継者育成という経営課題を抱えていた。そのため、メイン行である尾西信用金庫と尾西商工会に相談し、工事受注維持のための営業体制の強化、採算・原価管理体制の整備、後継者育成など、経営課題解決のための経営改善計画を策定した。

その後、同社は、経営改善計画に基づいて、人材確保、後継者への事業承継準備にかかる資金について公庫に相談。公庫は、地域で構築している事業承継支援ネットワーク^(注)を活用して、メイン行の尾西信用金庫と協議のうえ、協調融資を行った。

(注)尾西信用金庫と公庫は、地元経済団体と事業承継支援のためのネットワークを構築しており、本件は、この事業承継支援ネットワークを活用した第一号事例である。

地域のランドマークである商業施設の大規模改装を協調支援

有限会社Sは、秋田市中心市街地に大型商業施設を所有。同施設は、秋田駅西口ロータリーに面した好立地に所在し、街中の賑わい創出に貢献してきた。

同社は、建物老朽化に伴い耐震化工事を計画。同時に、テナント構成の見直しや施設名を含めた全面的なリニューアルにより、集客力の向上を図る大規模な改装を計画。同社から相談を受けたメイン行の秋田県信用組合及び北都銀行は、大型の設備投資であったため、公庫に対して協調融資を打診。

若者の利用が多く見込まれる大型商業施設の集客力を高めることで、地域経済の活性化などが期待できることから、公庫は相談段階から秋田県信用組合及び北都銀行と連携し、施設大規模改装資金について協調融資を行った。

農業による地域振興を図る農業法人を協調支援

N株式会社は、地域の耕作放棄地の活用や原発事故による風評被害の払拭等に向け、県内企業と福島県柳津町他の農業者により設立された農業生産法人。同社は、柳津町の地域振興作物に指定されているニンニク生産を開始。

高品質で精度の高いニンニク生産に成功したことから、同社は生産規模の拡大及び生産から加工・販売までを自社で一貫して行うことを計画。

会津商工信用組合と公庫は、同社の継続的な事業展開を見据え、一体となり同社へのヒアリングを行うなど相談段階から連携し、同社計画の事業性や地域貢献の高さなどを評価。ニンニク生産設備等の事業の立ち上げに必要な資金について、同信組と公庫が農業者向け提携商品である「あいづアグリ・パートナーローン」を活用して融資を行った。

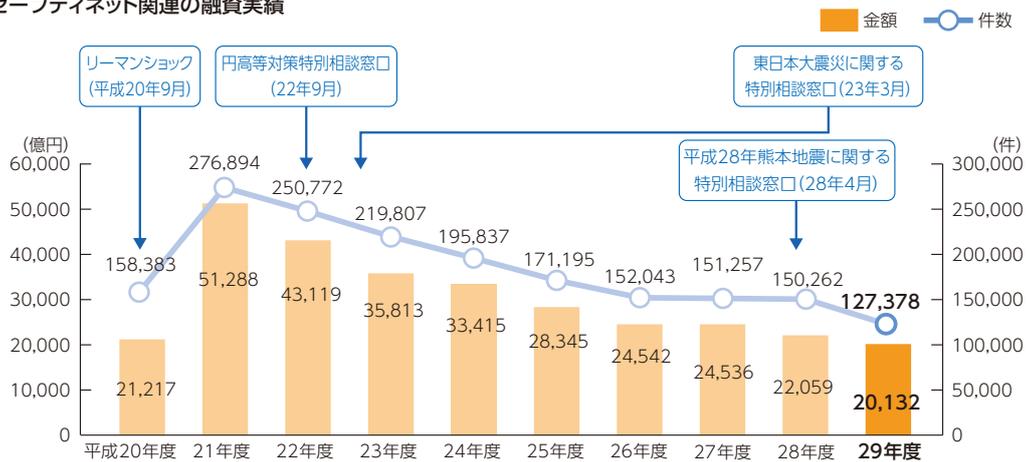
政策金融の実施(セーフティネット機能の発揮)

セーフティネット機能を発揮しています

東日本大震災や熊本地震、台風などの自然災害のほか、国際的な金融不安、経済収縮による悪影響に伴い資金繰りに支障をきたしている方々に対する、セーフティネット関連^(注)の平成29年度の融資実績は、**12万7,378件(前年度比85%)、2兆132億円(同91%)**となりました。

(注)「セーフティネット関連融資」とは災害復旧貸付、東日本大震災復興特別貸付、経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、農林漁業セーフティネット資金等が含まれます。

セーフティネット関連の融資実績



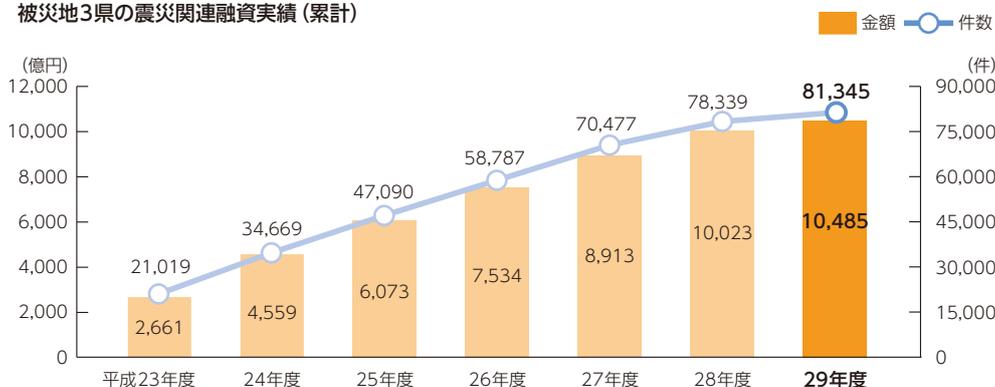
東日本大震災への対応

東日本大震災からの復興を支援しています

東日本大震災関連融資の被災地3県(岩手、宮城、福島)における平成29年度までの累計融資実績(平成23年3月11日~30年3月末)は、**8万1,345件、1兆485億円**となりました。

東日本大震災被災3県の製造品出荷額等は概ね震災前の水準まで回復しています。一方で、震災後の操業休止期間中に販路を失ったり、風評被害の影響などにより、売上高が回復できない企業もあります。こうした被災地の課題に対し、きめ細かな対応を継続していきます。

被災地3県の震災関連融資実績(累計)



平成28年熊本地震への取組み

平成28年熊本地震からの復興を支援しています

平成28年4月14日の発災以降、融資相談や返済相談に迅速かつきめ細かく対応するため、「平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口」等を設置し、相談対応を開始するとともに、中小企業・小規模事業者向けに「平成28年熊本地震特別貸付」、農林漁業者等向けに「金利負担軽減等の特例措置」等の取扱いを開始し、対応してまいりました。

発災以降、平成30年3月末までの累計融資実績は、**17,728件、2,050億円**となりました。

平成28年熊本地震 関連融資実績 (累計)



●教育ローン

東日本大震災や平成28年熊本地震などの災害により被害を受けた方を対象として、金利の引き下げなどの「災害特例措置^(注)」を実施しています。

(注)居住地など一定の要件があります。

●信用保険

震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまが、金融機関から事業の再建等に必要な資金を借入れる際に、全国の信用保証協会が行う東日本大震災復興緊急保証及び平成28年熊本地震に対する災害関係保証などに係る保険を引き受けています。

●危機対応円滑化業務

「東日本大震災に関する事案」及び「平成28年熊本地震による災害に関する事案」が危機認定され、指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫において危機対応業務を実施しています。

政策金融の実施(成長戦略分野等への支援)

(1) 創業や新事業への支援

① 創業融資実績

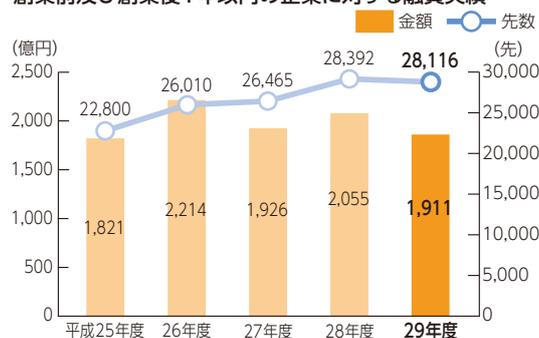
平成29年度の融資実績は、**2万8,116先(前年度比99%)、1,911億円(同93%)**となりました。性別、年齢別の動向としては、若者への融資が増加しています。

女性、シニア、若年層への創業融資実績

	平成27年度	28年度	29年度	前年度比
女性層	5,555先	6,364先	6,174先	97%
シニア層(55歳以上)	3,157先	3,208先	2,995先	93%
若年層(35歳未満)	7,265先	7,823先	7,931先	101%

(注)女性のシニア層及び若年層は、女性層ともう一方の層で重複して集計しています。

創業前及び創業後1年以内の企業に対する融資実績



②創業支援ネットワーク構築

創業希望者がワンストップで創業に関するさまざまな支援が受けられるよう、地域の創業支援機関と連携し、各地で「創業支援ネットワーク」を構築しています。

③新事業育成資金^(注)の融資実績

平成29年度の融資実績は、**1,318先(前年度比80%)**、**620億円(同62%)**となりました。

(注)高い成長性が見込まれる新たな事業に取組む中小・ベンチャー企業を支援する特別貸付制度です。

④地域のベンチャー支援機関との連携

各地でベンチャー支援に係る情報交換会や、地域のベンチャー企業等によるプレゼンテーションイベントを開催し、地域のベンチャー支援機関(地方銀行、ベンチャーキャピタル、証券会社等)と連携して、ベンチャー企業の発掘、支援に取り組んでいます。

⑤資本性ローン^(注)の融資実績

平成29年度の融資実績は、**373先(前年度比94%)**、**228億円(同91%)**となりました。

(注)中小企業者等の財務体質の強化を図るため、資本性の資金を供給する制度です。本制度は、無担保・無保証人であるほか、法的倒産手続時は他の債務に劣後し、本制度による債務は、金融検査上自己資本とみなすことができる等の特徴を有します。

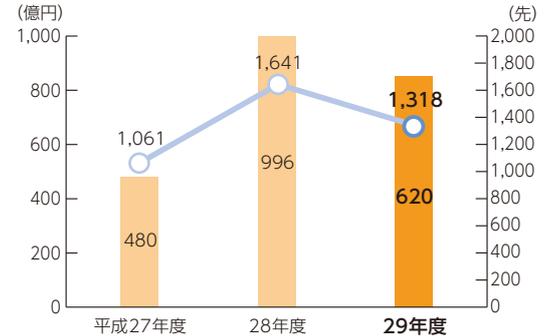
⑥新株予約権付融資の利用状況

「新事業育成資金」には、株式公開を目指すベンチャー企業などを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を中小企業事業が取得することにより無担保資金を供給する制度があります。

創業支援ネットワークの構築数(累計)

平成28年度末	29年度末
912カ所	976カ所

新事業育成資金の融資実績



地方銀行との共催によるベンチャー企業のプレゼンテーションイベント

資本性ローンの融資実績

	平成27年度	28年度	29年度	前年度比
先数	441先	398先	373先	94%
金額	283億円	251億円	228億円	91%

新株予約権付融資

	平成27年度	28年度	29年度	前年度比
先数	30先	37先	33先	89%
金額	7.4億円	5.7億円	5.7億円	100%

(2)事業再生・事業承継への支援

①事業再生等への支援

「企業再生貸付」の平成29年度の融資実績は、**4,564先(前年度比194%)**、**1,757億円(同130%)**となりました。

再生支援に係る融資実績

		平成27年度	28年度	29年度	前年度比
企業再生貸付	先数	1,492先	2,349先	4,564先	194%
	金額	1,021億円	1,356億円	1,757億円	130%
資本性ローン	先数	520先	547先	588先	107%
	金額	355億円	359億円	377億円	105%

再生支援に係る金融支援実績

		平成27年度	28年度	29年度	前年度比
DDS、DES等の 抜本的な再生金融手法 ^(注)	先数	199先	197先	160先	81%

(注) DDS、DESのほか、債権の不等価譲渡、第二会社方式、債権放棄による実績。当該期間に日本公庫が同意した先数を集計したものの。

・DDS(デット・デット・スワップ): 既存債務の一部を劣後債務に転換する金融手法。

・DES(デット・エクイティ・スワップ): 既存債務の一部を株式化することによって、財務体質の改善を図る金融手法。

・債権の不等価譲渡: 債権者が債権を地域再生ファンド等へ額面より低い価格(時価)で譲渡する金融手法。

・第二会社方式: 収益性のある事業を会社分割または事業譲渡によって切り離して他の事業者等に承継させ、過剰債務部分は不採算事業とともに元の会社に残して特別清算等の法的整理によって債務免除を受ける金融手法。

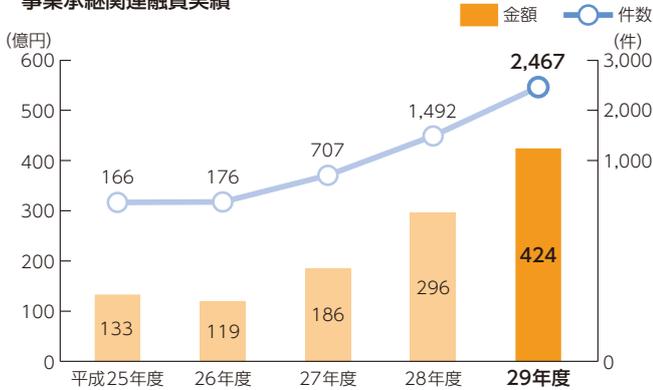
・債権放棄: 債権者が債権の一部を放棄することによって、再生企業のキャッシュフロー及び財務内容を改善させる金融手法。

②事業承継支援

「事業承継関連」の平成29年度の融資実績は、**2,467件**（前年度比**165%**）、**424億円**（同**143%**）となりました。

また、事業承継に向けた経営者の意識喚起や事業承継における多様な課題の解決を支援するために、事業承継の課題に応じた情報支援も行っています。

事業承継関連融資実績



(注) 平成29年4月からは事業承継前の準備資金も対象となるなど、幅広い資金需要に対応するため、融資対象を拡充している。
上の表には平成27年2月に創設された新事業活動促進資金（事業承継関連※）の実績を含んでいる。 ※平成29年に事業承継・集約・活性化支援資金に統合。

「経営者の意識喚起」の取組み事例

〈(左)つなぐノート概要〉
事業承継に向けた課題の整理や準備計画づくりなど、事業承継に向けた取組みを検討できるワークブック
(29年12月発行)

〈(右)たくすチカラ概要〉
事業承継に際して、経営者や後継者がどのような想いを持ち、どのような課題に取り組んだのかを紹介する事例集
(30年2月発行)

外部専門家への取次ぎ事例

顧客概要	金属工作機械用部品製造業者（経営者は40歳代の男性）
事業承継の準備状況	経営者はまだ若いのが、10歳代の息子を後継者候補と考えるなど、事業承継に対する意識が高い。将来的な事業承継を見据え、経営基盤の強化を図るため、今後、技術者の確保や大手企業への販路拡大、近隣同業者の買収（M&A）を検討している。
支援内容	公庫担当者は、地域の事業引継ぎ支援センターとの連携を通じて得た情報（小規模企業からの相談が多いこと、ノンネームでの情報交換であること等）を経営者に伝えたとこ、関心を示したため、面談をセッティングした。

(3) ソーシャルビジネス^(注)への支援

① ソーシャルビジネス関連の融資実績

平成29年度のソーシャルビジネス関連の融資実績は、**10,819件**（前年度比**112%**）、**818億円**（同**114%**）となりました。また、そのうちNPO法人への融資実績は、**1,552件**（同**105%**）、**97億円**（同**113%**）となりました。

(注) 高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、地域活性化、環境保護など、地域や社会が抱える課題の解決に取り組む事業をいいます。

ソーシャルビジネス関連の融資実績



融資実績の内訳

		平成27年度	28年度	29年度	前年度比
ソーシャルビジネス関連融資 ^(注)	件数	7,746件	9,644件	10,819件	112%
	金額	607億円	717億円	818億円	114%
①NPO法人向け	件数	1,177件	1,476件	1,552件	105%
	金額	72億円	86億円	97億円	113%
②介護・福祉事業者向け	件数	6,212件	7,885件	8,375件	106%
	金額	491億円	608億円	655億円	108%
③社会的課題の解決を目的とする事業者向け	件数	1,190件	1,364件	2,021件	148%
	金額	98億円	93億円	142億円	152%

(注) ①NPO法人②介護・福祉事業者③社会的課題の解決を目的とする事業者(①②を除きます)への融資実績(①と②の重複分を除きます)の合計です。

② ソーシャルビジネス支援ネットワークの取組み

地方公共団体、地域金融機関、NPO支援機関等と連携し、経営課題の解決を支援するネットワークの構築に取り組んでいます。ネットワークを構成する各支援機関の施策・サービスをワンストップで提供するとともに、経営支援セミナーや個別相談会の実施により、法人設立、事業計画の策定、資金調達、人材育成といったソーシャルビジネスの担い手の皆さまが抱える経営課題の解決を支援しています。

平成30年3月末現在のネットワーク総数は113件にのびます。



(4) 海外展開支援

① 海外展開・事業再編資金の融資実績

「海外展開・事業再編資金」の平成29年度の融資実績は、海外現地法人の資金ニーズが底堅いことや積極的に輸出入に取り組む中小企業・小規模事業者が増えてきていることなどから、**2,183先(前年度比121%)、403億円(同107%)**となりました。

また、平成27年度に取扱いを開始した外貨貸付(米ドル)^(注)の融資実績は、**103先、2,907万米ドル(32億円相当)**となっています。

国・地域別実績では、中国・ASEANが**約6割**を占めています。

^(注) 中小企業・小規模事業者のより幅広い資金ニーズに対応するため、外貨(米ドル)でご融資する制度です。



海外展開・事業再編資金の国・地域別実績内訳

	平成27年度		28年度		29年度		
	合計		合計		合計		
	先数	割合	先数	割合	先数	割合	前年度比
中国(香港含む)	408先	26%	494先	27%	655先	30%	133%
ASEAN	490先	32%	585先	32%	600先	27%	103%
タイ	138先	9%	141先	8%	147先	7%	104%
ベトナム	106先	7%	139先	8%	174先	8%	125%
フィリピン	80先	5%	96先	5%	78先	4%	81%
インドネシア	56先	4%	65先	4%	48先	2%	74%
その他ASEAN	110先	7%	144先	8%	153先	7%	106%
その他	643先	42%	732先	40%	928先	43%	127%
合計	1,541先	100%	1,811先	100%	2,183先	100%	121%

② スタンドバイ・クレジット制度^(注)の利用実績

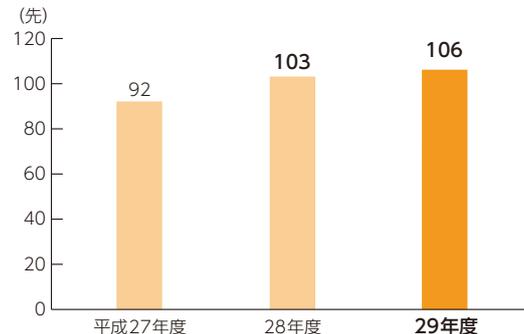
平成29年度は、タイ、中国、韓国、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム、香港、メキシコ、シンガポール及び台湾の金融機関に対して信用状を発行し、その利用実績は**106先**となりました。平成24年度の制度開始以来の累計実績(～平成30年3月末迄)は**423先**となっています。

平成29年度には中国の青島と大連に支店を有する山口銀行と新たに業務提携を開始しており、平成30年3月末までに提携した金融機関は12行まで拡大しています。

また、より多くの中小企業者の皆さまが本制度を利用できるよう、平成25年度から全国各地の地域金融機関と連携したスキームを構築しています。平成30年3月末までに全国61の地域金融機関と連携しており、延べ**23先**に対して、本連携スキームによる信用状を発行しました。

^(注) 中小企業者の海外現地法人等が、日本公庫と提携する金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために公庫がスタンドバイ・クレジット(信用状)を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。

スタンドバイ・クレジット制度の利用実績



トライアル輸出支援事業の支援実績

輸出国・地域	27年度 支援件数	28年度 支援件数	29年度 支援件数	29年度の主な輸出品目
台湾	2件	10件	30件	・和牛 ・米 ・農産物(人参、メロン) ・乳製品(アイスクリーム、チーズ) ・加工品(トマトジュース、ドライトマト、あんぱん、あずき、にんにくオリーブ、せんべい、和紅茶)
シンガポール	15件	8件	11件	・農産物(じゃがいも、小松菜) ・茶 ・加工品(青汁、せんべい、ぼん菓子、焼き芋、トマトミックスジュース、フルーツゼリー)
マレーシア	11件	8件	7件	・農産物(いちご) ・茶 ・加工品(さつま揚げ、煮物)
香港	4件	3件	5件	・農産物(白菜、大根、キャベツ)
マカオ	-	5件	1件	・茶
米国	8件	3件	1件	・粉末緑茶
カナダ	1件	-	-	-
計	41件	37件	55件	

③ 農水産業者等に対するトライアル輸出支援事業^(注)の実績

平成29年度のトライアル輸出支援事業は、輸出に意欲のある農水産業者や食品製造業者に対して、貿易商社と提携し、55件の試験的な輸出(トライアル輸出)支援を行いました。輸出国・地域別では、台湾が30件と最多で、次いでシンガポール11件、マレーシア7件、香港5件、マカオ1件、米国1件となりました。輸出品目別では米、お茶、和牛、じゃがいも、小松菜などの農畜産物のほかアイスクリーム、ジュース、ゼリーなどの加工品の輸出支援を行いました。

^(注) 取引のあるお客さまへの経営支援サービスの一環として、日本公庫農林水産事業が平成25年度から開始した事業で、農水産物・食品の輸出ノウハウを持つ貿易商社と連携し、農産物などの輸出に初めて取り組むお客さまをサポートしています。

(5) 農林水産業の新たな展開への支援

① 農業の担い手(法人・大規模家族経営や農業参入)を支援

平成29年度の「農業経営基盤強化資金」(略称:スーパーL資金)の融資実績は、**6,955先(前年度比105%)**、**3,286億円(同133%)**となりました。

平成29年度の新規就農、農業参入関連への融資実績は、**2,233先(前年度比118%)**、**713億円(同141%)**となりました。

平成26年度から取扱いを開始した「青年等就農資金」^(注)の融資実績は**1,512先(前年度比124%)**、**126億円(同139%)**となりました。

(注)新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方を応援する資金です。

② 6次産業化の取組みを支援

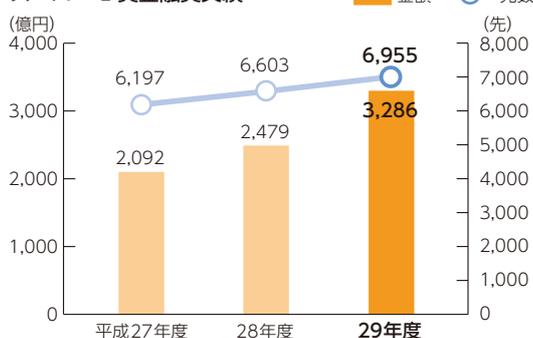
平成29年度の6次産業化(農林漁業者が生産物の高付加価値化のため、一体的に取り組む加工・販売事業など)により経営改善に取り組む方への融資実績は、**1,553先(前年度比111%)**、**1,525億円(同134%)**と増加しました。

③ 民間金融機関等による農業法人への出資等を支援

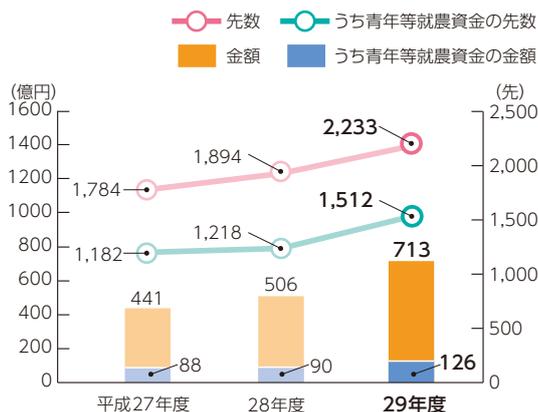
平成29年度末時点で、農業法人投資育成事業^(注)に基づき民間金融機関等が設立した投資事業有限責任組合(LPS) **13先(日本公庫出資約束金額33.6億円)**、株式会社**1先(公庫出資額20.3億円)**に対して出資しています。

(注)「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号)に基づき、農業法人の株式等を取得・保有し、経営又は技術の指導を行う事業です。

スーパーL資金融資実績



新規就農、農業参入関連の融資実績



6次産業化に取り組む方への融資実績



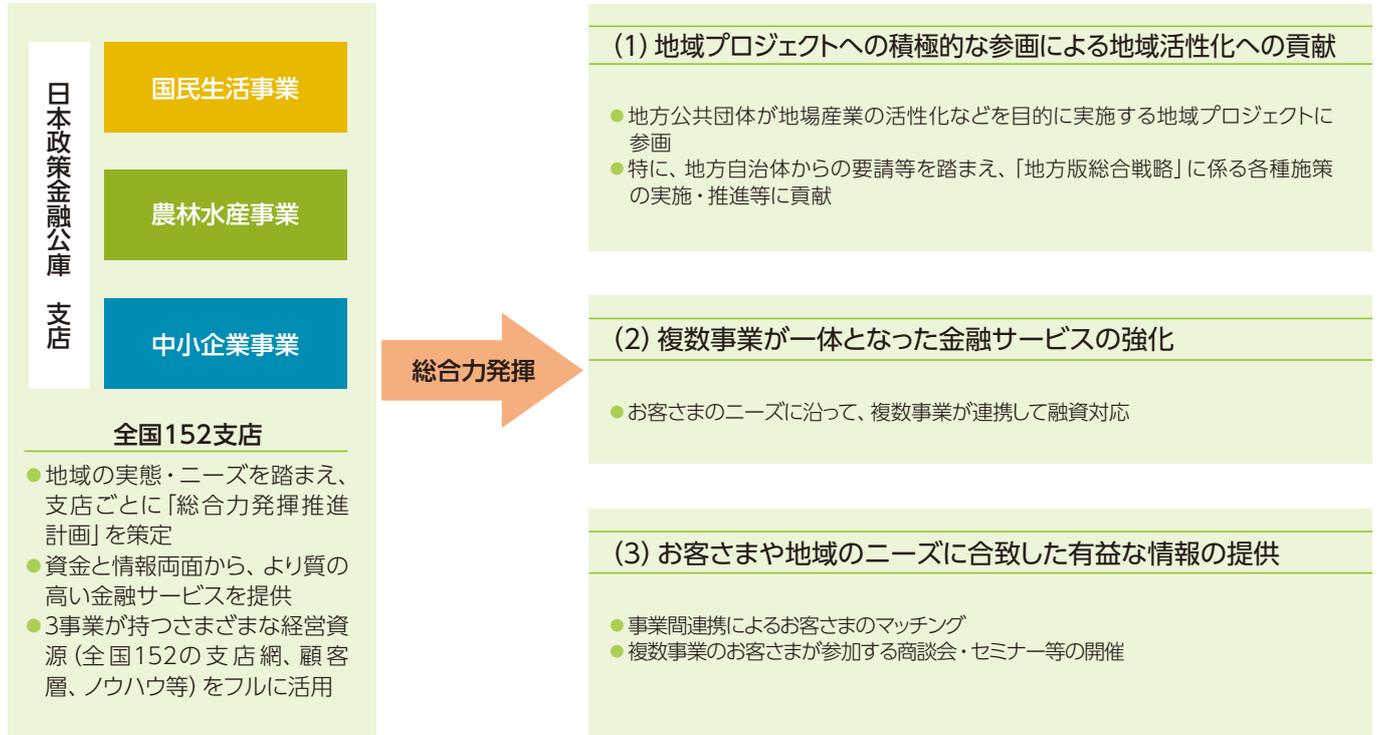
出資先一覧

名称	総出資約束金額又は 資本金(うち日本公庫)
北洋農業応援ファンド投資事業有限責任組合	5億円(2.49億円)
いわぎん農業法人投資事業有限責任組合	5億円(2.45億円)
荘銀あぐり応援ファンド投資事業有限責任組合	3億円(1.47億円)
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合	5億円(2.45億円)
ほくりくアグリ育成ファンド投資事業有限責任組合	1億円(0.49億円)
さんぎん農業法人投資事業有限責任組合	3億円(1.47億円)
ちゅうぎん農業ファンド投資事業有限責任組合	10億円(4.90億円)
いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合	5億円(2.40億円)
えひめアグリファンド投資事業有限責任組合	5億円(2.45億円)
FFG農業法人成長支援投資事業有限責任組合	10億円(4.99億円)
おおいた農業法人育成ファンド投資事業有限責任組合	3億円(1.44億円)
KFGアグリ投資事業有限責任組合	10億円(4.90億円)
信用組合共同農業未来投資事業有限責任組合	3.6億円(1.76億円)
アグリビジネス投資育成株式会社	40.7億円(20.3億円)

総合力を発揮したお客さまサービス向上の取組み

総合力を発揮したお客さまサービスの向上に取り組んでいます

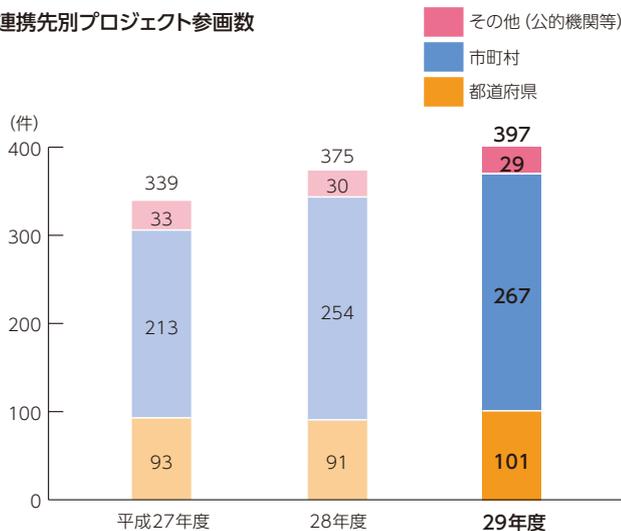
お客さまや地域のニーズに合致した有益な情報提供等を行うため、各事業本部が連携してノウハウ・情報を相互に活用し、サービスの強化に取り組んでいます。



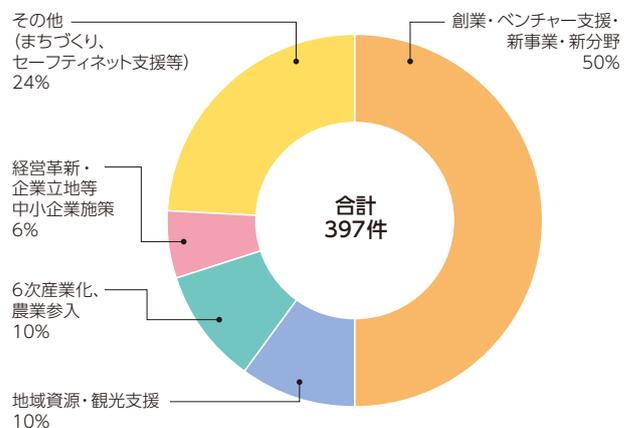
地域プロジェクトへの参画

- 全国152支店において、「総合力発揮推進計画」を策定し、地域が抱える課題に、きめ細やかに対応しています。
- 平成29年度は、全国で総計**397件**の地域プロジェクトに参画しました。連携先別では、「都道府県」が**101件**、「市町村」が**267件**となっており、施策別では、「創業・ベンチャー支援・新事業・新分野」が**50%**と最も多くなっています。

連携先別プロジェクト参画数



参画するプロジェクトの施策別内訳(注)



(注)日本公庫による分類

複数事業が一体となった金融サービスの強化、 お客さまや地域のニーズに合致した有益な情報の提供

- 多様化するお客さまのニーズに対応するため、複数事業の資金メニューを活用した融資に取り組み、お客さまサービスの向上を図っています。
- 各事業が連携してノウハウ・情報を相互に活用し、販路開拓・商品開発に向けたお客さまのマッチングや商談会／セミナーの開催に取り組んでいます。
- 平成29年度の事業間連携によるお客さまの**マッチング件数は2,923件**となりました。
- 平成29年度の全国各地で展開した**商談会等の開催回数は365回**となりました。「アグリフードEXPO」や「全国ビジネス商談会」など、全国規模の商談会も開催しているほか、全国の支店においても地域の特色を活かした商談会を開催しています。
- インターネットビジネスマッチングサイトの運営により、お客さまに販売先や原材料の仕入先などのビジネスチャンスを広げていただくための「場」を提供しています。

日本公庫インターネットビジネスマッチングサイト

<https://match.jfc.go.jp/>

全国規模の商談会

アグリフードEXPO

- 平成18年度から開催しており、農業者や食品製造業者の方々に、広域的な販路拡大の機会を提供する「国産」にこだわった全国的な展示商談会です。平成29年度は東京（平成29年8月）と大阪（平成30年2月）において開催しました。



第11回アグリフードEXPO大阪2018

全国ビジネス商談会

- 平成19年度から開催しており、全国各地のお取引先の方々に、ビジネスチャンス拡大の機会をご提供する商談会です。平成29年度は横浜（平成30年2月）において開催しました。



第10回全国ビジネス商談会

各地域での商談会

山陰食の商談会 山陰×神戸・大阪

- 山陰地方と関西地方の各支店と民間金融機関が連携し、日本公庫神戸支店（平成29年11月）において開催しました。関西地方へ販路を開拓したい山陰地方のお客さまと、山陰地方の仕入先を開拓したい関西地方のお客さまが商談する機会を提供しました。



第2回山陰食の商談会 山陰×神戸・大阪

JFC大分農商工商談会

- 大分県に本店がある全ての民間金融機関及び同県全ての地方自治体と連携し、ホルトホール大分（平成30年1月）において開催しました。県内の農商工業者と県内外のバイヤーが商談する機会を提供しました。



第2回JFC大分農商工商談会

第5回 高校生ビジネスプラン・グランプリ開催

全国の高校生を対象とした「第5回 創造力、無限大∞ 高校生ビジネスプラン・グランプリ」を開催しました。

今回は、**385校、3,247件**(第4回は324校、2,662件)のエントリーがありました。全国の創業支援センターが中心となって各高校への周知活動を実施するとともに、**300校**(第4回は241校)の高校に出張授業を実施し、ビジネスプランの作成のサポートを行いました。

平成30年1月に行われた最終審査会ではファイナリスト10組による白熱したプレゼンテーションが繰り広げられました。市川高等学校の「棚田の未来を守れ!~棚田用自律型稲刈り機『弥生』」がグランプリを獲得し、多くのメディアからも注目されました。

次世代を担う若者を育てる「起業教育」がこれからの日本には大切であり、これからも創業支援の経験・ノウハウを起業教育の現場に還元していきます。

〈第6回高校生ビジネスプラン・グランプリ スケジュール〉

平成30年7月2日~10月10日 応募受付期間

エントリー(応募登録) 9月14日(金)締切(必着)

ビジネスプランシート提出 10月10日(水)締切(必着)

平成30年12月上旬 ファイナリスト10組(最終審査会参加者)発表

平成31年1月13日 最終審査会・表彰式の開催

詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/grandprix/>

高校生ビジネスプラン・グランプリFacebook

ページでは最新情報を随時更新しています。

<http://www.facebook.com/grandprix.jfc/>



最終審査会のプレゼンテーションシーン



グランプリを受賞した市川高等学校の皆さん



最終審査会・表彰式の参加者

その他の取組み

広報誌「日本公庫つなぐ」

日本公庫の機能・役割・取組みを広く知って頂き、「政策」と事業に取り組む方々等とを“繋ぐ”ため、広報誌である「日本公庫つなぐ」による情報提供にも取り組んでいます。この「日本公庫つなぐ」では、公庫の取組みのほか、地域や企業の皆さまの取組み等を紹介しています。

詳しくは日本政策金融公庫ホームページをご覧ください。

https://www.jfc.go.jp/n/findings/tsunagu_index.html



平成29年度の業務概況及び決算概要

平成29年度の業務概況

当期における我が国経済をみると、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復しています。海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。

このような中、当公庫におきましては、お客さまサービスの向上、民間金融機関との連携、東日本大震災からの復興支援や平成28年熊本地震への対応などセーフティネット機能の発揮及び成長戦略分野等への貢献などに取り組みました。

お客さまサービスの向上は、経営方針における第一の柱に掲げ、積極的に取り組みを推進しています。

各事業本部が連携した取り組みとして、引き続き、152の全支店で「総合力発揮推進計画」を策定し、地域が抱える課題に積極的に対応しました。具体的には、複数事業が連携し、地方公共団体が地域活性化のため取り組んでいる地域プロジェクトに積極的に参画し、民間金融機関とも連携しつつ、地域やお客さまのニーズを踏まえた融資支援などに取り組みました。特に、各地方自治体が策定する「地方版総合戦略」につきましては、自治体からの要請等を踏まえ、民間金融機関を始めとする関係機関と連携し、地域プロジェクトへの参画や当公庫の全国ネットワークを活かした「UIターンセミナー」の開催支援などの取り組みにより、同戦略の各種施策実施・推進に積極的に協力を行っているところです。

加えて、お客さまや地域のニーズに合致した有益な情報

の提供に向けて、全国規模による「アグリフードEXPO」及び「全国ビジネス商談会」を継続して開催し、また、各地域におきまして、支店の創意工夫による商談会やセミナーを企画・開催し、事業間連携によるお客さまのマッチングに取り組みました。

また、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第1条に規定する民間金融機関の補完を旨としつつ、多くの民間金融機関との連携を進めました。特に、定期的な実務レベルでの打合せ、民間金融機関へのお客さまの紹介及び説明会・勉強会の開催に取り組み、創業や事業再生、農林漁業など地域のニーズや課題を踏まえた分野におきまして、協調融資スキームの構築を推進するとともに、連携の深化に取り組みました。

東日本大震災からの復興支援につきましては、東日本大震災により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者からの融資や返済に関する相談に対して、引き続き、迅速かつきめ細かく対応しました。

成長戦略分野等への貢献につきましては、日本経済の成長・発展への貢献を念頭に、国の政策に基づき、リスクテイク機能を適切に発揮し、創業・新事業、事業再生・事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開などの支援に積極的に取り組みました。その際、各事業本部がそれぞれの融資制度や審査ノウハウ、融資後の支援ノウハウ、顧客ネットワークなどの共有を図り、連携してサービス強化に努めました。

平成29年度の決算概要

1 損益の状況

平成29年度（平成30年3月期）決算においては、当期純利益が1,177億円となり、前期比で157億円増加しました。

その主な要因は、信用保険等業務勘定において、当期純利益が前期比356億円増加し、1,105億円となったことによるものです。

損益計算書（29/3期：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 30/3期：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：億円）

	経常収益		経常費用		経常利益（▲損失）		当期純利益（▲純損失）		
	29/3期	30/3期	29/3期	30/3期	29/3期	30/3期	29/3期	30/3期	
株式会社日本政策金融公庫	6,106	6,068	5,084	4,888	1,022	1,180	1,020	1,177	
国民生活事業（国民一般向け業務勘定）	1,427	1,387	1,243	1,331	183	56	182	54	
農林水産事業（農林水産業者向け業務勘定）	453	420	453	419	0	0	0	▲0	
中小企業事業	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	960	897	654	659	305	238	305	237
	中小企業者向け証券化支援買取業務勘定	4	3	3	3	0	0	0	0
	信用保険等業務勘定	3,020	3,137	2,271	2,032	748	1,105	748	1,105
危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務勘定）	256	247	474	467	▲217	▲220	▲217	▲220	
特定事業等促進円滑化業務（特定事業等促進円滑化業務勘定）	4	3	4	4	▲0	▲0	▲0	▲0	

2 資産の状況

資産の部合計は、21兆6,032億円となり、その大部分は貸出金です。

貸出金残高は平成29年3月末比で3,943億円減少し、17兆6,056億円となりました。

純資産の部合計は、政府からの出資金1,178億円の受入れ及び当期純利益1,177億円の計上等により、5兆3,668億円となりました。

貸借対照表(平成30年3月31日現在)

(単位：億円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
	29/3期末	30/3期末		29/3期末	30/3期末
現金預け金	40,338	40,326	借入金	139,242	135,182
有価証券	357	397	社債	14,902	14,603
貸出金	179,999	176,056	寄託金	295	287
その他資産	363	351	保険契約準備金	11,851	10,026
有形固定資産	1,966	1,951	その他負債	335	276
無形固定資産	166	140	賞与引当金	49	50
支払承諾見返	444	645	役員賞与引当金	0	0
貸倒引当金	▲3,937	▲3,837	退職給付引当金	931	910
			役員退職慰労引当金	0	0
			補償損失引当金	285	380
			利子補給引当金	50	—
			支払承諾	444	645
			負債の部合計	168,390	162,363
			資本金	40,611	41,249
			資本剰余金	20,154	20,694
			利益剰余金	▲9,457	▲8,280
			その他有価証券評価差額金	—	4
			純資産の部合計	51,308	53,668
資産の部合計	219,698	216,032	負債及び純資産の部合計	219,698	216,032

(単位：億円)

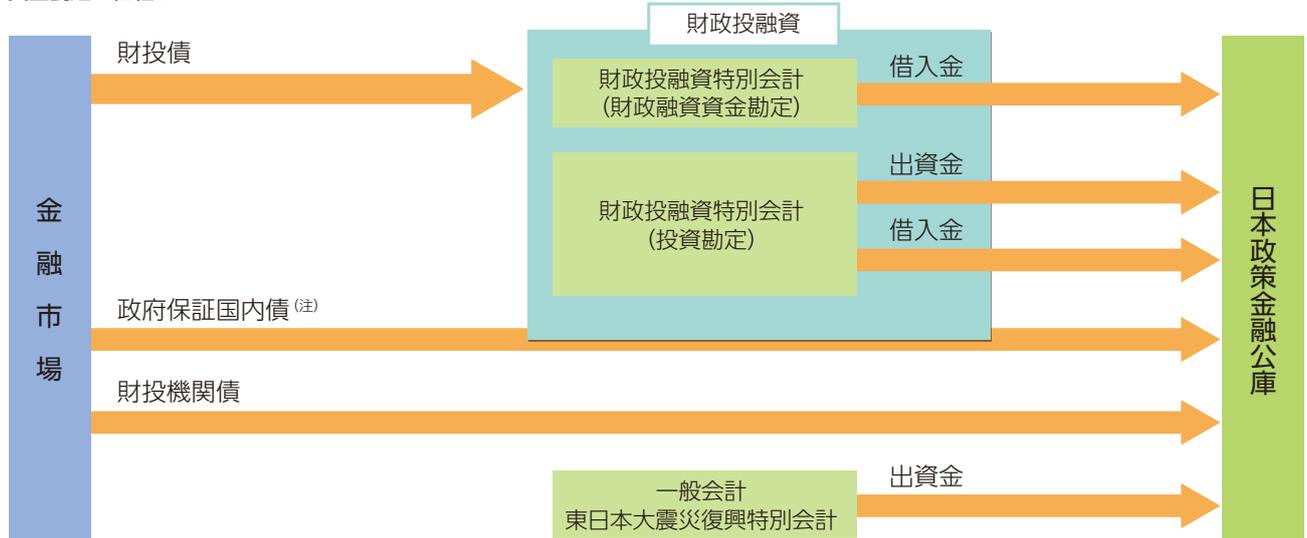
	前 期 末 (平成29年3月31日)	当 期 末 (平成30年3月31日)	前期末比
資産の部合計	219,698	216,032	▲3,666
負債の部合計	168,390	162,363	▲6,027
純資産の部合計	51,308	53,668	2,360

資金調達

資金調達の仕組み

日本公庫は、財政融資資金借入金、政府保証国内債、財投機関債、政府出資金等の多様な手段によって資金調達を行っています。

資金調達の仕組み



(注) 政府保証国内債については、年限5年以上の債券が財政投融資に含まれます。

資金調達の内訳

(単位：億円)

	平成30年度予算額	29年度予算額	29年度実績額
財政融資資金借入金他	35,926	35,071	29,988
政府保証国内債	3,850	4,550	1,150
政府出資金	1,047	1,249	1,178
国の制度による調達額 (調達全体に占める構成比)	40,824 (93%)	40,870 (93%)	32,316 (93%)
財投機関債	3,200	3,180	2,400
調達額合計	44,024	44,050	34,716

(注) 1. 平成29年度の予算額は、政府関係機関予算予算総則第2条第2項を適用し財務大臣が認めた増額後の金額です。

2. 「財政融資資金借入金他」とは、財政融資資金借入金、産業投資借入金及び独立行政法人農林漁業信用基金からの寄託金です。

● 政府保証国内債

日本公庫は、予算の範囲内で、政府保証付の一般担保付社債を発行しています。

(単位：億円)

年度 年限	平成30年度	29年度		28年度		27年度	
	予算額	予算額	実績額	予算額	実績額	予算額	実績額
10年	700	600	400	600	400	600	450
6年	1,150	1,250	750	1,250	800	1,250	700
5年未満	2,000	2,700	—	2,000	—	2,000	—
合計	3,850	4,550	1,150	3,850	1,200	3,850	1,150

(注) 1.平成27年度及び平成28年度の各予算額は、当該年度の補正予算による補正後の予算額です。
2.各年度の予算額は、当該年度における政府の保証契約の限度額であり、発行限度額です。

● 財投機関債

日本公庫は、予算の範囲内で、一般担保付社債を発行しています。

(単位：億円)

年度 発行額 発行月・年限	平成30年度	29年度				28年度				27年度			
	(予算額 3,200) 実績額 900	(予算額 3,180) 実績額 2,400				(予算額 2,937) 実績額 1,900				(予算額 3,000) 実績額 2,150			
発行月	5月	5月	8月	11月	3月	5月	8月	9月	3月	5月	8月	11月	3月
4年	300	400	—	—	150	—	—	—	100	—	—	—	—
3年	—	—	300	—	150	—	—	600	—	—	—	200	100
2年	600	500	400	500	—	600	600	—	—	700	500	650	—

(注) 1.平成29年度の予算額は、政府関係機関予算算総則第2条第2項を適用し財務大臣が認めた増額後の金額です。
2.平成27年度及び平成28年度予算額は、当該年度の補正予算による補正後の予算額です。
3.各年度の予算額は、当該年度における発行限度額です。
4.平成30年度の実績額は、平成30年5月末現在の発行額です。

当公庫の格付(平成30年5月末現在)

格付投資情報センター(R&I)	AA+ (ネガティブ)
ムーディーズ・ジャパン(Moody's)	A1 (安定的)

Memo

業務の概要

国民生活事業	34
農林水産事業	40
中小企業事業	46
危機対応等円滑化業務	52
総合研究所	54

国民生活事業

国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業の皆さまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。

業務の概要

数多くの小規模事業者への小口融資

- 融資先数は87万先にのぼります。
- 1先あたりの平均融資残高は703万円と小口融資が主体です。
- 融資先の約9割が従業員9人以下の小規模事業者であり、約半数が個人企業です。

セーフティネット機能の発揮

- 経営環境などの変化により資金繰りに影響を受けた小規模事業者の皆さまを「セーフティネット貸付」で支援しています。
- 地震、台風、豪雪等の災害時には、ご融資などを通じて被害を受けた小規模事業者の皆さまの復旧・復興を支援しています。

創業企業、事業再生などを支援

- 創業企業(創業前及び創業後1年以内)への融資は年間28,116先となりました。これにより年間8万7千人の雇用が創出されたと考えられます。
- 革新的な事業に取り組む皆さまを「資本性ローン」により支援しています。
- 事業再生や事業承継を図る小規模事業者の皆さまを支援しています。

ソーシャルビジネス、海外展開を支援

- 地域や社会が抱える課題の解決に取り組むソーシャルビジネスの担い手の皆さまを支援しています。
- 海外展開を図る小規模事業者の皆さまを支援しています。

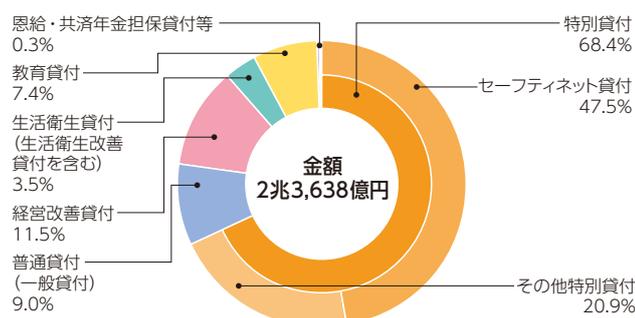
商工会議所・商工会、地域金融機関、生活衛生同業組合などと連携

- 商工会議所・商工会、地域金融機関、生活衛生同業組合などと密接に連携し、小規模事業者の皆さまの経営改善や生活衛生関係営業の皆さまの衛生水準の維持・向上を支援しています。
- 税理士、公認会計士、中小企業診断士など、高い専門性を有する認定経営革新等支援機関と連携しています。
- 地域経済の活性化等の観点から、地域金融機関と積極的に連携しています。

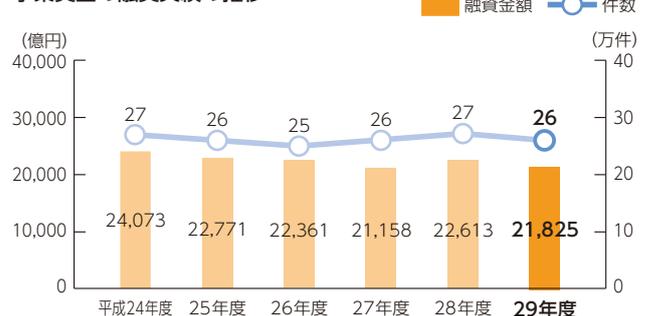
教育ローンによる支援

- 「国の教育ローン」は年間約12万件ご利用いただいています。

融資実績の内訳(平成29年度)



事業資金の融資実績の推移



業務の特徴

小規模事業者をサポートしています

事業資金の融資先数は87万先にのびります。1先あたりの平均融資残高は703万円と小口融資が主体です。融資先の約9割が従業者9人以下の小規模事業者であり、約半数が個人企業となっています。

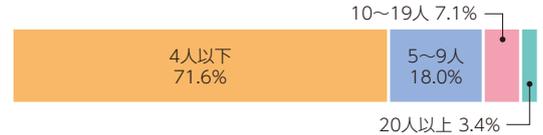
また、無担保融資の割合は全体の8割を超えています。

融資先数及び1先あたりの平均融資残高(平成29年度末)

	日本公庫 国民生活事業	信用金庫計 (261金庫)	国内銀行計 (137行)
融資先数	87万先	113万先	202万先
1先あたりの平均融資残高	703万円	3,971万円	9,873万円

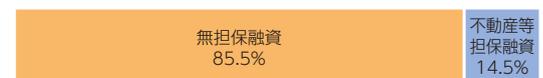
(注) 1.日本公庫国民生活事業の数値は、普通貸付及び生活衛生貸付の融資先の合計です。
2.国内銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行などです。
3.信用金庫及び国内銀行の数値には、個人向け(住宅、消費、納税資金など)、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貸を含みません。また、信用金庫及び国内銀行の貸出件数を融資先数としています。
(資料)日本銀行ホームページ

従業者規模別融資構成比(件数)(平成29年度)



(注)普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

担保別融資構成比(件数)(平成29年度)



(注)普通貸付(直接扱)及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

セーフティネット機能を発揮しています

経営環境や金融環境の変化などにより資金繰りに影響を受けた小規模事業者の皆さまへの平成29年度の「セーフティネット貸付(震災を含む)」の融資実績は108,796件となりました。

また、東日本大震災や平成28年熊本地震などの災害、大型の企業倒産などの不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた小規模事業者の皆さまからの融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

地震、台風、豪雪などによる災害時には、一般の融資よりも返済期間や元金の据置期間が長いなど、返済条件が有利な災害貸付を通じて、被害を受けた小規模事業者の皆さまの復旧・復興を支援しています。

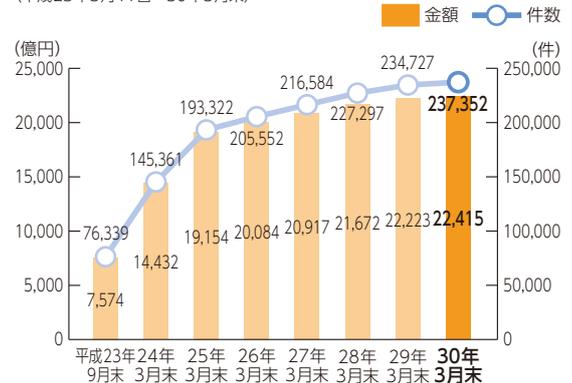
平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関連する国民生活事業における融資実績は、震災の発生から平成30年3月末までで237,352件、2兆2,415億円となっています。

平成28年熊本地震による災害に関連する国民生活事業における融資実績は、平成30年3月末までで16,394件、1,417億円となっています。

現在設置中の特別相談窓口(平成30年5月末現在)

	窓口数	窓口名称	設置年月
災害関連	8	東日本大震災に関する特別相談窓口	平成23年3月
		平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口	平成28年4月
		平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災に関する特別相談窓口	平成28年12月
		平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口	平成29年8月
		平成29年台風第18号に係る災害に関する特別相談窓口	平成29年9月
		平成29年台風第21号に係る災害に関する特別相談窓口	平成29年10月
		平成30年2月4日からの大雪による災害に関する特別相談窓口	平成30年2月
		平成29年度豪雪に関する特別相談窓口	平成30年2月
その他	1	ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連特別相談窓口	平成27年12月

東日本大震災関連の融資実績の推移(累計)
(平成23年3月11日~30年3月末)



(注)東日本大震災に関連する融資実績には、災害貸付及び東日本大震災復興特別貸付の融資実績(累計)が含まれています。

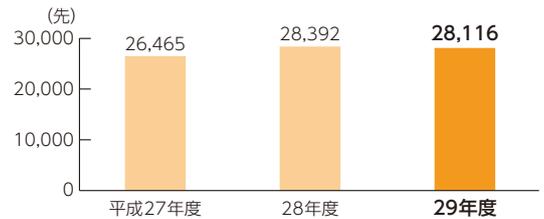
創業企業を積極的に支援しています

● 創業支援

営業実績が乏しいなどの理由により、資金調達が困難な場合が少なくない創業企業に対して積極的に融資を行い、支援しています。

平成29年度の創業前及び創業後1年以内の企業への融資実績は28,116先となりました。これにより年間8万7千人の雇用が創出されたと考えられます。

創業前及び創業後1年以内の企業に対する融資実績(先数)



【雇用創出効果】

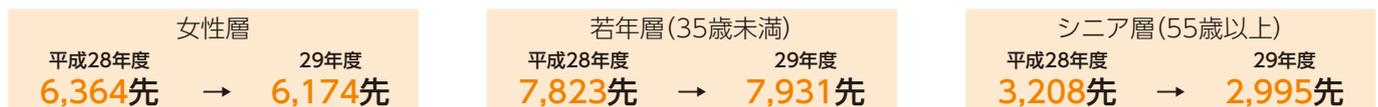
28,116先×平均従業者数3.1人^(注)=87,159人

(注)日本公庫「2017年度新規開業実態調査」による創業時点での平均従業者数です。

● 女性・若者・シニア起業家を支援

女性ならではの感性、若者ならではのアイデア、シニアならではの経験を活かして創業される皆さまに対して、積極的に融資を行っています。

女性・若者・シニア起業家への創業融資実績(先数)



(注)女性の若年層及びシニア層は、女性層ともう一方の層で重複して計上しています。

● 創業サポートデスクの設置

全国152支店に創業サポートデスクを設置し、専任の担当者が創業計画書の作成についてのアドバイスを行っているほか、創業に役立つ各種情報を提供しています。

創業支援センター、ビジネスサポートプラザを設置し、創業・第二創業^(注)の支援態勢を整備しています

(注)第二創業とは、経営多角化や事業転換等を図ることをいいます。

全国各地に創業支援センターやビジネスサポートプラザを設置し、幅広い創業・第二創業支援を行っています。

【創業支援センター】

- 北海道から九州まで全国15カ所に設置しています。
- 各地域の創業支援機関などとの連携により、お客さまへタイムリーな支援を行っています。
- 創業前、創業後のさまざまなステージのお客さま向けに各種セミナーを開催しています。

【ビジネスサポートプラザ】

- 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡の6カ所に設置しています。
- 創業予定の方や日本公庫を利用されたことがない方などを対象に、予約制の相談を実施しています。
- 平日の営業時間内のご来店が難しい方向けに、「土曜・日曜・夜間相談」を実施しています(祝日を除く)。

(注) 1.「日曜相談」は、毎月第1・3日曜日に「東京ビジネスサポートプラザ」で実施しています。
2.「夜間相談」は、「東京ビジネスサポートプラザ」(毎週木曜日)、「大阪ビジネスサポートプラザ」(毎週火曜日)で実施しています。

設置地区(平成30年6月現在)



革新的な事業に挑戦する企業を積極的に支援しています

研究開発型ベンチャー企業など、革新的な技術・ノウハウを持ち、高い成長性が見込まれる小規模事業者の皆さまを積極的に支援しています。

●「資本性ローン」の融資実績

資本性ローンは、平成25年3月の制度創設後、融資限度額や貸付期間の拡充を行っており、平成29年度は139先への融資を実行しました。高い技術力を持ちながら、研究開発資金などの負担が大きい企業の皆さまを支援しています。

●産学連携を支援

小規模事業者からの技術相談の大学への取次ぎや大学発ベンチャー企業への融資などを通じて、産学連携を支援しています。

ソーシャルビジネスを積極的に支援しています

ソーシャルビジネスマーク

高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、地域活性化、環境保護など、地域や社会が抱える課題の解決に取り組むソーシャルビジネスの担い手の皆さまを支援しています。

平成29年度のソーシャルビジネス関連の融資実績は、10,819件(前年度比112%)、818億円(同114%)となりました。また、そのうちNPO法人への融資実績は、1,552件(同105%)、97億円(同113%)となりました。



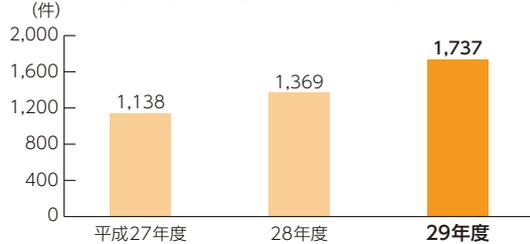
地域や社会の課題解決に取り組むソーシャルビジネスを周知していくため、シンボルマークを作成して、広報活動などに活用しています。企業、NPO、住民、行政、公的機関など、さまざまな主体が手を取り合っており、地域や社会が抱える課題の解決に取り組む様子を、Social Businessの「S」を用いて表現しています。

海外展開を図る企業を積極的に支援しています

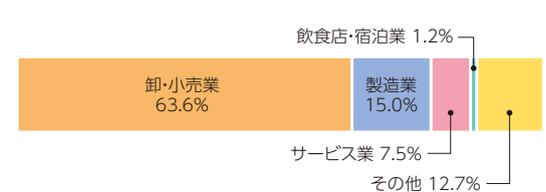
日本貿易振興機構(ジェトロ)や日本弁護士連合会といった海外展開の支援を行う専門機関と連携することにより、お客さまのニーズに応じた情報を提供できる相談態勢を整備しています。

小規模事業者に対する「海外展開・事業再編資金」の平成29年度融資実績は1,737件となり、その約6割が卸・小売業となっています。海外で人気の高い日本の食文化や地域の伝統工芸品(食品、酒、陶磁器、漆器など)を取り扱う皆さま等にご利用いただいています。

「海外展開・事業再編資金」の融資実績の推移(件数)



「海外展開・事業再編資金」の業種別融資実績(件数)(平成29年度)



事業再生や事業承継を積極的に支援しています

事業再生に関連する融資制度を通じて、地域金融機関との連携、中小企業再生支援協議会の関与又は民事再生法に基づく再生計画の認可などにより、経営の立て直しを図る皆さまを支援しています。

平成29年度の「企業再建資金」の融資実績は3,381件となりました。

全国152支店に企業支援担当者を置き、一時的な元金の返済猶予や割賦金の減額など、返済条件の緩和のご相談に柔軟に対応しているほか、経営課題の解決に向けたアドバイスや経営改善計画書の策定支援等も実施しています。

また、地域金融機関、税理士、事業引継ぎ支援センター等との連携により、事業承継に取り組む皆さまを資金面・情報面の両面から支援しています。

平成29年度の事業承継向け融資実績^(注)は、1,346件、112億円となりました。

株式、事業用資産の取得に必要な資金や後継者育成等の事業承継に向けた準備に必要な資金等をご融資しています。

加えて、事業承継を支援する機関と連携することにより、お客さまの事業承継に関する課題に応じた情報を提供できる相談態勢の整備にも取り組んでいます。

(注)「事業承継・集約・活性化支援資金」の融資実績です。ただし、事業承継を契機とした経営多角化・事業転換又は新たな取組みに必要な資金の融資実績(804件、88億円)は含まれません。

商工会議所・商工会、地域金融機関、生活衛生同業組合などと連携しています

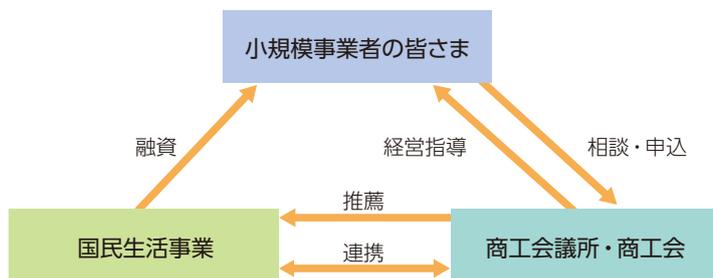
● 商工会議所・商工会と連携

全国各地域の商工会議所・商工会と密接に連携し、「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」や相談会などを通じて、小規模事業者の皆さまの経営改善を支援しています。

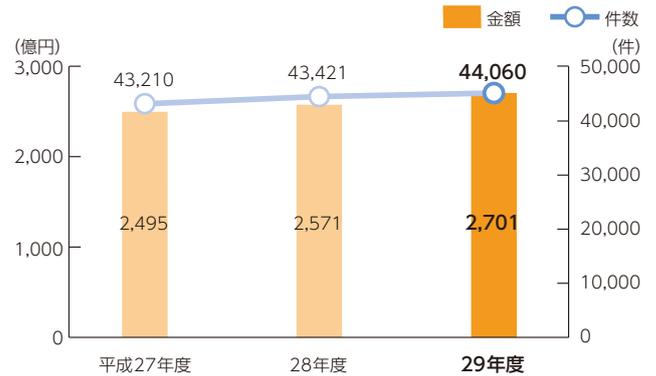
「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」は、商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の皆さまが、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。昭和48年の制度創設以来、これまでのご利用件数は約505万件にのぼります。

また、平成27年度に、経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者の皆さまがご利用できる「小規模事業者経営発達支援資金」を創設しました。

「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」の仕組み



「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」の融資実績の推移



業務の概要

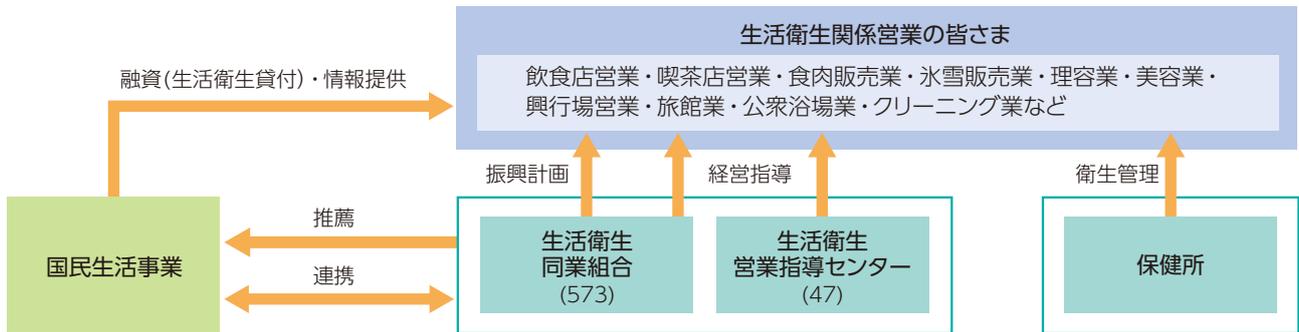
● 商工会議所・商工会などで相談会(「一日公庫」)を開催

商工会議所・商工会などにおいて、国民生活事業の職員が融資のご相談を承る相談会(「一日公庫」)を開催しています。毎年多くの小規模事業者の皆さまからご相談をいただいています。

● 生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどと連携

生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどと連携し、生活衛生関係営業の皆さまの衛生水準の維持・向上を支援しています。「生活衛生貸付」は、融資先の大半が従業員4人以下であり、約8割が個人企業、約6割が創業前及び創業後5年以内の企業です。

生活衛生関係営業の皆さまを支援する仕組み



(注) () の数字は団体数です。(平成30年3月31日現在)

● 税理士、公認会計士、中小企業診断士などの認定経営革新等支援機関^(注)と連携

中小企業・小規模事業者支援において大きな役割を果たしている税理士などの認定経営革新等支援機関による「経営支援」と、日本公庫の「金融支援」が一体となって、創業、経営改善、事業再生などの分野で小規模事業者の皆さまを支援しています。

(注) 認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関をいいます。詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。

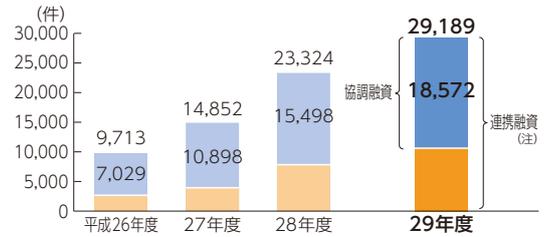
● 地域金融機関との連携

地域経済の活性化及びお客さまの利便性向上の観点から、地域金融機関との連携を推進しています。

創業支援や事業再生、事業承継、ソーシャルビジネスなどのさまざまな分野において、連携の実効性を高めるため、協調融資スキーム^(注)の構築や協調融資商品の創設に取り組むなどにより、積極的に連携融資を行っています。

(注) 協調融資スキームとは、協調融資として取り扱う案件の具体的な紹介ルールの取決めがなされているものです。

連携融資実績(件数)の推移

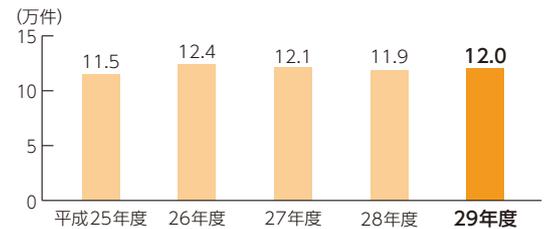


(注) 1. 協調融資は、同一目的の資金計画に対し、日本公庫と地域金融機関が協議を経たうえで、両者が融資(保証)を実行又は決定したものです(公庫で集計したもの。両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含まれます)。
2. 連携融資は、協調融資と金融機関から紹介を受けて融資を行った実績との合計です。

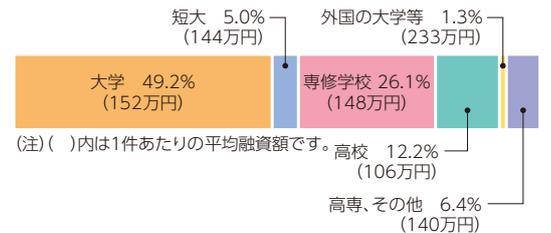
「国の教育ローン」でお子さまの入学・在学資金を必要とする皆さまを支援しています

教育に関する家庭の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るため、「国の教育ローン」(教育貸付)を取り扱っています。平成29年度のご利用件数は約12万件となりました。

「国の教育ローン」の融資実績(件数)の推移



進学先別融資件数構成比(平成29年度 教育一般貸付(直接扱))



(注) ()内は1件あたりの平均融資額です。

● 教育費負担が大きい学生をお持ちのご家庭に融資

「国の教育ローン」は、教育費負担が大きい大学生や専門学校生をお持ちのご家庭を中心にご利用いただいています。

恩給や共済年金などを担保としてご融資しています

恩給や共済年金などを担保とする融資は、「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」(昭和29年法律第91号)に基づき、日本公庫(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)だけが取り扱う制度です。住宅などの資金や事業資金に幅広くご利用いただけます。

開発途上国支援を行っています

ODA(政府開発援助)による開発途上国支援

ODA(政府開発援助)による開発途上国に対する技術協力として、国民生活事業がこれまで蓄積してきた小規模事業者への融資審査ノウハウを共有することによって、現地の金融機関が抱える課題の克服を支援しています。具体的には、財務省財務総合政策研究所と協力して、現地や日本において、中小企業金融分野に関するセミナーなどを実施しています。これまで、ベトナム、マレーシア及びラオスに対して実施したほか、現在はミャンマーに対する技術協力を行っています。

①ラオス

平成23年度から29年度には、ラオスの国有商業銀行であるラオス開発銀行(Lao Development Bank: LDB)に対する技術協力を行いました。LDBの人材育成や融資審査能力の向上を目的として、ラオスと日本でセミナーを計8回開催し、国民生活事業の融資審査方法などに関する講義を実施したほか、LDBの審査マニュアル作成を支援しました。



ラオスでのセミナーの様子(ビエンチャン)

②ミャンマー

平成27年4月から、ミャンマー最大の国営銀行であるミャンマー経済銀行(Myanmar Economic Bank: MEB)などに対する技術協力プロジェクトを実施しています。ミャンマーと日本での計4回のセミナー等を通じた支援は、ミャンマー側から高い評価をいただき、平成30年6月には第2期プロジェクトを開始しました。



ミャンマーでのセミナーの様子(ヤンゴン)

農林水産事業

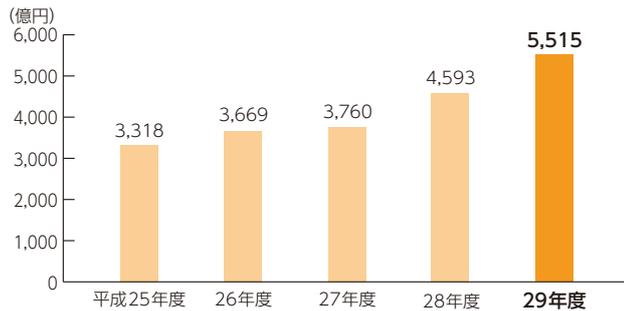
農林水産事業は、農林漁業や食品産業の皆さまへの融資をはじめとするさまざまな支援事業を通じて、国内農林水産業の体質強化や安全で良質な食料の安定供給に貢献しています。

業務の概要

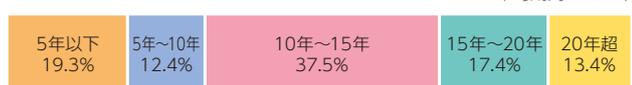
融資実績

農林漁業には、「天候などの影響を受けやすく収益が不安定」「投資回収に長期間を要する」といった特性があり、これらを考慮した長期の資金を供給しています。また、国産農林水産物の安定供給、付加価値向上に寄与する食品産業を支援しています。

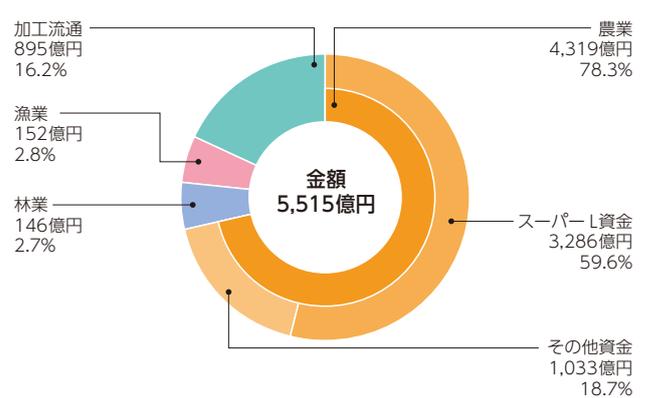
融資実績の推移



返済期間別の融資状況 (平成29年度)



融資実績の内訳 (平成29年度)



多様な経営支援サービスの提供

農林漁業者や食品産業の皆さまの経営をサポートするために、多様なサービスを提供しています。

● 事業資金相談ダイヤル、定期相談窓口の設置

農林水産事業を設置する全国48支店や、事業資金相談ダイヤルのほか、全国117カ所に設置した定期相談窓口で、より身近にご相談を承っています。

● 農・林・水産業経営アドバイザー、外部ネットワークとの連携による経営支援

農業・林業・水産業各分野の経営アドバイザーが経営全般に関するさまざまなご相談にお応えしています。

また、業務協力関係にある民間金融機関や外部の専門機関[日本プロ農業総合支援機構(J-PAO)、日本貿易振興機構(JETRO)ほか]と連携し、お客さまが抱える課題に対応しています。

● ビジネスマッチング支援

農林水産物の生産から加工・販売までを広くサポートしている特性を生かして、国産農産物の展示商談会「アグリフードEXPO」や「日本政策金融公庫インターネットビジネスマッチング」により、農林漁業者と食品製造業者の皆さまの販路や取引の拡大に向けた取組みを支援しています。

● 情報提供

情報誌「AFCフォーラム」「アグリ・フードサポート」や「農業景況調査」「食品産業動向調査」といった各種レポート、ニュースリリースやホームページ、メール配信サービスを通じて、お客さまや関係機関の皆さまにとって役立つ情報を提供しています。

農林漁業分野における民間金融サポートの推進

業界動向や農業信用リスク評価などに関する情報^{アクリス}(ACRIS)の提供及び出資・証券化支援業務を通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の出融資に参入できるよう環境を整備しています。

業務の特徴

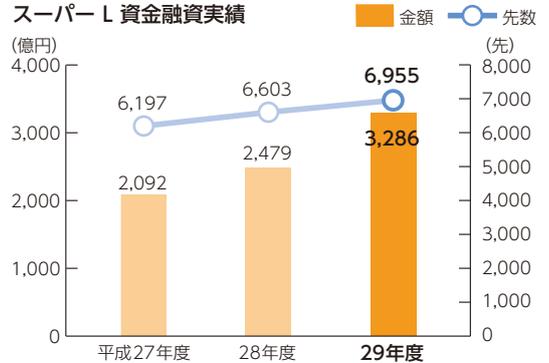
農業分野

「食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)及び基本計画」の政策展開に沿った資金供給を通じ、農業者の皆さまの意欲と創意工夫を生かす経営改善の取組みを積極的に支援しています。

● 農業の担い手を長期資金の融資により支援しています

稲作や園芸、畜産などの法人経営や大規模家族経営、新規就農者、農業への参入企業など、地域の多様な担い手農業者が取り組む規模拡大やコスト削減、6次産業化(農林漁業者が生産物の高付加価値化のため、一体的に取り組む加工・販売事業など)といった経営改善を、スーパーL資金をはじめとする長期融資で後押ししています。

スーパーL 資金融資実績

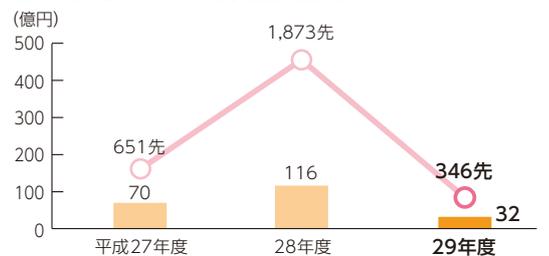


● 災害や経営環境の変化に対応したセーフティネット機能を発揮しています

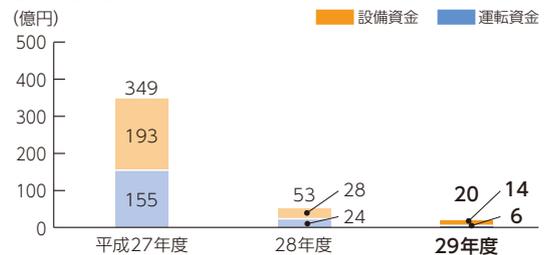
地震、台風といった自然災害や家畜伝染病、農産物の価格下落などの影響により、一時的に経営が悪化した農業者の皆さまに長期運転資金をはじめとする融資を通じた機動的な支援を行い、セーフティネット機能を発揮しています。

東日本大震災で被災した農業者の皆さまに対しては、設備資金と長期運転資金で復興の取組みを支援しました。

農林漁業セーフティネット資金(農業)



震災関連融資(農業)



林業分野

「森林・林業基本法」(昭和39年法律第161号)の政策展開に沿った資金供給を通じ、多面的機能を有する森林や国産材の供給・加工体制の整備を積極的に支援しています。

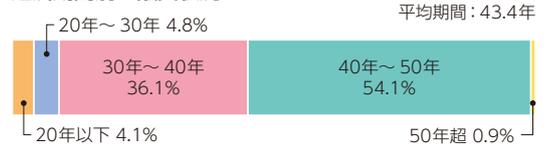
● 資本回収が長期に及ぶ林業者の皆さまへの融資を担っています

森林の育成には一般的に50年ほど必要で資本回収が超長期となります。そのため、農林水産事業は伐採までに必要な超長期の資金を供給し、林業経営を支援しています。

● 木質バイオマス資源の利用拡大を支援しています

木質バイオマス資源は地球温暖化防止につながるエネルギー源で、国の森林・林業施策においても、その利用拡大が重要になっています。農林水産事業では、林地残材や製材端材などを活用した発電施設の建設や、木くず焚きボイラーの導入などに対して融資を行い、木質バイオマス資源の利用拡大を支援しています。

返済期間別の融資状況(平成29年度・林業^(注))



(注) 林業基盤整備資金のうち造林資金を集計。



業務の概要

漁業分野

「水産基本法」(平成13年法律第89号)の政策展開に沿った資金供給を通じ、水産物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための取組みを積極的に支援しています。

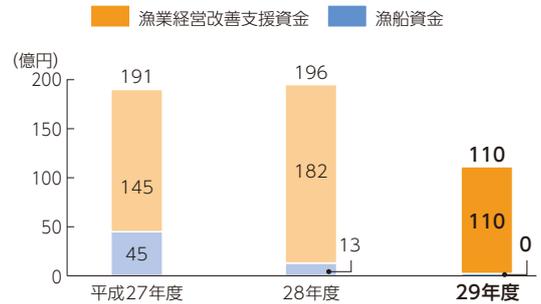
● 漁業の担い手を支援しています

漁業経営改善支援資金は、漁業の担い手の経営改善を総合的に支援する融資制度です。平成19年度以降、「Gプロ」^(注)への積極的な参画により、融資額は堅調に推移しています。

平成29年度は、大型漁船の建造に積極的に対応し、漁船関係資金の融資が110億円となりました。

(注)国は平成19年度から、漁業者及び地域が一体となって、漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革して収益性の向上を図る「漁業構造改革推進集中プロジェクト(Gプロ)」を立ち上げています。農林水産事業は漁船の建造・取得資金の融資にとどまらず、漁船漁業の収益性向上に結びつく地域関係者の共同取組み(地域プロジェクト)のメンバーとして参画するなど、積極的に関与しています。

漁船関係資金融資実績の推移

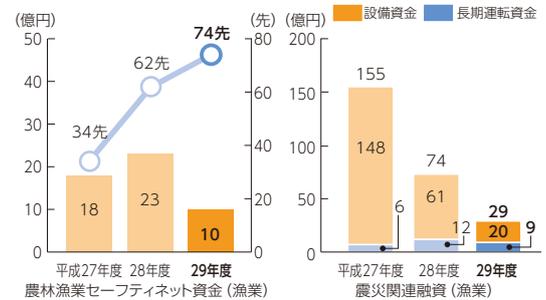


● 災害や経営環境の変化に対応したセーフティネット機能を発揮しています

津波、赤潮などの自然災害や水産物の価格下落、燃油の高騰などの影響により一時的に経営が悪化した漁業者の皆さまに、長期運転資金をはじめとする融資を通じた機動的な支援を行い、セーフティネット機能を発揮しています。

また、東日本大震災で被災した漁業者の皆さまに対しては、漁船を中心とした設備資金を支援しました。

農林漁業セーフティネット資金(漁業)及び震災関連融資の実績の推移



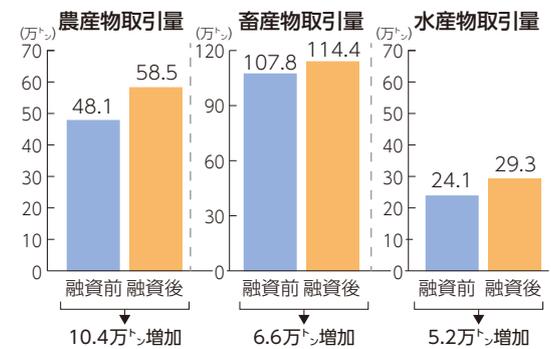
加工流通分野

国産農林水産物を取り扱う加工流通分野への資金供給を通じ、原材料の安定供給と付加価値向上を図るための取組みを積極的に支援しています。

● 国産農林水産物の利用促進に貢献しています

加工流通分野への融資は、国産の農林水産物を原材料として使用又は商品として取り扱うことを要件としており、国産農林水産物の利用の促進につながっています。平成29年度の融資による効果を試算したところ、今後5年間で国産農林水産物の取引量が約22.1万トンを増加すると推計されます。

中でも、中山間地域活性化資金、食品流通改善資金(食品生産製造提携事業施設、食品生産販売提携事業施設)は、国産農林水産物の取引量増加を融資の要件としており、農林漁業と食品産業の連携促進に貢献しています。



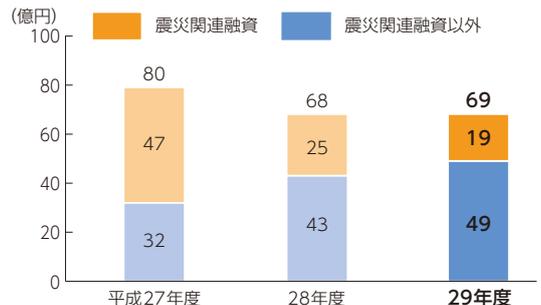
(注)取引量は単位未満を切り捨てています。

● 水産加工業の震災復興を支援しています

東日本大震災では、東北地方を中心に多くの水産加工施設が大きな被害を受けました。農林水産事業は、被災した水産加工業者の皆さまに対して、実質無利子化をはじめとする特例融資制度により、復旧・復興の取組みを支援しています。

平成29年度は水産加工業者の皆さまに対する震災関連融資が19億円となり、本格化した復興のための事業を支援しました。

水産加工資金融資実績の推移



多様な経営支援サービスの提供

より身近なところで、お客さまのニーズ・課題にマッチした「経営改善のアドバイス」「ビジネスマッチング」「専門家の紹介」など、さまざまな提案や情報提供を行っています。

事業性評価融資により経営を支援しています

お客さまの事業性に重点を置いた新たな融資スキームを通じて、目標達成に向けたきめ細やかな経営支援を行っています。

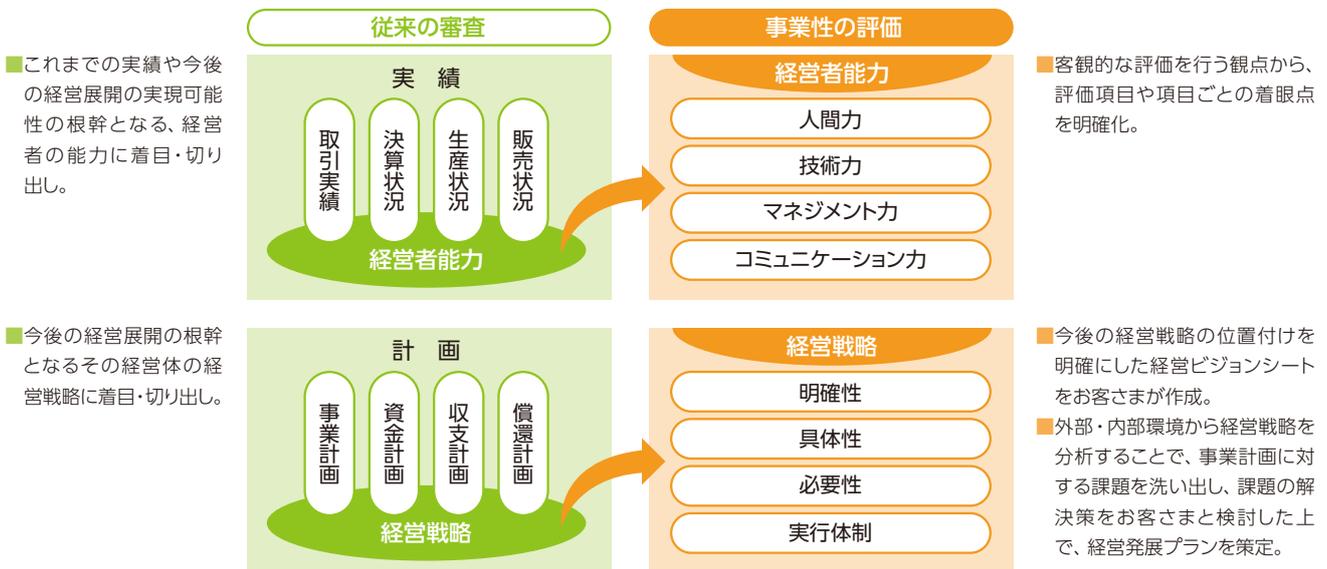
● 事業性評価融資により攻めの経営展開に取り組む担い手を支援しています

お客さまの「経営者能力」や「経営戦略」をより積極的に評価する「事業性評価融資」スキームを構築し、次代の担い手が取り組む、攻めの経営展開を積極的に支援しています。

本融資スキームでは、お客さまの経営の強みや弱みを整理し、ご自身では気付きにくい経営の強みを活かす方法や弱みの打開策を農林水産事業と一緒に検討し、課題解決のための提案と融資後の濃密なフォローアップを通じて、経営目標の達成に向けて強力にサポートします。

● 事業性評価融資の仕組み

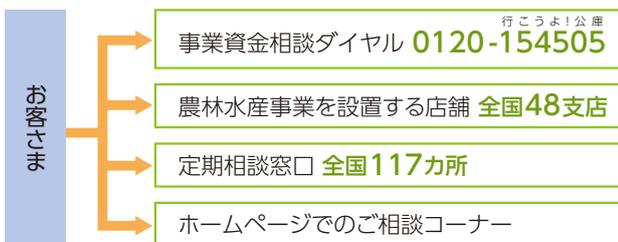
経営者能力(経営実績や今後の経営展開の実現可能性の根幹)と、経営戦略(今後の経営展開の根幹)を切り出して評価します。



業務の概要

お客さまの身近なところでご相談を承っています

各支店や事業資金相談ダイヤルのほか、地方公共団体の出先機関など全国117カ所に定期相談窓口を設置し、お客さまのより身近なところでご相談を承っています。



お客さまとの相談の様子

農・林・水産業経営アドバイザーによる経営支援を行っています

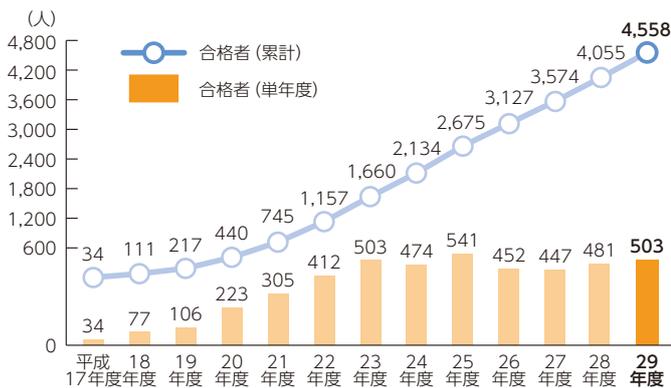
「農業の特性を理解している税務、労務、マーケティングなどの専門家によるアドバイスが欲しい」といった多くの農業者から寄せられる要望に応え、平成17年に農業経営アドバイザー制度を創設しました。平成30年3月末までに26回の試験を実施し、農業経営アドバイザー合格者数は全国47都道府県で4,558人となりました。また、より高度な経営課題に対応し、指導的な役割を担う上級農業経営アドバイザーは、全国で66人が誕生しています。

併せて、平成28年度に農業経営アドバイザーのより一層の活動推進に向けて、農業経営アドバイザー間の情報交換・共有のほか、農業関係団体等との連携強化のため、全国段階の「農業経営アドバイザー活動推進協議会」、都道府県段階の「農業経営アドバイザー連絡協議会」を設立しました。

平成20年に創設された林業及び水産業経営アドバイザー合格者数は、林業経営アドバイザー77人、水産業経営アドバイザー62人となりました。

農林水産事業では、農業・林業・水産業の経営アドバイザーとなった職員を活用して、お客さまの経営発展を支援しています。また、税理士や中小企業診断士など公庫職員以外の経営アドバイザーと連携した総合的な経営支援サービスの活動も行っています。

農業経営アドバイザー合格者数の推移



農業経営アドバイザー合格者の内訳(平成30年3月末現在)

民間金融機関等(農協を含む)	2,604人
税理士・中小企業診断士	1,089人
普及指導員ほか	542人
公庫職員	323人

ビジネスマッチングに取り組んでいます

● 国産農産物の展示商談会

「アグリフードEXPO」を開催しています

平成29年度も全国規模の国産農産物の展示商談会「アグリフードEXPO」を東京(平成29年8月)と大阪(平成30年2月)において開催しました。

「アグリフードEXPO」は平成18年度から開催しており、販路拡大を目指す農業者や食品製造業者とバイヤーの間をつなぐ、ビジネスマッチングの機会を提供するための全国規模の展示商談会です。

全国各地から国産農産物にこだわった農業者や食品製造業者が多数出展し、来場したバイヤーとの間で活発な商談が行われています。

	EXPO東京2017 (平成29.8.23~24)	EXPO大阪2018 (平成30.2.21~22)
出展者数	703先(584小間)	490先(374小間)
入場者数	13,247人	15,876人
商談引合件数	7,600件	4,869件



「アグリフードEXPO東京2017」の様子

外部ネットワークと連携し海外展開など高度な経営支援を行っています

お客さまが抱える販路開拓や財務改善、生産性向上など多岐にわたる課題に的確に対応し、経営発展を支援するため、日本プロ農業総合支援機構(J-PAO)、日本貿易振興機構(JETRO)などの外部の専門機関と連携しています。

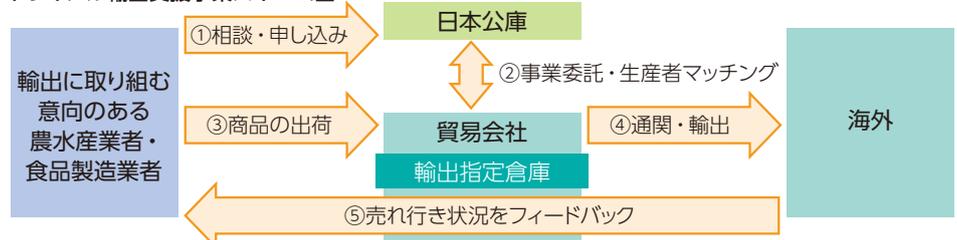
一例として、J-PAOは幅広い業種の会員と農業者支援のノウハウを持っており、お客さまの販売支援や事業化支援を行っています。JETROは、アグリフードEXPO東京・大阪で輸出商談会を開催し、海外バイヤーとのマッチングを後押ししています。

また、農林水産事業では、国内外の貿易会社と提携し、初めて農産物などの輸出に取り組むお取引先を支援する「トライアル輸出支援事業」(輸出事前準備、輸出手続き、輸出先での販売状況のフィードバックなど)を行っています。



トライアル輸出支援事業説明会の様子

トライアル輸出支援事業スキーム図



農林漁業分野における民間金融サポートの推進

リスク評価に関する情報提供や出資・証券化支援業務などを通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の出融資に参入できるよう環境を整備しています。

民間金融機関との連携強化に取り組んでいます

農林水産事業では、643の民間金融機関と業務委託契約を締結しているほか、平成16年4月の鹿児島銀行を皮切りに、412の民間金融機関と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、民間金融機関の農林漁業分野における融資への参入を支援する取組みを行っています。

この取組みをベースに、平成26年度からは、6次産業化や農商工連携など、民間金融機関から連携強化を求められている分野において実効性を高めるため、民間金融機関と連携・協調した融資に重点的に取り組んでいます。

業務協力機関数(平成30年3月末現在)

農林中央金庫	1
信用農業協同組合連合会等	33
信用漁業協同組合連合会等	5
銀行	102
信用金庫	197
信用組合	60
その他金融機関	14
合計	412

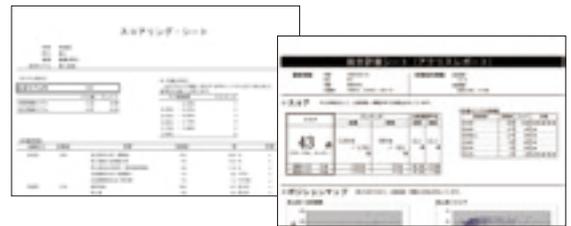
ACRIS(農業信用リスク情報サービス)を提供しています

ACRISは、民間金融機関が積極的に農業融資に参入できる環境を整備するため、農林水産事業が開発した農業版スコアリングモデルです(会員制有料サービス)。

当事業では、ACRISを農業金融活性化のツールとして位置付け、ご利用いただいている金融機関や税理士などの会員の皆さまと業務の連携を進めています。

なお、毎年精度の検証を行い、必要に応じて経済情勢などを反映したモデルの改良を実施しています。

ACRIS利用による帳票イメージ



証券化支援業務に取り組んでいます

農林水産事業は、民間金融機関による農業融資を推進するため、信用補完への枠組み(証券化支援業務)を構築し、提供しています(平成20年10月業務開始)。この枠組みを活用することにより、民間金融機関は、融資額の80%又は5,000万円を上限として信用リスクを日本公庫に移転することが可能となっています。

平成30年3月末時点で、全国126の金融機関が農林水産事業と基本契約を締結しています。

このうち83の金融機関で、証券化支援業務による信用補完を組み込んだ農業者向け融資商品を開発しています。

基本契約を締結した金融機関数(平成30年3月末現在)

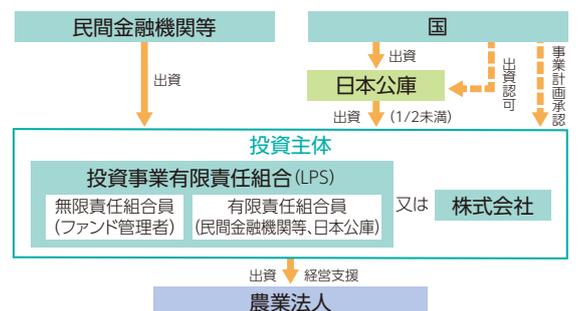
	銀行	信用金庫	信用組合	合計
北海道	1	12	2	15
東北	7	5	1	13
関東	2	7	2	11
中部	7	20	3	30
近畿	5	10	0	15
中国	2	10	1	13
四国	5	2	0	7
九州	9	12	1	22
合計	38	78	10	126
(うち融資商品開発)	(30)	(49)	(4)	(83)

農業法人への出資支援に取り組んでいます

農林水産事業は、地域農業の担い手となる農業法人の自己資本の充実を支援するため、農林水産大臣から事業計画の承認を受け農業法人に投資する投資事業有限責任組合(LPS)及び株式会社に投資しています。

(平成30年3月末現在)

	LPS	株式会社
出資先数	13組合	1社
総出資約束金額又は資本金(うち日本公庫)	68.6億円(33.6億円)	40.7億円(20.3億円)



業務の概要

中小企業事業

中小企業事業は、融資、信用保険などの多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の皆さまの成長・発展を金融面から支援しています。

業務の概要

中小企業事業における政策金融の担う役割・支援する分野

わが国の政策金融は、新事業育成、事業再生・事業承継、海外展開など、リスクが高い分野に対して、国の重要な政策に基づいた金融支援を行っています。

中小企業事業は、これらの政策に基づき、中小企業専門の政策金融機関として民間金融機関を補完しながら、金融を通じて中小企業者の皆さまの成長・発展をサポートするとともに、セーフティネットの機能も果たしています。

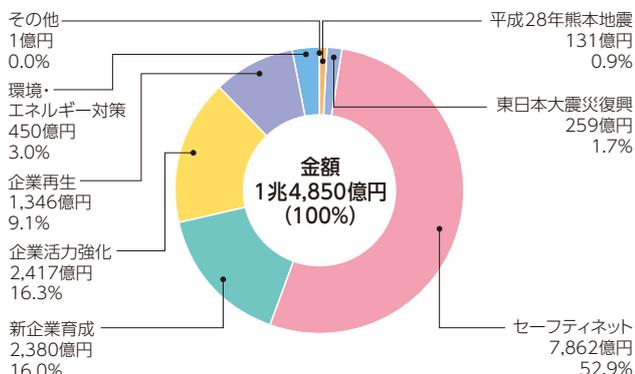


融資業務

中小企業者の皆さまの事業の振興に必要な資金であって、長期固定金利の事業資金を安定的に供給することにより、民間金融機関による資金供給を補完しています。

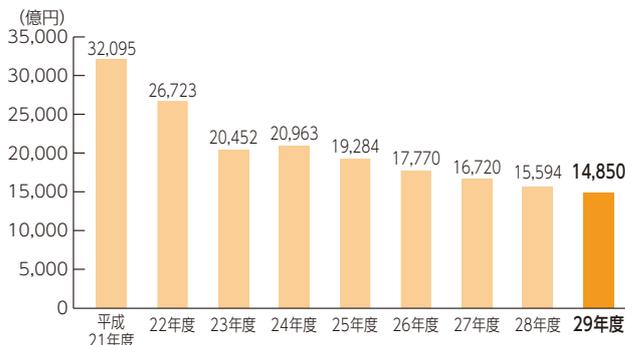
業務の概要

融資実績の内訳 (平成29年度)



(注) 融資には、社債を含みます。総融資実績から投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。また、各融資制度の実績は1億円未満を切り捨てて算出しています。

融資実績の推移



(注) 融資には、社債を含みます。総融資実績から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

信用保険業務

中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などに係る債務の保証についての保険の引受けなどを行っています。

- 信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などに係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付け
- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務^(注)

(注) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

証券化支援業務

中小企業者の皆さまへの無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。証券化支援の手法には、「買取型」、「保証型」及び「売掛金債権証券化等」があります。

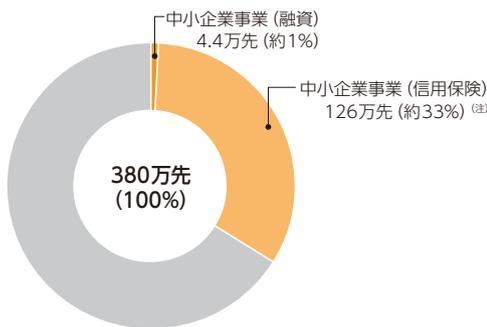
業務の特徴

中小企業事業の支援先

わが国では、中小企業・小規模事業者は全企業の99%を占め、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支えています。また、一口に中小企業・小規模事業者と言っても、多くの従業員を雇用し地域の経済を支えている企業、創業百年を超えるような老舗企業、家族で経営する個人商店など、その規模・態様はさまざまです。

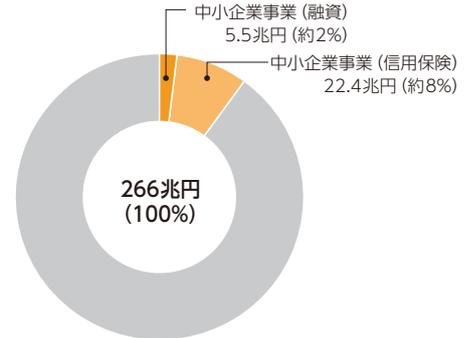
中小企業事業では、これら多様な中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、融資、信用保険、証券化支援といった金融手法を活用しながら、それぞれの企業に見合った形での幅広い支援を行っています。

中小企業・小規模事業者数割合



(注) 信用保証制度の利用企業数
(資料) 総務省「平成26年経済センサス基礎調査」を中小企業庁が再編加工ほか

中小企業・小規模事業者向け貸付残高



(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」ほか

中小企業事業は、中小企業・小規模事業者のうち約130万先(約34%)の資金繰りの円滑化に貢献しており、また、中小企業・小規模事業者向け貸付残高のうち約10%を占めています。

中小企業事業の支援先の特徴

融資業務(直接貸付)

- ・利用先数…………… 4.4万先
平成29年度融資分の平均像
1企業あたりの平均融資金額…………… 97百万円
平均融資期間…………… 8年1ヶ月
平均資本金…………… 43百万円
平均従業員数…………… 73人
- ・融資残高の約79%が従業員20人以上、約93%が資本金1,000万円以上の先
- ・製造業を中心(平成29年度末融資残高の約50%)に幅広い業種をカバー

信用保険業務

- ・利用先数…………… 126万先^(注)
平成29年度保険引受分の平均像
1企業あたりの平均保険引受額…………… 17百万円
平均保険期間…………… 4年11ヶ月
平均従業員数…………… 7人
- ・保険引受残高の約75%が従業員20人以下、約70%が資本金1,000万円以下の先
- ・幅広い業種をカバー

(注) 信用保証制度の利用企業数

(注)実績は、平成30年3月31日現在のものです。

中小企業事業のお取引先(直接貸付先)4.4万先の従業員は約266万人(平成30年3月31日現在)に上っており、雇用の維持にも貢献しています。

業種別融資残高構成比(融資業務)(平成29年度末)



業種別保険引受残高構成比(信用保険業務)(平成29年度末)



融資業務

長期資金の安定供給により民間金融を質と量で補完しています

● 長期資金を専門に取り扱っています

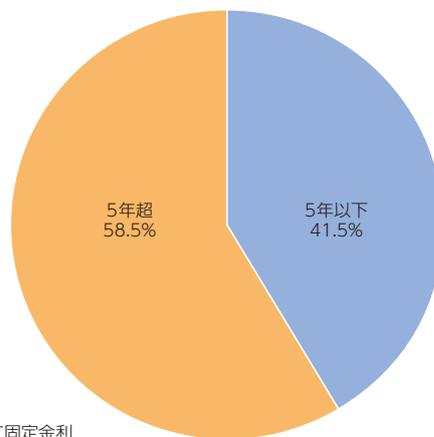
中小企業者が円滑に成長・発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達が不可欠です。

しかし、一般的に中小企業者は大企業と比較して資本市場からの資金調達が困難であるなど、資金調達の手段が限られています。

中小企業事業では、長期資金を専門に取り扱っており、融資の過半が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

中小企業事業は、民間金融機関を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業者の皆さまの長期資金ニーズに応えています。

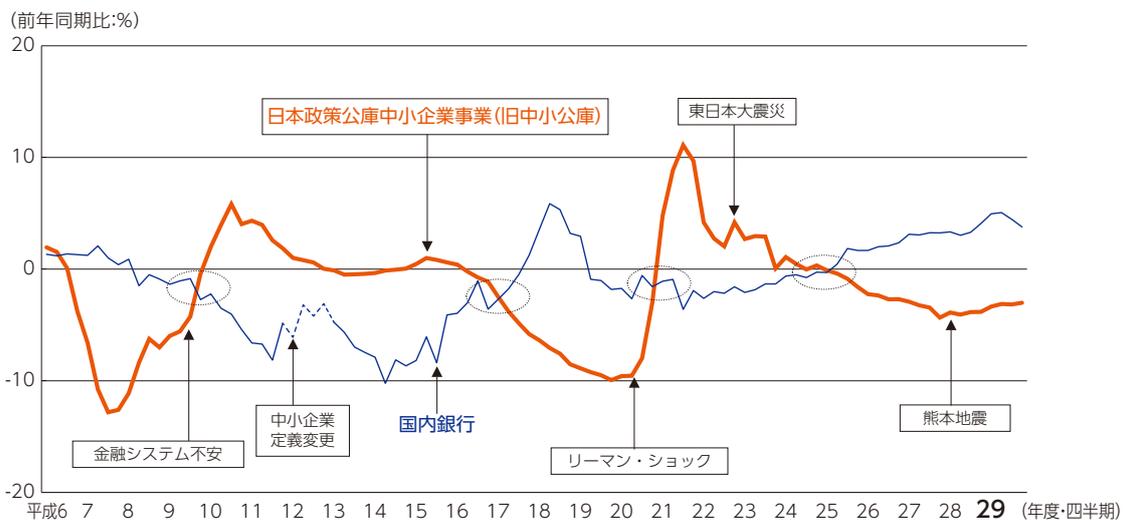
融資期間別貸出状況(金額構成比)(平成29年度)



● 事業資金を安定的に供給しています

中小企業事業の融資の伸びは、リーマン・ショック後の景気低迷期などには高く、逆に景気回復期には低下しています。中小企業事業は、民間金融機関を補完するという見地から、中小企業者の皆さまに事業資金を安定的に供給しています。

中小企業者向け貸出残高伸び率(対前年同期比)



(注) 1 国内銀行は、中小企業者向けの事業資金貸出残高の銀行勘定です。
2 平成12年4月に中小企業の定義が変更されたため、平成12年6月～平成13年3月の国内銀行の伸び率は、新基準と旧基準の比率等をもとに日本公庫において試算しています。

(資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」

時代の要請に応じて政策的な高い特別貸付の推進に取り組んでいます

●セーフティネット

東日本大震災の影響を受けた中小企業者の皆さまをはじめとした厳しい経営環境にある中小企業者の皆さまに、「東日本大震災復興特別貸付」、「平成28年熊本地震特別貸付」や「セーフティネット貸付」による融資を行い、資金繰りや事業の再建を支援しました。

●資本性ローン

新規事業や経営再建に取り組む中小企業者の皆さまの財務体質強化を図るために、民間金融機関と連携し、「挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）」を適用して支援しています。本特例による債務については、金融機関の債務者区分判定において自己資本とみなすことができます。

●新事業支援

ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業者の皆さまを支援する「新事業育成資金」の融資に積極的に取り組んでおり、制度がスタート（平成12年2月）してからの累計実績は11,585先、5,508億円に上っています（平成30年3月末時点）。また、企業が新たに発行する新株予約権を取得することにより、無担保資金を供給する制度もあります。

●海外展開支援

「海外展開・事業再編資金」による融資、「スタンドバイ・クレジット制度」による海外現地法人等の現地流通通貨建て資金調達支援、経営相談への対応、進出企業間の交流会の開催などにより、中小企業者の皆さまの海外展開を積極的に支援しています。

平成29年度における「海外展開・事業再編資金」の利用実績は、531先・280億円（外貨貸付を含む）となっています。

平成27年度に「海外展開・事業再編資金」を拡充し、中小企業者の皆さまに対して、外貨（米ドル）でご融資する制度を開始しました。中国、ベトナム、アメリカ等を中心に幅広い国で利用され、平成29年度の外貨貸付（米ドル）の融資実績は、103先、2,907万米ドル（32億円相当）となりました。

また、スタンドバイ・クレジット制度の利用実績はタイ、中国、韓国、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム、香港、メキシコ、シンガポール及び台湾の金融機関に対して信用状を発行し、106先となりました。

東日本大震災復興特別貸付の融資実績

259億円

平成28年熊本地震特別貸付の融資実績

131億円

セーフティネット貸付の融資実績

7,862億円

融資実績の推移



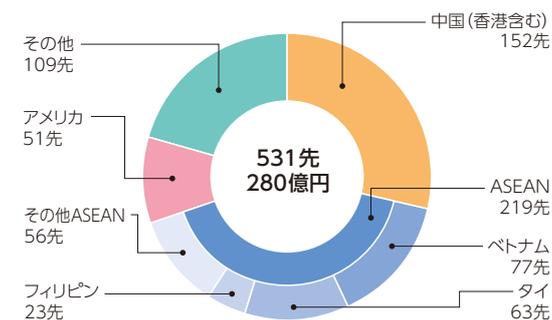
新事業育成資金

	平成27年度	28年度	29年度
先数	1,061先	1,641先	1,318先
金額	480億円	996億円	620億円

新株予約権付融資

	平成27年度	28年度	29年度
先数	30先	37先	33先
金額	7.4億円	5.7億円	5.7億円

海外展開・事業再編資金の国・地域別実績内訳（平成29年度）



外貨貸付の国・地域別実績内訳

	平成28年度	29年度
中国(香港含む)	27先	37先
ベトナム	12先	18先
アメリカ	19先	16先
メキシコ	5先	5先
タイ	6先	4先
フィリピン	6先	4先
その他	24先	19先
合計	99先	103先

● スタンドバイ・クレジット制度による現地流通通貨建て資金調達の支援

中小企業事業では、平成24年度にスタンドバイ・クレジット制度の取扱いを開始し、海外での円滑な資金調達を支援しています。また、中小企業者の皆さまがより幅広く同制度を活用できるよう、国内の地域金融機関との連携も行っていきます。

スタンドバイ・クレジット制度について

本制度は、中小企業者の海外現地法人等が、日本公庫の提携金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために日本公庫がスタンドバイ・クレジット(信用状)を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。

平成29年6月には、中国の青島及び大連に支店を有する山口銀行と新たに業務提携を行い、両地域に所在する中小企業者の現地法人を中心に、より利便性の高いサービスを提供することが可能となりました。

これにより、平成30年3月末までに提携した金融機関は12行まで拡大しており、平成24年度の制度開始以来の累計実績(～平成30年3月末迄)は423先となっています。

また、より多くの中小企業者の皆さまが本制度を利用できるよう、平成25年度から全国各地の地域金融機関と連携したスキームを構築しています。当該連携スキームにより、中小企業者の皆さまにとっては、日常取引のある地域金融機関で手続きができること、地域金融機関にとっては日本公庫の海外ネットワークを制度インフラとして活用できることといったメリットがあります。

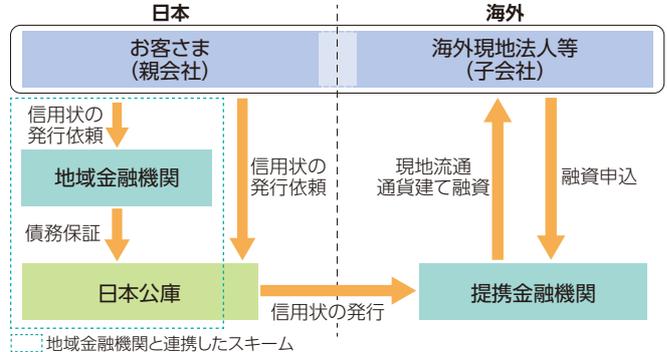
日本公庫では、引き続き本制度の活用による海外での資金調達を支援していきます。

提携金融機関^(注)(国・地域の英語名のアルファベット順)

国・地域名	提携金融機関名
中国	平安銀行
中国	山口銀行
インド	インドステイト銀行
インドネシア	バンクネガラインドネシア
韓国	KB国民銀行
マレーシア	CIMB銀行
メキシコ	パノルテ銀行
フィリピン	メトロポリタン銀行
シンガポール	ユナイテッド・オーバースーズ銀行
台湾	合作金庫銀行
タイ	バンコック銀行
ベトナム	ベト・イン・バンク

(注)平成30年3月末現在。

スタンドバイ・クレジット制度のスキーム図



企業の成長に貢献します

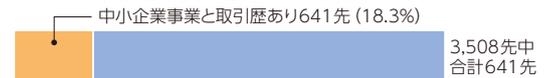
● 公庫資金をご利用された方々が多くの分野でご活躍されています

これまで中小企業事業との取引を経て、株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の約6分の1にあたる641先^(注)となっています。多くの方々がわが国を代表する企業として活躍されています。

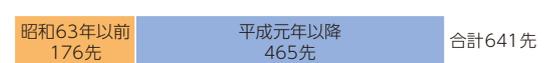
特に、平成元年以降については、中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業は465先^(注)と大幅に増加しており、同じ時期の株式公開企業の増加数である1,522先^(注)のうちの約3割を占めるに至っています。

(注)先数は平成30年3月31日現在において株式を公開している企業数です(上場廃止、合併による消滅等を除く)。

中小企業事業と取引歴を有する株式公開企業



中小企業事業と取引歴を有する株式公開時期別構成



(注)日本公庫中小企業事業調べ。株式公開企業数は、平成30年3月31日現在。農林・水産、金融・保険及び外国企業を除きます。

創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社(東証一部上場)名誉会長 稲盛和夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りにいきましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非にお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけませんか?と、とつとつお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感激したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をしていただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しております。

(出典)平成15年12月中小企業金融公庫発行「中小企業金融公庫五十年史」コラムより抜粋(寄稿者の役職名は寄稿当時のものです)。

信用保険業務

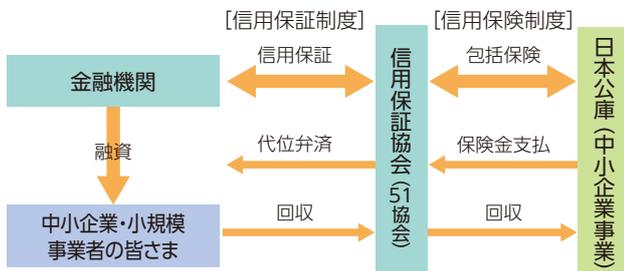
信用保証制度と一体となり、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業資金の円滑な調達を支えています

● 信用保険制度の役割

中小企業事業は、担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関からの借入又は社債の発行などにより事業資金の調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険を行っています。信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)などにに基づき、中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などの保証について保険を行う制度です。この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまに対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。

なお、信用補完制度につきましては、「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に成立し、平成30年4月から施行されています。今後とも中小企業事業は、新たな信用補完制度の下で、業務を着実に実行するとともに、制度の持続的な運営に向け、関係機関と連携した取組みを強化してまいります。

信用補完制度概略図



● 中小企業の33%が信用補完制度を利用されています

平成30年3月末現在、信用保証協会が保証している融資など（保証債務残高）は22兆円で、中小企業向け貸出しの8%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

信用保証制度は126万先の中小企業・小規模事業者の皆さまに利用されており、中小企業の33%が信用保証制度を利用して資金調達を行っていることとなります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長・発展に貢献しています。

証券化支援業務

● 証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援しています

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業者の皆さま向け貸付債権等の証券化が行われています。

平成29年度は、証券化支援買取業務において、「地域金融機関CLOシンセティック型（合同会社クローバー2018）」を組成しました。中小企業事業は、22地域金融機関とCDS契約を締結するとともに、特別目的会社（合同会社クローバー2018）が発行した社債260億円のうち68億円を取得し、29億円で保証を付しました。本CLOによって、28都道府県1,095先に対して270億円の無担保資金が供給されました。

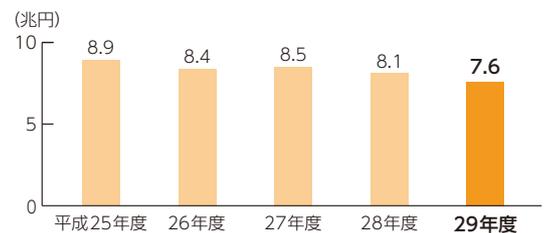
中小企業事業は、信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担し、民間金融機関等が利用しやすい証券化手法を提供することで、中小企業者の皆さまへの無担保資金の円滑な供給及び資金調達手段の多様化を図るとともに、証券化市場の育成・発展にも貢献し、政策金融機関として先導的な役割を積極的に果たしていきます。

証券化支援の手法

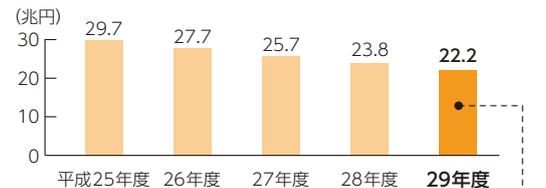
買取型	保証型	売掛金債権証券化等
民間金融機関等の中小企業者の皆さま向け無担保債権等を譲り受け、又はCDS契約を活用し証券化する業務	民間金融機関等が自ら証券化する中小企業者の皆さま向け無担保債権等の部分保証や証券化商品の保証や一部買取りを行う業務	民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対する保証の提供や特別目的会社への貸付けを行い、中小企業者の皆さま（納入企業）が保有する売掛金債権の流動化を支援する業務

(注)日本公庫自らが貸し付けた債権又は取得した社債を証券化する業務（自己型）にも取り組んでいます。

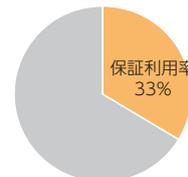
保険引受実績



全国51信用保証協会の保証債務残高の推移と保証利用率



平成29年度 保証利用率^(注)

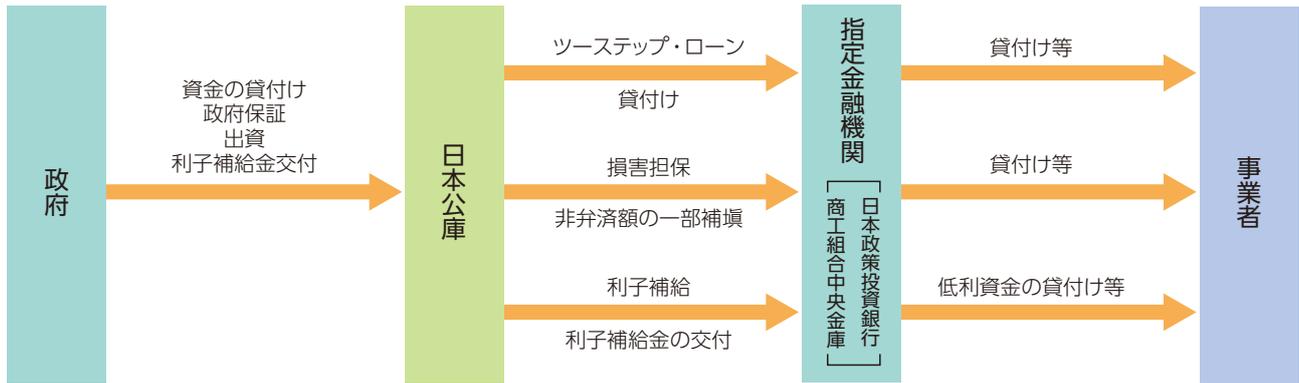


保証利用率企業数 126万先
 中小企業者数 380万先
 (注)保証利用率：保証利用企業数を中小企業者数で除したものです。
 (資料) 総務省「平成26年経済センサス基礎調査」を中小企業庁が再編加工ほか

危機対応等円滑化業務

危機対応円滑化業務の概要

日本公庫は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して一定の信用の供与を実施しています。危機発生時においては、一般に事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態が想定されます。このような事態に対処するため、公庫は指定金融機関への信用供与を通じて、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進しています。



【これまでの危機対応業務の事例】

- 災害救助法関連の事例
- 特別相談窓口関連の事例
- 国際的な金融秩序の混乱関連の事例
- 東日本大震災関連の事例
- 平成28年熊本地震による災害関連の事例

業務の概要

● 資金の貸付け(ツーステップ・ローン)

日本公庫が、財政融資資金等を指定金融機関に対し融資するものです。平成29年度末残高は2兆3,832億円です。

● 利子補給

日本公庫により資金の貸付けやリスクの一部補完を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するものです。

● リスクの一部補完(損害担保取引)

日本公庫が、指定金融機関から補償料を徴収したうえで、指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、一定割合の補填を行うものです。平成29年度末損害担保引受残高は1兆7,270億円(指定金融機関からの報告ベース)です。

危機対応円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成20年度下期	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ツーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854
貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854
CP取得	2,998	3,398	—	—	—	—	—	—	—	—
損害担保	3,451	18,119	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892
貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892
CP取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—
利子補給	—	—	3	24	78	109	124	110	54	126

(注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成30年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。

2. 損害担保のうち、

貸付け等の実績は、指定金融機関が平成30年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が平成30年5月10日までに補償応諾した引受金額です。

出資(産活法関連)の実績は、公庫が補償応諾して指定金融機関が平成25年3月末までに出資を履行した引受金額です。

3. 利子補給の実績は、指定金融機関が平成29年9月末までに行った貸付け等を対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務の概要

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(平成22年法律第38号)に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者^(注1)に対して、指定金融機関^(注2)が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン^(注3))を行うものです。平成29年度末残高は288億円です。

(注1) エネルギー環境適合製品の開発・製造に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた事業者

(注2) 主務大臣が金融機関からの申請により指定するもの

(注3) 日本公庫が財政融資資金を指定金融機関に対し融資するもの

特定事業促進円滑化業務の実績

(単位：億円)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ツーステップ・ローン	200	13	78	106	29	11	10	5

(注) 1. 特定事業促進円滑化業務は、平成22年8月16日に業務を開始しました。

2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成30年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です。

事業再編促進円滑化業務の概要

「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)に基づき、産業競争力強化を目的として、事業の生産性向上を図るために主務大臣が認定した事業再編又は特定事業再編を実施しようとする認定事業者等^(注1)に対して、指定金融機関^(注2)が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン^(注3))を行うものです。平成29年度末残高は280億円です。

(注1) 事業再編等の計画を作成し、主務大臣の認定を受けた認定事業再編事業者若しくはその関係事業者又は認定特定事業再編事業者若しくは当該認定に係る特定会社

(注2) 主務大臣が金融機関からの申請により指定するもの

(注3) 日本公庫が財政融資資金を指定金融機関に対し融資するもの

事業再編促進円滑化業務の実績

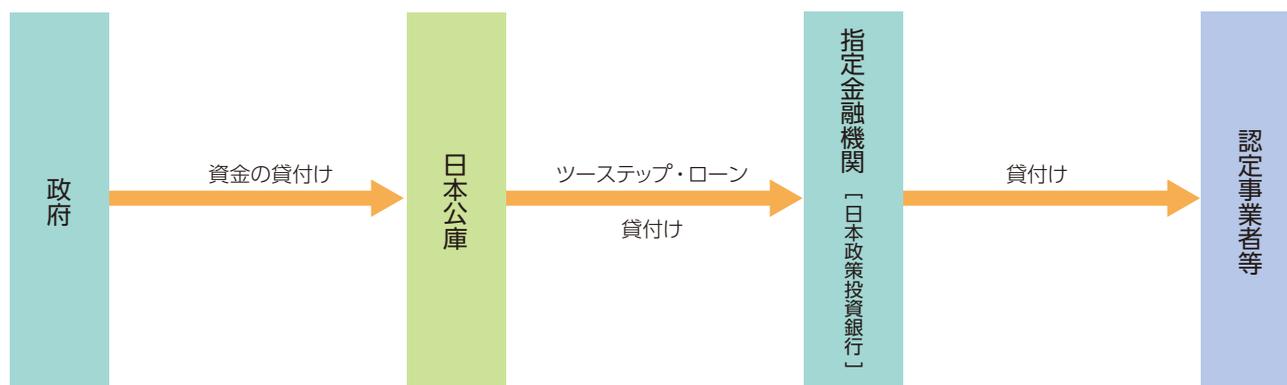
(単位：億円)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ツーステップ・ローン	—	250	—	200	—	—	—

(注) 1. 事業再編促進円滑化業務は、平成26年1月20日に業務を開始しました。

2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成30年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です(事業再編促進円滑化業務開始前の実績は、平成26年1月20日付けで「産業競争力強化法」の施行に伴い廃止された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号)に基づき、平成23年7月1日に業務を開始した事業再構築等促進円滑化業務として貸付実行したもの)。

特定事業促進円滑化業務・事業再編促進円滑化業務ツーステップ・ローンの仕組み

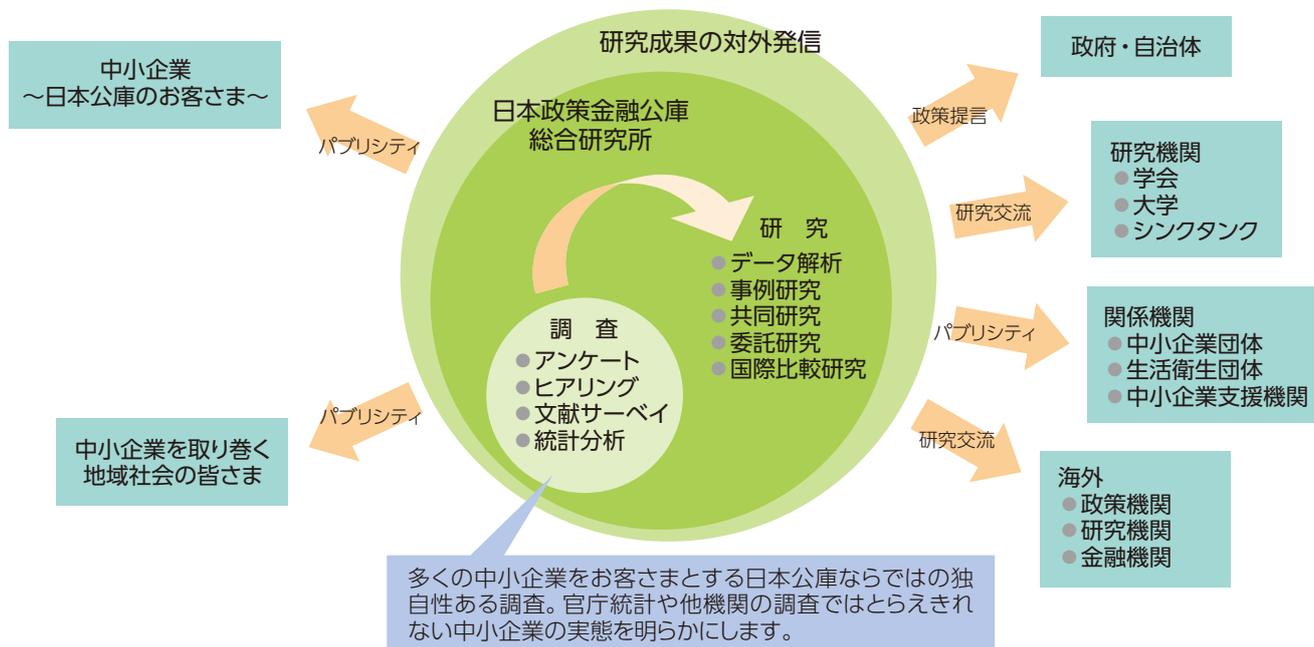


総合研究所

専門性・独自性・先進性を追求
中小企業研究で世界的にも高い水準を目指します

総合研究所の機能と特色

総合研究所は、中小企業の最新の動きや中小企業を取り巻く内外の経済金融情勢について研究しています。経営者や家族だけで稼働する「自己雇用」的な企業から株式上場を目前にしたハイテクベンチャー企業まで、さまざまな中小企業を研究対象とする総合的な研究機関は、世界的にみても貴重な存在です。アンケート調査やヒアリング調査など、多数の中小企業をお客さまにもつ日本公庫ならではのフィールドワークを基礎に、専門性・独自性・先進性に富む、より発展的な研究活動を展開し、学術的に世界でも高い水準を目指します。



業務の概要

中小企業の景況等に関する調査

● 全国中小企業動向調査

従業者数が20人未満の「小企業」1万社を調査対象とする小企業編と、おおむね20人以上の「中小企業」1万3,000社を対象とする中小企業編から成り、四半期に一度発表しています。個人経営の自営業者から従業者数300人規模の企業まで中小企業全域をカバーする大規模な景気観測調査です。

● 全国小企業月次動向調査

従業者数が20人未満の「小企業」1,500社を対象に毎月実施しています。速報性の高い電話調査により、小企業の足元の景況感をタイムリーにとらえます。

● 中小企業景況調査

比較的規模の大きな「中小企業」900社を対象とし、景況感を毎月調査。三大都市圏の製造業にウエートを置く調査対象が特徴です。1963年の調査開始から50年を超える歴史をもち、売上げ見通しDIIは政府の景気動向指数の先行系列にも採用されています。

● 中小製造業設備投資動向調査

従業員数20~299人の中小製造業3万社を対象に、年2回、設備投資の計画や実績を調査。中小企業を対象とする設備投資動向調査としては、わが国で最も規模が大きく詳細なものです。

中小企業の現状と課題に関するテーマ別研究

中小企業が直面する課題、中小企業を中心とする産業や地域経済の動向などタイムリーなテーマを選んで調査を実施、調査結果をベースに発展的な研究を行います。研究成果は論文やレポートにまとめ、定期刊行物、書籍などの発行、学会や各種研究プロジェクト、シンポジウム等を通じて発信します。

※ 論文・レポート・調査結果などの多くは日本公庫ホームページ上でご覧になれます。

● 中小企業の構造問題に関する研究

新規開業、事業承継、雇用、資金調達、地域経済社会とのかかわりなど、中小企業が構造的に抱える課題について調査研究を行います。

－主な調査(2017年度実施)－

- 新規開業実態調査(2017年度定例調査・特別調査)
- 新規開業企業を対象とするパネル調査
- 起業と起業意識に関する調査
- インバウンドの新展開に対応する中小企業の実態
- フリーランスに関する調査

－主な研究論文・レポート(2017年度発表)－

- ◇中小企業における外国人労働者の役割
- ◇副業起業は失敗のリスクを小さくする－「起業と起業意識に関する調査」(2016年度)より－
- ◇中小企業における経営資源の引き継ぎの実態
- ◇東日本大震災の新規開業企業への影響

● 中小企業の経営問題に関する研究

ヒト、モノ、カネなど経営資源が限られるハンディを克服し経営を革新する中小企業の事例を収集。研究成果を事例集として毎年発行します。

－2017年度調査－

- 高付加価値化を実現する小さなサービス産業の事例調査

－2017年度発行－

- ◇「見つめ直す」経営学

● 内外の産業動向に関する研究

技術の革新や生産システムの変化など、中小企業を中心に起きている最新の動きを産業政策の視点からとらえます。

－主な調査(2017年度実施)－

- サービスで新たな収益を稼ぐ中小製造業
- 中小商業・サービス業におけるIT利活用の現状と課題

－主な研究論文・レポート(2017年度発表)－

- ◇国内生産減少に立ち向かう中小製造業の生き残り策
- ◇中小情報サービス業の現状と課題

● 地域経済動向に関する研究

地域活性化に果たす役割など地域経済振興の今日的な視点から中小企業の動きを追います。

－主な調査(2017年度実施)－

- 人材の確保・定着に向けた中小企業の現状と課題

－主な研究論文・レポート(2017年度発表)－

- ◇地方発ベンチャーの現状と課題

第10回 日本公庫シンポジウムの開催

総合研究所では、毎年シンポジウムを開催しています。

日ごろの研究成果をベースに総研スタッフが外部のパネリストとディスカッション。学識経験者、中小企業研究者、中小企業経営者、報道関係者など多くの方々に参加をお願いしています。

2018年11月開催 ～詳しくは日本公庫ホームページやリーフレットでご案内予定

総合研究所の刊行物

● 定期刊行物



日本政策金融公庫論集

季刊(2月、5月、8月、11月の各25日発行)

総合研究所スタッフによる学術レベルの研究論文を掲載。

外部論文も掲載し、中小企業研究者に研究発表の機会を提供します。

—主な掲載論文—

先行きの不確実性と設備投資への影響

どうすれば中小企業はインバウンドの増加を経営に生かせるか

小企業および中小企業の予測バイアス

中小製造業のM&Aと事業成長における企業家の情熱、使命感、やり抜く力



日本公庫総研レポート

随時発行

中小企業の現状と課題に関する最新の研究成果をとりまとめ、タイムリーに発信する各号完結の研究報告書です。



調査月報

毎月5日発行

総合研究所の研究成果を、企業経営者や中小企業支援機関関係者など研究者以外の方々にもわかりやすくお伝えするための研究雑誌です。

● 書籍



『新規開業白書』

「新規開業実態調査」の結果をベースに、最新のテーマで新規開業の動向を分析。

1992年から毎年刊行している、わが国の新規開業研究に欠かせない文献です。



『躍動する新規開業企業』

2011年に開業した企業を5年間追跡した「新規開業パネル調査」の研究成果です。東日本大震災、生産性、存続と廃業などの切り口で、新規開業企業の時系列変化を明らかにしたものです。



『インバウンドでチャンスをつかめ』

インバウンドの増加は中小企業が成長するチャンスです。アンケートに基づき中小企業におけるインバウンド受け入れの実態を明らかにし、インバウンド獲得に効果のある取り組みや課題について論じます。



『サービス産業の革命児たち』

中小企業経営に関する事例研究の成果です。高付加価値を生み出すことで存在感を発揮している企業の経営戦略を分析し、小さなサービス産業が労働生産性を高めていくための方策を考察しています。

組織運営の仕組み

ガバナンス態勢……………58

ガバナンス態勢

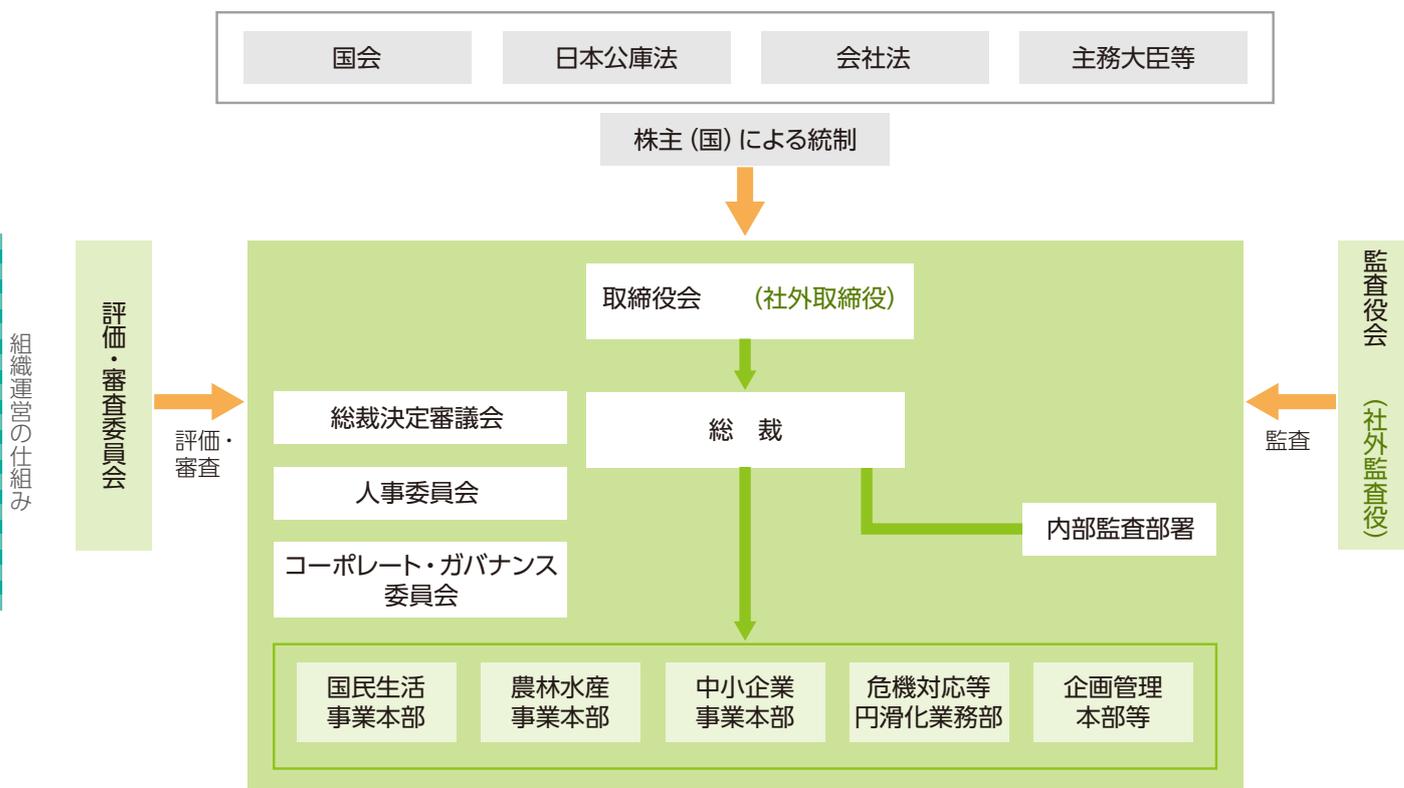
基本的な考え方

政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営を行います。経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組みます。

「透明性・公正性・迅速性」の実現のため、外部からの評価・審査(評価・審査委員会)並びに内部及び外部の監査(内部監査部署、監査役会、会計監査人)を受ける態勢を構築しています。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しています。

ガバナンス体制



1 国による統制

日本公庫は、一般の株式会社とは異なり、発行済株式の総数を政府が常時保有することが法定されているなど、国による強い統制^(注)を受ける特殊会社です。

(注)国による統制

- 株主としての統制(会社法等)
- 主務省等による統制(金融庁・会計検査院検査を含みます。)
- 国会による統制(予算等)

2 取締役会

日本公庫の取締役会は、18名以内の取締役で構成しており、うち2名を社外取締役としています。取締役会は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役が職務の執行状況を定期的に報告しています。

3 監査役会

日本公庫の監査役会は、4名の監査役で構成しており、うち3名を社外監査役としています。監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な会合等を通じて、取締役の職務執行について監査しています。

4 評価・審査委員会

日本公庫は、日本政府の決定（政策金融改革に係る制度設計）に基づき、政策目的に沿った事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行うため、外部有識者による評価・審査委員会を設置しています。

評価・審査委員会では、日本公庫全体及び事業本部ごとの業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価並びに取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行います。なお、業務及び運営に関する評価・審査の基準及び結果は外部に公表しています。

評価・審査委員会の委員は、外部の有識者及び社外取締役からなる「評価・審査委員」並びに日本公庫の業務に関して専門的な知見を有する外部の有識者からなる「専門委員」によって構成されています。

評価・審査委員会名簿

（五十音順、敬称略） 平成30年7月1日現在

【評価・審査委員】

鴫澤 静	サッポロホールディングス株式会社社外取締役 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
角 紀代恵	立教大学法学部教授
◎佃 和夫	三菱重工業株式会社相談役
西岡 清一郎	弁護士 元広島高等裁判所長官
森 一夫	ジャーナリスト
○吉野 直行	慶應義塾大学名誉教授
渡辺 善子	一般社団法人PMI日本支部監事 株式会社日本政策金融公庫社外取締役

【専門委員】

岡田 秀二	富士大学学長
生源寺 眞一	福島大学教授
鶴 光太郎	慶應義塾大学大学院商学研究科教授
中田 眞佐男	成城大学経済学部教授
根本 忠宣	中央大学商学部教授

（◎は委員長、○は委員長代理）

開催実績

（主な議事内容）

- 2017年度第1回（2017年4月18日）
 - ・2017年度業務運営計画の報告について
 - ・2017年度業績評価基準について
 - ・2016年度役員業績評価について
 - ・役員候補者の審査について
- 2017年度第2回（2017年7月4日）
 - ・2016年度業績評価報告書について
- 2017年度第3回（2017年11月21日）
 - ・2017年度業務運営計画中間レビューについて
- 2017年度第4回（2017年12月18日）
 - ・役員候補者の審査について
- 2017年度第5回（2018年1月17日）
 - ・退職役員の業績評価について
 - ・退職役員の業績勘案率について

5 総裁決定審議会

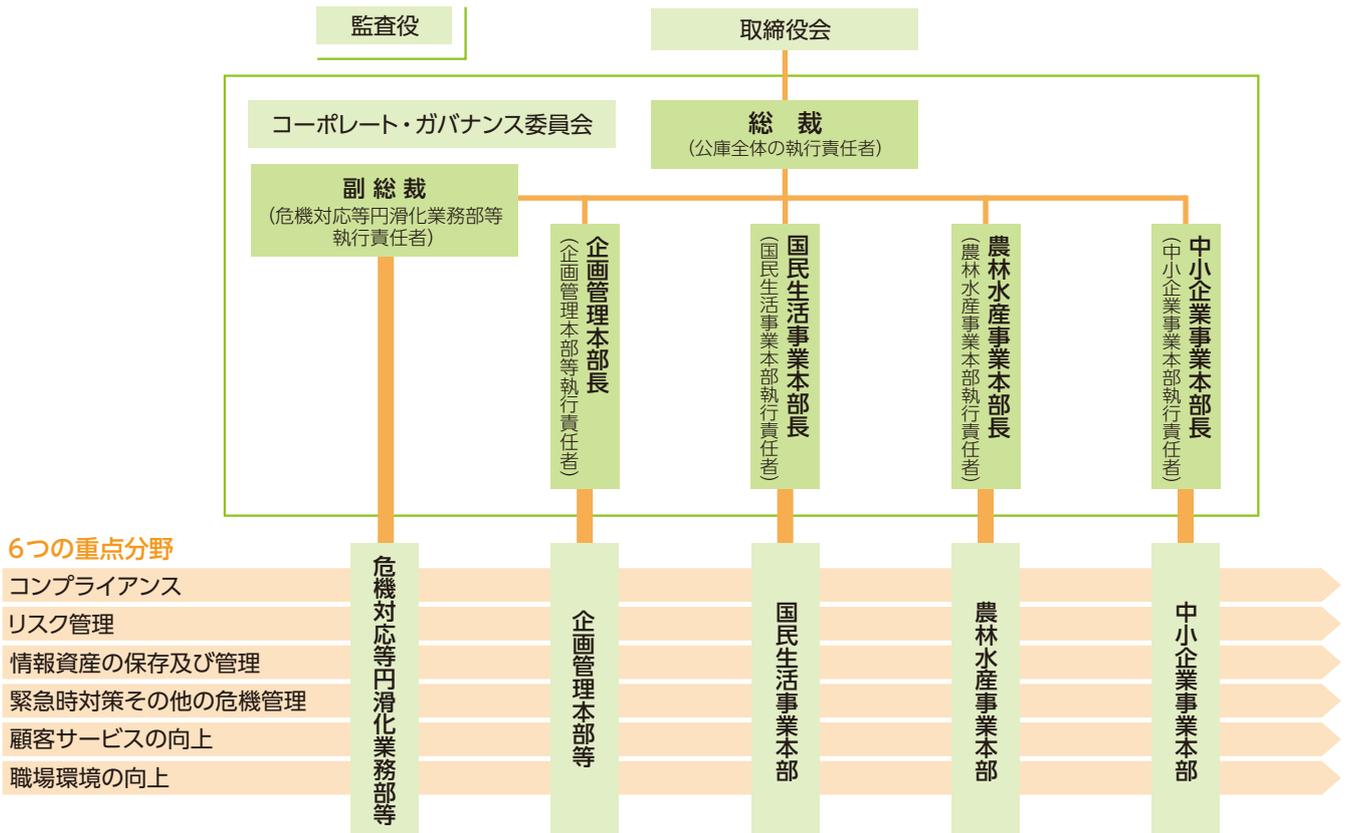
総裁の諮問により、日本公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、並びに報告を受ける総裁決定審議会を設置しています。

6 コーポレート・ガバナンス委員会

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。日本公庫では、事業本部等^(注)ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしています。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しています。

コーポレート・ガバナンス委員会は、6つの重点分野に関する事項のうち、公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議します。

(注) 国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、危機対応等円滑化業務部等及び企画管理本部等をいいます。



組織運営の仕組み

7 内部監査

日本公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための内部監査部署として、監査部及びシステム監査室を設置しています。

監査部及びシステム監査室は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、日本公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行っています。

監査にあたっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っています。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、また、内部監査の結果についても総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置がとられることとなります。

このように、内部監査部署による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、日本公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持が図られることとなります。

◆内部統制基本方針

日本公庫は、会社法（平成17年法律第86号）及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めています。

内部統制基本方針

（取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第1条 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

- 2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。
- 3 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
- 4 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- 5 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- 6 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

第2条 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

- 2 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。
- 3 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

第3条 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

- 2 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- 3 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。
- 4 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

第4条 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。

- 2 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
- 3 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

（業務の適正を確保するための内部監査体制）

第5条 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。

- 2 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる内部監査部署を置く。
- 3 内部監査部署は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
- 4 内部監査部署は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- 5 内部監査部署は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

第6条 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項)

第7条 公庫は、監査役職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

(監査役職務を補助する職員に対する指示の実効性の確保に関する事項)

第8条 公庫は、前2条を遵守するほか、監査役職務を補助する職員が、監査役の指示に基づき行う職務の遂行を妨げてはならない。

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

- 2 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(監査役への報告をした取締役及び職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

第10条 公庫は、前条第2項の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った取締役及び職員に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない。

(監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

第11条 公庫は、監査役が実効的な監査の実施に当たって弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めるなどのため所要の費用を請求するときは、これを拒むことができない。

(監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第12条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

- 2 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- 4 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに内部監査部署に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認められる場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

内部管理上の重点分野

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。

1 コンプライアンス

日本公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しています。

(1)コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しています。

(2)内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを公庫内及び弁護士事務所に設置しています。

(3)反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、日本公庫に対する公共の信頼を維持し、公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。

(4)インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しています。

2 リスク管理

日本公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っています。

管理対象リスク

管理対象リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含みます。)の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク
信用保険引受リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含みます。)の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債(オフ・バランスを含みます。)から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結することその他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

3 情報資産の保存及び管理

日本公庫ではセキュリティポリシーを定め、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うための態勢を整備しています。また、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)の規定に基づき、文書の管理を適切に行っています。

セキュリティポリシー

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって公庫の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行います。

1 基本理念

公庫は、関係法令及び関連規定の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。

- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
- (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討したうえで、付与すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施にあたっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
 - イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
 - ロ 必要かつ十分に、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

2 情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点から分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

3 情報資産の管理体制

情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

4 個人情報の保護

公庫は、プライバシーポリシーを定め、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

5 情報セキュリティに関する教育

公庫は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規定の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないよう、業務に応じた必要な時期に必要な教育を行います。

6 業務の外部委託

公庫は、業務の委託等により、公庫の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

7 情報セキュリティ事故への対応

- (1) 公庫は、個人情報又は顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。
- (2) 情報システムに対するサイバー攻撃に係る情報を入手した場合は、速やかに財務省に連絡を行います。

8 評価・見直し

本ポリシーは、関係する法令の制定又は改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化及び組織、業務内容等の変更、公庫の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、評価・見直しを行います。

以上

4 緊急時対策その他の危機管理

日本公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しています。また、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画(BCP^(注))を策定しております。

(注)BCP(ビジネス・コンティニュイティ・プラン)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画のことです。

5 お客さまサービスの向上

日本公庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めてまいります。

顧客保護等管理方針

- 1 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得るべき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。
 - 2 公庫は、お客さまへの取引や商品の説明及び情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
 - 3 公庫は、お客さまからのご相談や苦情等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応するとともに、業務運営への適切な反映に努めてまいります。
 - 4 公庫は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
 - 5 公庫は、公庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。
- ※ 本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。
- ①公庫の業務を利用いただいている方
 - ②公庫の業務を利用されていた方
 - ③公庫の業務の利用を検討されている方
- ※ 公庫においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号)第11条及び公庫が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

6 職場環境の向上

日本公庫では、職場環境等に関する課題の把握及び今後の対策検討等への活用を目的に、年に一度、全職員を対象に意識調査を行っています。本調査によって得た職員の意見等を職場環境の向上等に積極的に役立てています。

女性活躍の推進と職場環境向上

日本公庫では、職員一人ひとりが能力を存分に発揮できる職場の実現に向けて、キャリア開発を推進するとともに、男女ともにワークライフ・マネジメント^(注)の実践が可能な職場づくりに取り組んでいます。

(注)ワークライフ・マネジメント：仕事と生活における役割責任を果たしながら、双方の充実を目指して自分の意志で自分の働き方・生き方を積極的にマネジメントすること。

1 女性のキャリア開発

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づく行動計画において、平成30年4月までの数値目標としていた「管理職に占める女性の割合5%以上(平成30年4月)」を達成しました。新たに「管理職に占める女性の割合7%以上(平成35年4月)」を掲げ女性の育成・登用に取り組んでいます。

事務職から業務職への育成制度、女性のスキルアップを目的とした外部セミナーへの派遣に加え、平成28年から現在2期目となる女性管理職候補者育成プログラムを継続しています。

また、若手職員を対象に「メンタリング制度」を導入し、先輩職員がアドバイザー役として、仕事だけでなく仕事と家庭の両立に関する相談にも対応するなど、個別にサポートする体制も整備しています。

2 職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくり

社内の各階層別研修においてダイバーシティの重要性について理解を深める講座を設けるなど、多様な人材が能力を発揮できる職場づくりに取り組んでいます。

3 両立支援

多様な働き方を実現するため、ライフステージに応じた両立支援策を実施しています。

また、日本公庫は、優良な子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく特例認定「プラチナくるみん」を取得しています。



認定マーク「プラチナくるみん」

4 メリハリのある働き方の推進

ワークライフ・マネジメントの一環として、週2日のノー残業デーの実施や、休暇の計画的取得を推進しています。これにより、職場全体における業務の効率化や職員一人ひとりのメリハリのある働き方の実践を推進しています。

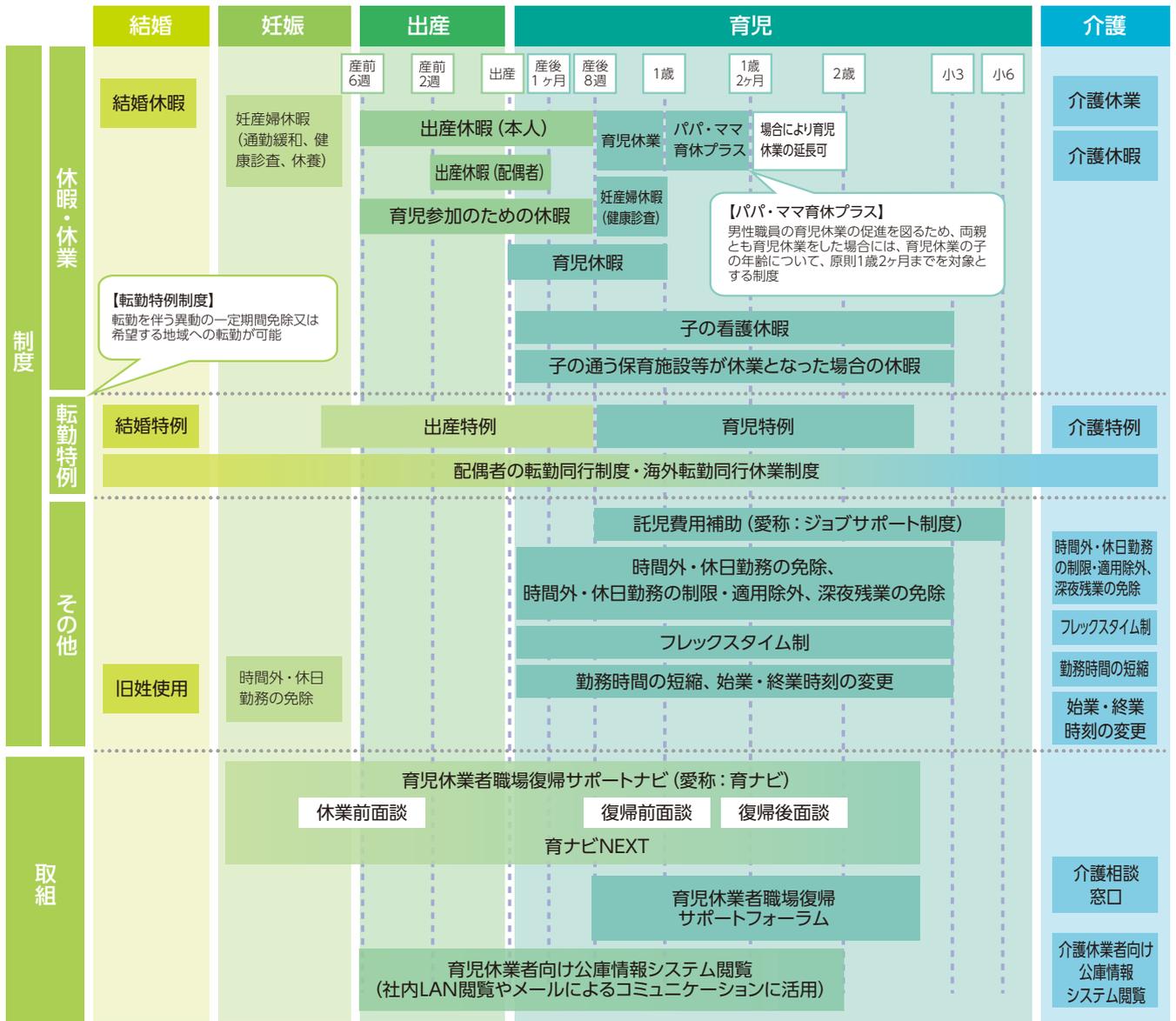
5 職員による積極的な活動の推進

全国10ブロックの「女性活躍推進地域委員会」(札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の各支店に設置)を中心に、全152支店で多様な視点や人材を活かした活動を計画・実施しています。また、全国に7名の「女性活躍推進専任者」を配置し、ブロック内支店が連携しやすい体制の構築や、外部機関との積極的連携にむけた取組みを展開しています。

6 職員ニーズの各種施策への反映

年に1度、全職員を対象に意識調査を行い、職場環境に関する課題を把握しています。本調査によって得られた職員の意見をもとに各種施策を実施し、職場環境の改善に積極的に役立てています。

ライフステージに応じた両立支援策



組織運営の仕組み

環境美化への貢献

日本公庫は、環境に配慮した活動を通じて、社会貢献と働きがいのある職場環境の実現に取り組んでいます。本店では、年に3回程度、本店ビル周辺の清掃活動を実施しています。



個人情報保護

日本公庫では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)等の個人情報保護法制のもと、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しています。

プライバシーポリシー

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)では、お客様の信頼を第一と考え、お客様の個人情報の重要性を深く認識し、お客様の個人情報を適正に取扱い、保護することが公庫のお客様に対する責務であると考えています。

公庫では、お客様の個人情報を保護するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独法等個人情報保護法」といいます。)、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

1 個人情報の取得

公庫は、適正かつ適法な手段により、お客様の個人情報を取得いたします。

なお、お客様の個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ公庫の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

2 個人情報の利用

公庫は、取得するお客様に関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

事業共通

- ① お客様ご本人さまの確認(融資制度等をご利用いただく資格、要件等の確認を含みます。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断及びご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究、参考情報の提供
- ⑤ ご質問・お問合せ、公庫からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応

国民生活事業

- ① 融資制度等のご案内のためのダイレクトメール等の発送等^(注)
(注)お客様に有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店(国民生活事業)にお申し出いただければ、停止いたします。
- ② 次表に掲げるお客さまの情報の提供先への提供

提供するお客さまの情報	提供先
ア 経営改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会
イ 生活衛生改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	都道府県生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センター
ウ 普通貸付、特別貸付、生活衛生貸付(生活衛生改善貸付を除く。)及び教育貸付制度をお申込みのお客さま	個人信用情報機関
エ 恩給・共済年金担保貸付制度をお申込みのお客さま	恩給等の裁定庁
オ 公益財団法人教育資金融資保証基金に債務保証をお申込みのお客さま(教育貸付制度のみ)	公益財団法人教育資金融資保証基金
カ 団体信用生命保険をお申込みのお客さま	財団法人公庫団信サービス協会
キ 信用保証協会付融資をお申込みのお客さま	都道府県信用保証協会

農林水産事業

- ① ご融資に必要な行政庁等の選認定手続、又はご融資に必要な行政庁等の確認書や意見書受領の手続
- ② 主務省及び監督官庁への報告等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供
- ③ データ分析等による、ご融資の判断に利用するための資料等の作成
- ④ 払込案内等の送付等、ご融資・ご返済に関する情報の提供
- ⑤ アンケート等による調査・研究、ダイレクトメール等による参考情報の提供^(注)
(注)お客様に有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店(農林水産事業)にお申し出いただければ、停止いたします。

中小企業事業

- ① 信用状のお申込の受付、信用状発行の判断及び信用状発行後の管理
- ② 与信業務に係る継続的なお取引等についての判断
- ③ 信用保険の引き受け、保険金の支払い及び引き受け後の管理
- ④ 各種お取引の解除やお取引解除後の事後管理
- ⑤ お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の経営支援に必要な情報の提供
- ⑥ お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の景況等の調査及びその公表
- ⑦ 融資制度若しくは信用状制度の御案内又は御提案^(注)

(注) お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店(中小企業事業)にお申し出いただければ、停止いたします。

- ⑧ 中小企業政策に対する評価及びその公表並びに新たな政策金融手法等の研究や開発

危機対応等円滑化業務部

- ① 損害担保の引受け、補償金の支払い及び事後管理
- ② 利子補給金の支給及び支給後の管理

3 個人情報の第三者提供

公庫は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 利用目的の範囲内で提供する場合
- (3) お客さまの事前の同意を得ている場合
- (4) 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合
- (5) 統計の作成又は学術研究の目的の場合
- (6) 明らかにお客さまの利益になる場合、その他個人情報を提供することについて特別な理由がある場合

4 業務委託

公庫の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が十分されていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

5 個人情報の管理

- (1) 公庫は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置及び安全対策を講じます。
- (2) 公庫は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
- (3) 公庫は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

6 個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、公庫が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等(以下「開示等」といいます。)を希望される場合は、独法等個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取扱います。

なお、独法等個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、最寄りの支店(取扱事業)にご相談ください。

7 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ

公庫におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、最寄りの支店(取扱事業)にご相談ください。

8 継続的な改善

公庫は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行っていきます。

以上

日本公庫では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)のもと、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適切な管理について必要な事項を定めた「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」を策定し、公表しています。

特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

株式会社日本政策金融公庫では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に定められた事務において個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う。番号法においては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「独法等個人情報保護法」という。)に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び特定個人情報取扱規則等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等^(注)を遵守する。

(注)法令等には次のものを含む。

- ・番号法
- ・独法等個人情報保護法等関連法令
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- ・独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(平成16年9月14日付け総管情第85号総務省行政管理局長通知)

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法に基づき株式会社日本政策金融公庫自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報取扱規則等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

以上

情報公開制度

日本公庫は、保有する情報の一層の公開を図り、諸活動を国民の皆さまに説明する責務を全うしてまいります。

公庫は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象機関として、開示請求権制度のほか、情報提供制度により、ディスクロージャーの一層の推進に取り組んでおります。

なお、情報提供を行っている主な資料は、次表の通りです。

情報提供資料(主なもの)

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業報告	<ul style="list-style-type: none"> ●各店舗に備置き ●国会図書館、都道府県、経済団体等に配付 	6～9月
計算書類		
財産目録		
決算報告書		
監査役の見解		
監査報告		
会計監査報告		
ディスクロージャー誌(本誌)	<ul style="list-style-type: none"> ●各店舗に備置き ●ご希望の方に配付 	8月
ホームページ ●業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載 ●電子公告	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネット上に開設 (アドレス https://www.jfc.go.jp/) 	随時内容を更新

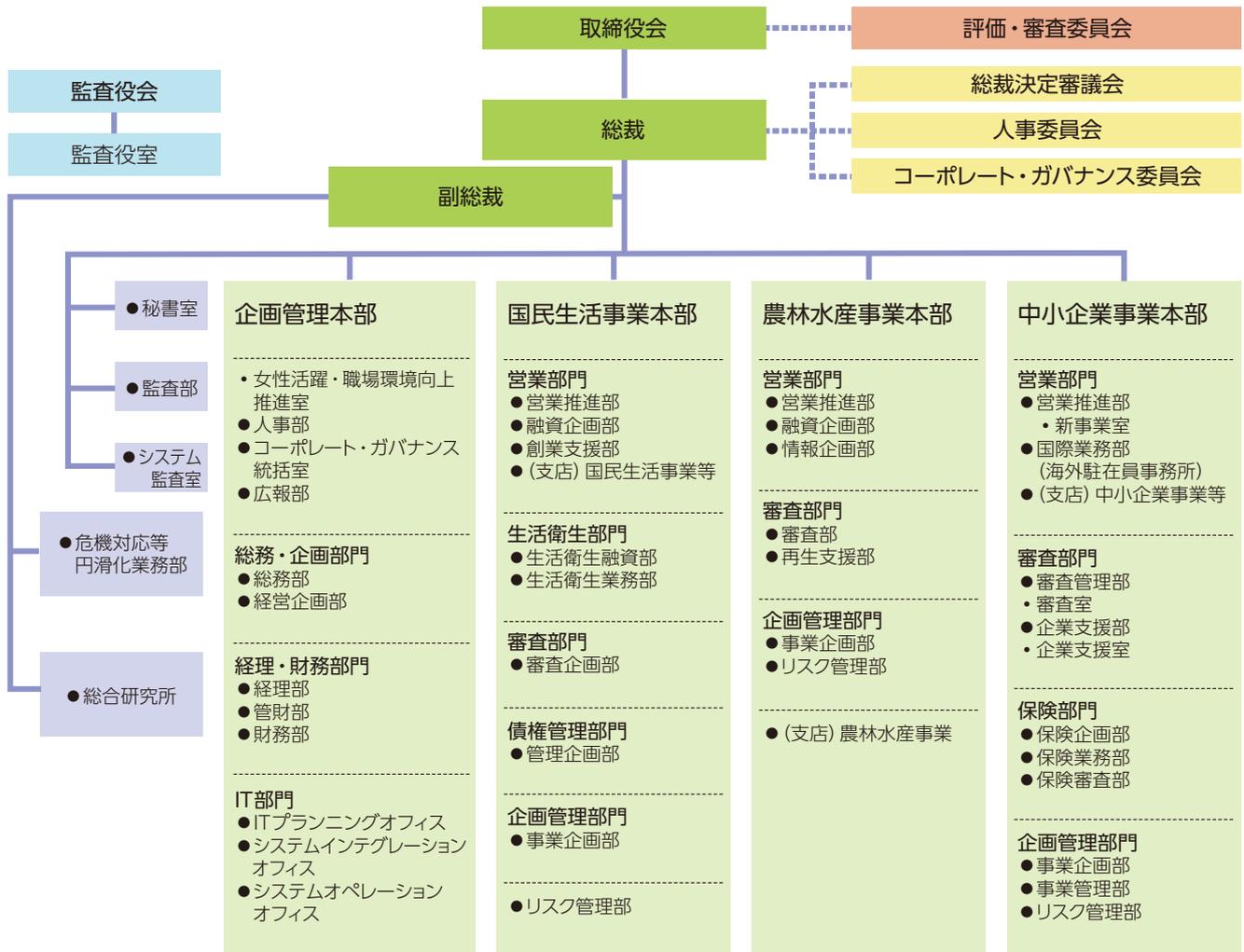
Memo

組織・沿革

組織について	74
本店・支店所在地一覧	75
日本公庫の沿革	80

組織について

株式会社日本政策金融公庫の組織図



組織・沿革

役員一覧 (平成30年6月21日現在)

代表取締役総裁	田中 一穂	常務取締役	片岡 佳和	社外取締役	鷗澤 静
代表取締役副総裁	伊藤 健二	常務取締役	上甲 肇祐	社外取締役	渡辺 善子
代表取締役専務取締役	黒田 篤郎	取締役	田口 克幸	常勤監査役	大和田 桂則
代表取締役専務取締役	新井 毅	取締役	若井 克之	常勤監査役	塩澤 裕晶
代表取締役専務取締役	市川 健太	取締役	宇野 雅夫	社外監査役	山田 雄一
専務取締役	濱邊 哲也	取締役	高橋 直人	社外監査役	村田 恒子
常務取締役	野崎 与四郎	取締役	宗友 輝夫		
常務取締役	岩間 邦彦	取締役	渡邊 輝		

本店・支店所在地一覧

(平成30年7月時点)

		所在地	電話番号
本店	〒100-0004	東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	
北海道			
札幌支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒060-0001	札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル	011-231-9131 011-251-1261 011-281-5221
札幌北支店			
国民生活事業	〒060-0807	札幌市北区北七条西4-5-1 伊藤110ビル	011-726-4221
函館支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒040-0065	函館市豊川町20-9	0138-23-8291 0138-23-7175
小樽支店			
国民生活事業	〒047-0032	小樽市稲穂2-1-3	0134-23-1167
旭川支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒070-0034	旭川市四条通9-1704-12 朝日生命旭川ビル	0166-23-5241 0166-24-4161
室蘭支店			
国民生活事業	〒050-0083	室蘭市東町2-9-8	0143-44-1731
釧路支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル	0154-43-3330 0154-43-2541
帯広支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒080-0010	帯広市大通南9-4 帯広大通ビル	0155-24-3525 0155-27-4011
北見支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒090-0036	北見市幸町1-2-22	0157-24-4115 0157-61-8212
青森			
青森支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒030-0861	青森市長島1-5-1 AQUA青森長島ビル	017-723-2331 017-777-4211 017-734-2511
弘前支店			
国民生活事業	〒036-8354	弘前市大字上鞆師町18-1 弘前商工会議所会館	0172-36-6303
八戸支店			
国民生活事業	〒031-0074	八戸市大字馬場町1-2	0178-22-6274
岩手			
盛岡支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒020-0024	盛岡市菜園2-7-21	019-623-4376 019-653-5121 019-623-6125
一関支店			
国民生活事業	〒021-0877	一関市内城1-9	0191-23-4157
宮城			
仙台支店			
国民生活第一事業 国民生活第二事業 農林水産事業 中小企業事業	〒980-8452 〒980-8454 〒980-8453	仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル	022-222-5173 022-222-5377 022-221-2331 022-223-8141
石巻支店			
国民生活事業	〒986-0825	石巻市穀町16-1 明治中央ビル	0225-94-1201
秋田			
秋田支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング	018-832-5641 018-833-8247 018-832-5511
大館支店			
国民生活事業	〒017-8567	大館市御成町2-3-38	0186-42-3407

		所在地	電話番号
山形			
山形支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒990-0042	山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館	023-642-1331 023-625-6135 023-641-7941
米沢支店			
国民生活事業	〒992-0045	米沢市中央4-1-30 米沢商工会議所会館	0238-21-5711
酒田支店			
国民生活事業	〒998-0036	酒田市船場町1-1-2	0234-22-3120
福島			
福島支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒960-8031	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル	024-523-2341 024-521-3328 024-522-9241
会津若松支店			
国民生活事業	〒965-0878	会津若松市中町2-35	0242-27-3120
郡山支店			
国民生活事業	〒963-8005	郡山市清水台1-6-21 山相郡山ビル	024-923-7140
いわき支店			
国民生活事業	〒970-8026	いわき市平字菱川町1-5	0246-25-7251
茨城			
水戸支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒310-0021	水戸市南町3-3-55	029-221-7137 029-232-3623 029-231-4246
日立支店			
国民生活事業	〒317-0073	日立市幸町2-1-48 秋山ビル	0294-24-2451
土浦支店			
国民生活事業	〒300-0043	土浦市中央1-1-26 多摩川土浦ビル	029-822-4141
栃木			
宇都宮支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒320-0813	宇都宮市二番町1-31	028-634-7141 028-636-3901 028-636-7171
佐野支店			
国民生活事業	〒327-0024	佐野市亀井町2649-3	0283-22-3011
群馬			
前橋支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒371-0023	前橋市本町1-6-19	027-223-7311 027-243-6061 027-243-0050
高崎支店			
国民生活事業	〒370-0826	高崎市連雀町81 日本生命高崎ビル	027-326-1621
埼玉			
さいたま支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒330-0802	さいたま市大宮区宮町1-109-1 大宮宮町ビル	048-643-3711 048-645-5421 048-643-8320
浦和支店			
国民生活事業	〒330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-14	048-822-7171
川越支店			
国民生活事業	〒350-1123	川越市脇田本町14-1 日本生命川越ビル	049-246-3211
熊谷支店			
国民生活事業	〒360-0041	熊谷市宮町2-45	048-521-2731
越谷支店			
国民生活事業	〒343-0816	越谷市弥生町3-33 越谷東駅前ビル	048-964-5561

	所在地	電話番号
千葉		
千葉支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒260-0028 千葉市中央区新町1000 センシティタワー	043-241-0078 043-238-8501 043-243-7121
船橋支店		
国民生活事業	〒273-0005 船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所会館	047-433-8252
館山支店		
国民生活事業	〒294-0045 館山市北条1063-2	0470-22-2911
松戸支店		
国民生活事業	〒271-0091 松戸市本町7-10 ちばぎんビル	047-367-1191
東京		
東京支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業一事業 中小企業二事業 中小企業三事業	〒100-0004 千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	03-3270-1300 03-3270-9791 03-3270-1282 03-3270-7994 03-3270-6801
東京中央支店		
国民生活事業	〒104-0033 中央区新川1-17-28	03-3553-3441
新宿支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒160-0023 新宿区西新宿1-14-9	03-3342-4171 03-3343-1261
上野支店		
国民生活事業	〒110-0015 台東区東上野2-18-10 日本生命上野ビル	03-3835-1391
江東支店		
国民生活事業	〒130-0022 墨田区江東橋3-7-8 日本生命錦糸町ビル	03-3631-8171
五反田支店		
国民生活事業	〒141-0031 品川区西五反田1-31-1 日本生命五反田ビル	03-3490-7370
大森支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒143-0016 大田区大森北1-15-17	03-3761-7551 03-5763-3001
渋谷支店		
国民生活事業	〒150-0041 渋谷区神南1-21-1 日本生命ビル	03-3464-3311
池袋支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒170-0013 豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル	03-3983-2131 03-3986-1261
板橋支店		
国民生活事業	〒173-0013 板橋区氷川町39-2 板橋法人会館	03-3964-1811
千住支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒120-0036 足立区千住仲町41-1 三井生命北千住ビル	03-3881-6175 03-3870-2125
八王子支店		
国民生活事業	〒192-0082 八王子市東町7-3 T-5プレイス	042-646-7711
立川支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒190-8551 立川市曙町2-8-3 新鈴春ビル	042-524-4191 042-528-1261
三鷹支店		
国民生活事業	〒181-0013 三鷹市下連雀3-26-9 サンシロービル	0422-43-1151

	所在地	電話番号
神奈川		
横浜支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒231-8831 横浜市中区南仲通2-21-2	045-201-9912 045-641-1841 045-682-1061
横浜西口支店		
国民生活事業	〒220-0004 横浜西区北幸1-11-7 日本生命ビル	045-311-2641
川崎支店		
国民生活事業	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル	044-211-1211
小田原支店		
国民生活事業	〒250-0014 小田原市城内1-21 小田原箱根商工会議所会館	0465-23-3175
厚木支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒243-8575 厚木市中町3-11-21 明治安田生命厚木ビル	046-222-3315 046-297-5071
新潟		
新潟支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒950-0088 新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル	025-246-2011 025-240-8511 025-244-3122
長岡支店		
国民生活事業	〒940-0087 長岡市千手3-9-23	0258-36-4360
三条支店		
国民生活事業	〒955-0092 三条市須頃1-20 三条商工会議所会館	0256-34-7511
高田支店		
国民生活事業	〒943-0832 上越市本町5-4-5 あすとぴあ高田	025-524-2340
富山		
富山支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒930-0004 富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル	076-431-1191 076-441-8411 076-442-2483
高岡支店		
国民生活事業	〒933-0912 高岡市丸の内1-40 高岡商工ビル別館	0766-25-1171
石川		
金沢支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒920-0919 金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル	076-263-7191 076-263-6471 076-231-4275
小松支店		
国民生活事業	〒923-0801 小松市園町二-1 小松商工会議所ビル	0761-21-9101
福井		
福井支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒918-8004 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル	0776-33-1755 0776-33-2385 0776-33-0030
武生支店		
国民生活事業	〒915-0071 越前市府中1-2-3 センチュリープラザ	0778-23-1133
山梨		
甲府支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒400-0031 甲府市丸の内2-26-2	055-224-5361 055-228-2182 055-228-5790

	所在地	電話番号
長野		
長野支店		
国民生活事業 農林水産事業	〒380-0816 長野市三輪田町1291	026-233-2141 026-233-2152
松本支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒390-0811 松本市中央1-4-20 日本生命松本駅前ビル	0263-33-7070 0263-33-0300
小諸支店		
国民生活事業	〒384-0025 小諸市相生町3-3-12 小諸商工会議所会館	0267-22-2591
伊那支店		
国民生活事業	〒396-0025 伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
岐阜		
岐阜支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒500-8844 岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37西棟	058-263-2136 058-264-4855 058-265-3171
多治見支店		
国民生活事業	〒507-0033 多治見市本町2-70-5 東鉄ビル	0572-22-6341
静岡		
静岡支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル	054-254-4411 054-205-6070 054-254-3631
浜松支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒430-7723 浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー	053-454-2341 053-453-1611
沼津支店		
国民生活事業	〒410-8585 沼津市市場町5-7	055-931-5281
愛知		
名古屋支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル	052-561-6301 052-582-0741 052-551-5181
名古屋中支店		
国民生活事業	〒460-0003 名古屋市中区錦1-11-20 大永ビル	052-221-7241
熱田支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒456-0025 名古屋市長久区玉の井町7-30	052-681-2271 052-682-7881
豊橋支店		
国民生活事業	〒440-0806 豊橋市八町通2-15	0532-52-3191
岡崎支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒444-0043 岡崎市唐沢町1-4-2 朝日生命岡崎ビル	0564-24-1711 0564-65-3025
一宮支店		
国民生活事業	〒491-0852 一宮市大志2-3-18	0586-73-3131
三重		
津支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒514-0021 津市万町津133	059-227-5211 059-229-5750 059-227-0251
四日市支店		
国民生活事業	〒510-0088 四日市市元町9-18	059-352-3121
伊勢支店		
国民生活事業	〒516-0037 伊勢市岩淵2-5-1 三銀日生ビル	0596-24-5191
滋賀		
大津支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	077-524-1656 077-525-7195 077-524-3825
彦根支店		
国民生活事業	〒522-0075 彦根市佐和町11-34	0749-24-0201

	所在地	電話番号
京都		
京都支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入 函谷鉾町101 アーバンネット四条烏丸ビル	075-211-3231 075-221-2147 075-221-7825
西陣支店		
国民生活事業	〒602-8375 京都市上京区一条通御前通西 入大上之町82	075-462-5121
舞鶴支店		
国民生活事業	〒624-0923 舞鶴市字魚屋66	0773-75-2211
大阪		
大阪支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業宮一事業 中小企業宮二事業	〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-3-5 梅新一生命ビルディング	06-6315-0301 06-6131-0750 06-6314-7615 06-6314-7810
大阪西支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒550-0005 大阪市西区西本町1-13-47 新信濃橋ビル	06-6538-1401 06-4390-0366
阿倍野支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町3-15-12	06-6621-1441 06-6623-2160
玉出支店		
国民生活事業	〒557-0044 大阪市西成区玉出中2-15-22 明治安田生命玉出ビル	06-6659-1261
十三支店		
国民生活事業	〒532-0025 大阪市淀川区新北野1-2-13 明治安田生命十三ビル	06-6305-1631
大阪南支店		
国民生活事業	〒542-0086 大阪市中央区西心斎橋2-2-7 御堂筋ジュニアシダビル	06-6211-7507
堺支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒591-8025 堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所会館	072-257-3600 072-255-1261
吹田支店		
国民生活事業	〒564-0027 吹田市朝日町27-14 松岡ビル	06-6319-2061
守口支店		
国民生活事業	〒570-0094 守口市京阪北本通4-10	06-6993-6121
泉佐野支店		
国民生活事業	〒598-0007 泉佐野市上町3-1-6	072-462-1355
東大阪支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒577-0054 東大阪市高井田元町2-9-2	06-6782-1321 06-6787-2661
兵庫		
神戸支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバーランドダイヤッセイ ビル	078-341-4981 078-362-8451 078-362-5961
神戸東支店		
国民生活事業	〒657-0035 神戸市灘区友田町3-6-15 KHK灘ビル	078-854-2900
姫路支店		
国民生活事業	〒670-0917 姫路市忍町200	079-225-0571
尼崎支店		
国民生活事業	〒660-0892 尼崎市東灘波町4-18-1	06-6481-3601
明石支店		
国民生活事業	〒673-0898 明石市樽屋町8-36	078-912-4114
豊岡支店		
国民生活事業	〒668-0032 豊岡市千代田町10-6	0796-22-4327
奈良		
奈良支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒630-8115 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービルディング	0742-36-6700 0742-32-2270 0742-35-9910

	所在地	電話番号
和歌山		
和歌山支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒640-8158 和歌山市十二番丁58	073-422-3151 073-423-0644 073-431-9301
田辺支店		
国民生活事業	〒646-0028 田辺市高雄1-11-27	0739-22-6120
鳥取		
鳥取支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒680-0833 鳥取市末広温泉町723 鳥取県JA会館	0857-22-3156 0857-20-2151 0857-23-1641
米子支店		
国民生活事業	〒683-0823 米子市加茂町2-106 甲南アセット米子ビル	0859-34-5821
島根		
松江支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒690-0887 松江市殿町111 松江センチュリービル	0852-23-2651 0852-26-1133 0852-21-0110
浜田支店		
国民生活事業	〒697-0027 浜田市殿町82-7	0855-22-2835
岡山		
岡山支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒700-0904 岡山市北区柳町1-1-27 太陽生命岡山柳町ビル	086-225-0011 086-232-3611 086-222-7666
倉敷支店		
国民生活事業	〒710-0051 倉敷市幸町1-40 倉敷ナカヨシビルⅡ	086-425-8401
津山支店		
国民生活事業	〒708-0022 津山市山下18-1	0868-22-6135
広島		
広島支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-22 広島トラヴェールビルディング	082-244-2231 082-249-9152 082-247-9151
呉支店		
国民生活事業	〒737-0045 呉市本通4-7-1-201 呉商工会議所ビル	0823-24-2600
尾道支店		
国民生活事業	〒722-0036 尾道市東御所町1-20 JB本四高速尾道ビル	0848-22-6111
福山支店		
国民生活事業	〒720-0814 福山市光南町2-2-7	084-922-6550
山口		
山口支店		
国民生活事業 農林水産事業	〒753-0077 山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口	083-922-3660 083-922-2140
下関支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒750-0016 下関市細江町2-4-3	083-222-6225 083-223-2251
岩国支店		
国民生活事業	〒740-0018 岩国市麻里布町4-1-3 ARKビルⅡ	0827-22-6265
徳山支店		
国民生活事業	〒745-0036 周南市本町1-3 大同生命徳山ビル	0834-21-3455
徳島		
徳島支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒770-0856 徳島市中洲町1-58	088-622-7271 088-656-6880 088-625-7790

	所在地	電話番号
香川		
高松支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル	087-851-0181 087-851-2880 087-851-9141
愛媛		
松山支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒790-0003 松山市三番町6-7-3	089-941-6148 089-933-3371 089-943-1231
宇和島支店		
国民生活事業	〒798-0060 宇和島市丸之内1-3-24 商工会議所会館	0895-22-4766
新居浜支店		
国民生活事業	〒792-8691 新居浜市繁本町3-3	0897-33-9101
高知		
高知支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒780-0834 高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア	088-822-3191 088-825-1091 088-875-0281
福岡		
福岡支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-21-12	092-411-9111 092-451-1780 092-431-5296
福岡西支店		
国民生活事業	〒810-0041 福岡市中央区大名1-4-1 NDビル	092-712-4381
北九州支店		
国民生活事業 中小企業事業	〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10 大同生命北九州ビル	093-541-7550 093-531-9191
八幡支店		
国民生活事業	〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-1-7 アースコート黒崎駅前BLDG.	093-641-7715
久留米支店		
国民生活事業	〒830-0032 久留米市東町38-1 大同生命久留米ビル	0942-34-1212
佐賀		
佐賀支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒840-0816 佐賀市駅南本町4-21	0952-22-3341 0952-27-4120 0952-24-7224
長崎		
長崎支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒850-0057 長崎市大黒町10-4	095-824-3141 095-824-6221 095-823-6191
佐世保支店		
国民生活事業	〒857-0043 佐世保市天満町2-21	0956-22-9155
熊本		
熊本支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒860-0801 熊本市中央区安政町4-22	096-353-6121 096-353-3104 096-352-9155
八代支店		
国民生活事業	〒866-0857 八代市出町4-17	0965-32-5195
大分		
大分支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒870-0034 大分市都町2-1-12	097-535-0331 097-532-8491 097-532-4106
別府支店		
国民生活事業	〒874-0924 別府市餅ヶ浜町9-1	0977-25-1151

	所在地	電話番号
宮崎		
宮崎支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒880-0805 宮崎市橘通東3-6-30	0985-23-3274
		0985-29-6811
		0985-24-4214
延岡支店		
国民生活事業	〒882-0045 延岡市瀬之口町1-3-10	0982-33-6311
鹿児島		
鹿児島支店		
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒892-0821 鹿児島市名山町1-26	099-224-1241
		099-805-0511
		099-223-2221
鹿屋支店		
国民生活事業	〒893-0009 鹿屋市大手町2-19	0994-42-5141
川内支店		
国民生活事業	〒895-0027 薩摩川内市西向田町5-29 南国殖産川内ビル	0996-20-2191

- (注) 1. 支店における事業は、国民生活事業、農林水産事業または中小企業事業等の専門職員が常駐している事業名を記載しています。
2. 各事業の専門職員が常駐していない支店においても、定期的な出張の実施などにより、ご相談や情報提供を行っています。

海外駐在員事務所所在地一覧

	所在地	電話番号
バンコク 駐在員事務所	9th Floor, Park Ventures Ecoplex, 57 Wireless Road, Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330, Thailand	+66-2-252-5496
上海 駐在員事務所	R. N. 1616, Shanghai International Trade Center, No. 2201, Yan An Xi Lu, Shanghai 200336 P. R. China (中国上海市長寧区延安西路2201号 上海国際貿易中心1616室)	+86-21-6275-8908

日本公庫の沿革

【国民生活事業】

年月	国民金融公庫に係る事項	環境衛生金融公庫に係る事項
昭和24年 6月	国民金融公庫設立	
昭和42年 9月		環境衛生金融公庫設立
昭和42年 10月	環境衛生金融公庫設立に伴い同公庫からの受託業務を開始	
昭和47年 7月		民間金融機関に対し業務の直接委託を開始
昭和57年 1月		直接貸付による業務開始
年月	国民生活金融公庫に係る事項	
平成9年 9月	環境衛生金融公庫と国民金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定	
平成11年 5月	「国民生活金融公庫法」(国民金融公庫法の一部を改正する法律)が成立	
平成11年 10月	「国民生活金融公庫法」に基づき、国民金融公庫が国民生活金融公庫に改称解散した環境衛生金融公庫の一切の権利及び義務を承継	
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継(国民生活事業)	

【農林水産事業】

年月	事項
昭和28年 4月	農林漁業金融公庫設立。委託貸付により業務を開始
昭和33年 9月	直接貸付による業務開始
平成14年 7月	農業法人投資育成会社への出資事業創設
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継(農林水産事業)

【中小企業事業】

年月	中小企業金融公庫に係る事項	中小企業信用保険公庫に係る事項
昭和28年 8月	中小企業金融公庫設立	
9月	代理貸付による業務開始	
昭和30年 10月	直接貸付による業務開始	
昭和33年 7月		中小企業信用保険公庫設立(中小企業庁から中小企業信用保険事業及び信用保証協会に対する融資事業を承継)
昭和59年 10月		通商産業省から機械類信用保険事業を承継
平成10年 12月		破綻金融機関等関連特別保険等業務の開始
		中小企業総合事業団に係る事項
平成11年 7月		中小企業総合事業団設立(中小企業信用保険公庫等の事業を承継)
平成15年 4月		機械類信用保険業務の機械保険経過業務への移行
平成16年 7月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務範囲拡大(証券化支援業務の開始、中小企業総合事業団の信用保険事業の承継)	
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継(中小企業事業)	

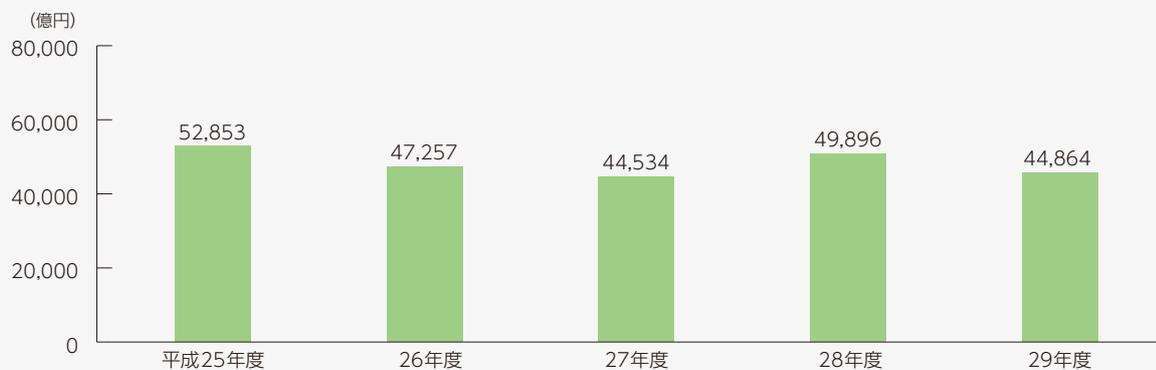
【株式会社日本政策金融公庫】

年月	事項
平成17年 12月	「行政改革の重要方針」が閣議決定
平成18年 5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立
6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年 5月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び「駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫(現 国民生活事業)、農林漁業金融公庫(現 農林水産事業)、中小企業金融公庫(現 中小企業事業)及び(旧)国際協力銀行(うち国際金融等業務)(現 株式会社国際協力銀行)の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、当公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 危機対応円滑化業務を創設
平成22年 4月	駐留軍再編促進金融業務にかかる特別勘定(駐留軍再編促進金融勘定)を設置
8月	特定事業促進円滑化業務にかかる特別勘定(特定事業促進円滑化業務勘定)を設置
平成23年 4月	「株式会社国際協力銀行法」が可決・成立、平成24年4月1日に国際協力銀行が当公庫から分離することが決定
7月	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成24年 3月	「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」が可決・成立、平成34年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合することが決定
4月	国際協力銀行が分離 国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成26年 1月	事業再編促進円滑化業務を開始

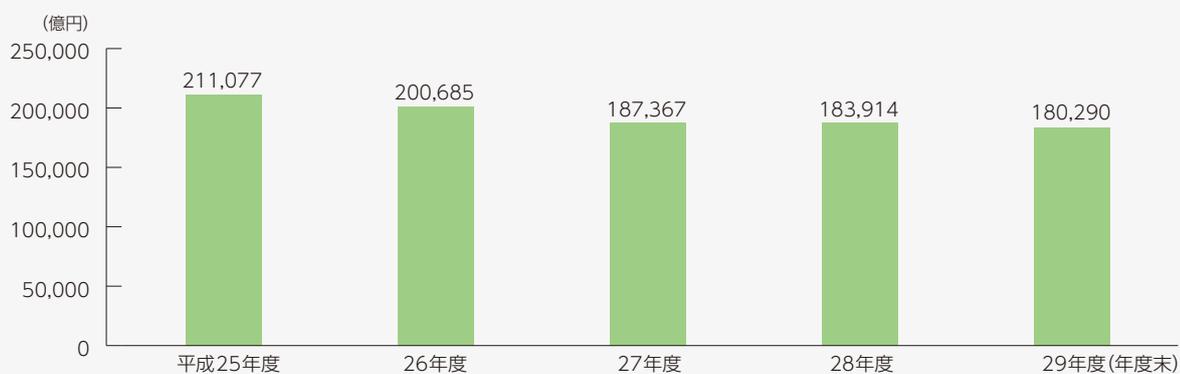
資料編

業務実績	82
財務の状況	95
参考情報	175
日本政策金融公庫法	182

1 融資実績の推移



2 残高の推移

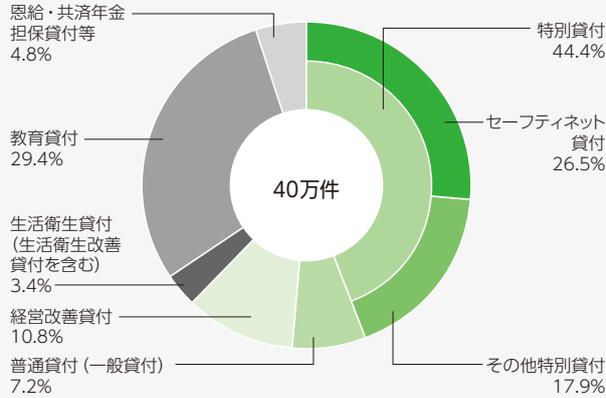


1 融資実績の推移

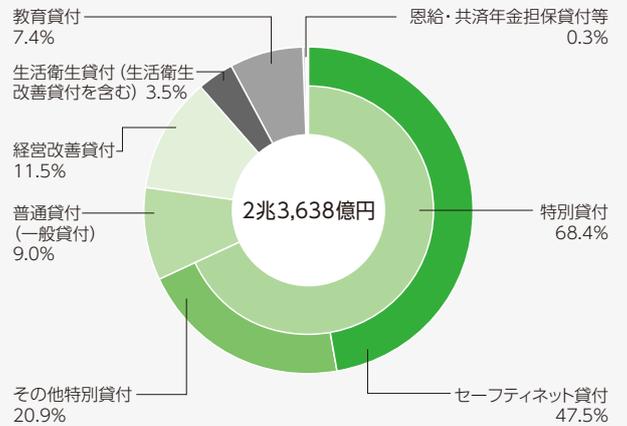


2 融資実績の内訳

▼ 件数 (平成29年度)



▼ 金額 (平成29年度)



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳 (事業資金)

(単位:億円、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
製造業	7,257 (11.5)	6,792 (10.9)	6,446 (10.6)	6,238 (10.2)	6,062 (9.8)
卸売・小売業	15,156 (24.0)	14,490 (23.2)	13,809 (22.6)	13,590 (22.1)	13,465 (21.8)
飲食店、宿泊業	5,199 (8.2)	5,047 (8.1)	4,938 (8.1)	5,128 (8.3)	5,327 (8.6)
サービス業	14,329 (22.7)	14,135 (22.6)	14,038 (23.0)	14,341 (23.3)	14,725 (23.8)
建設業	9,320 (14.7)	8,993 (14.4)	8,846 (14.5)	9,003 (14.6)	9,168 (14.8)
その他	11,933 (18.9)	13,040 (20.9)	12,991 (21.3)	13,161 (21.4)	13,158 (21.3)
合計	63,197 (100.0)	62,499 (100.0)	61,071 (100.0)	61,464 (100.0)	61,908 (100.0)

- (注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
 2. 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。
 3. ()内は、構成比です。

5 融資残高の業種別内訳 (生活衛生貸付)

(単位:億円、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
飲食店関係営業	1,509 (46.7)	1,410 (47.3)	1,387 (47.9)	1,480 (49.4)	1,591 (50.8)
美容業	575 (17.8)	560 (18.8)	583 (20.1)	613 (20.4)	656 (21.0)
旅館業	629 (19.5)	554 (18.6)	501 (17.3)	498 (16.6)	488 (15.6)
理容業	232 (7.2)	208 (7.0)	197 (6.8)	194 (6.5)	194 (6.2)
浴場業	157 (4.9)	136 (4.6)	118 (4.1)	103 (3.5)	95 (3.0)
クリーニング業	82 (2.5)	76 (2.6)	73 (2.5)	71 (2.4)	71 (2.3)
食肉販売業	25 (0.8)	23 (0.8)	21 (0.7)	24 (0.8)	24 (0.8)
興行場営業	13 (0.4)	10 (0.4)	9 (0.3)	8 (0.3)	6 (0.2)
その他	2 (0.1)	2 (0.1)	4 (0.1)	3 (0.1)	3 (0.1)
合計	3,229 (100.0)	2,984 (100.0)	2,897 (100.0)	2,998 (100.0)	3,133 (100.0)

(注) ()内は構成比です。

6 融資残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
運転	41,867 (66.2)	39,933 (63.9)	38,607 (63.2)	38,712 (63.0)	39,140 (63.2)
設備	21,329 (33.8)	22,566 (36.1)	22,463 (36.8)	22,751 (37.0)	22,767 (36.8)
合計	63,197 (100.0)	62,499 (100.0)	61,071 (100.0)	61,464 (100.0)	61,908 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
2. ()内は、構成比です。

7 融資先数

(単位:企業)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
融資先数	930,171	903,287	886,207	880,104	879,639

(注) 普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

8 1先あたりの平均融資残高

(単位:千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1先あたりの平均融資残高	6,794	6,919	6,891	6,983	7,037

(注) 普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

9 教育貸付などの融資残高

(単位:億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
教育貸付	8,403	8,621	8,824	9,034	9,300
恩給・共済年金担保貸付	155	138	116	97	79

10 融資金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
300万円以下	83,880 (31.5)	80,459 (31.0)	89,022 (33.9)	90,876 (32.8)	89,410 (33.2)
300万円超500万円以下	52,504 (19.7)	50,479 (19.4)	52,323 (19.9)	56,115 (20.2)	54,534 (20.2)
500万円超800万円以下	37,128 (14.0)	36,235 (13.9)	35,667 (13.6)	37,288 (13.5)	35,830 (13.3)
800万円超	92,526 (34.8)	92,616 (35.7)	85,679 (32.6)	92,945 (33.5)	89,603 (33.3)
合計	266,038 (100.0)	259,789 (100.0)	262,691 (100.0)	277,224 (100.0)	269,377 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。

2.()内は構成比です。

11 融資金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
4人以下	180,939 (68.0)	181,952 (70.0)	186,137 (70.9)	197,007 (71.1)	192,794 (71.6)
5人～9人	53,690 (20.2)	49,478 (19.0)	49,279 (18.8)	51,279 (18.5)	48,486 (18.0)
10人～19人	21,132 (7.9)	19,092 (7.3)	18,411 (7.0)	19,550 (7.1)	19,046 (7.1)
20人以上	10,272 (3.9)	9,261 (3.6)	8,861 (3.4)	9,386 (3.4)	9,047 (3.4)
合計	266,033 (100.0)	259,783 (100.0)	262,688 (100.0)	277,222 (100.0)	269,373 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

2.()内は構成比です。

12 融資金の担保別内訳

(単位:件、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
無担保融資	202,413 (76.1)	200,430 (77.2)	213,575 (81.3)	229,665 (82.9)	230,263 (85.5)	
不動産等担保融資	不動産(一部担保を含む)	63,481 (23.9)	59,231 (22.8)	49,018 (18.7)	47,488 (17.1)	39,054 (14.5)
	有価証券	25 (0.0)	22 (0.0)	16 (0.0)	21 (0.0)	10 (0.0)
	信用保証協会	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	265,919 (100.0)	259,683 (100.0)	262,609 (100.0)	277,174 (100.0)	269,327 (100.0)	

(注) 1. 普通貸付(直接扱)及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

2.()内は構成比です。

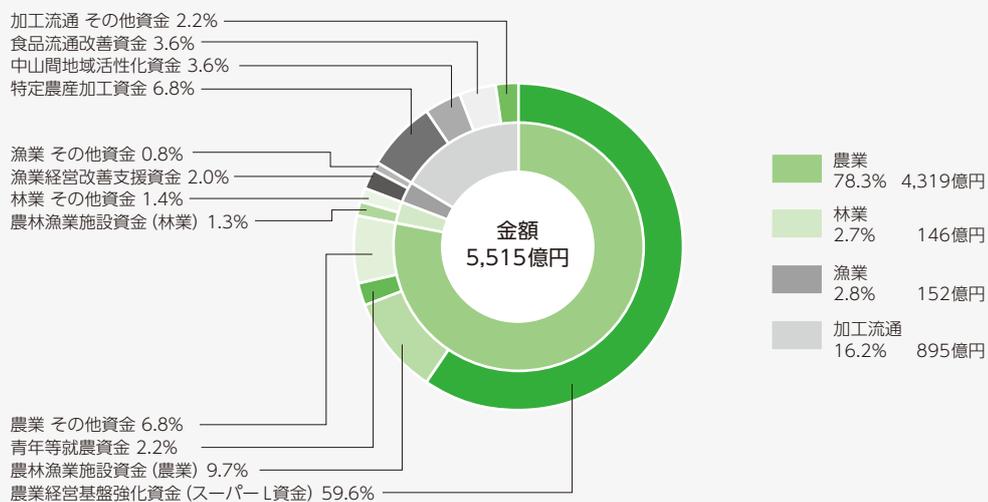
3. 一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」及び「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

農林水産事業

1 融資実績の推移



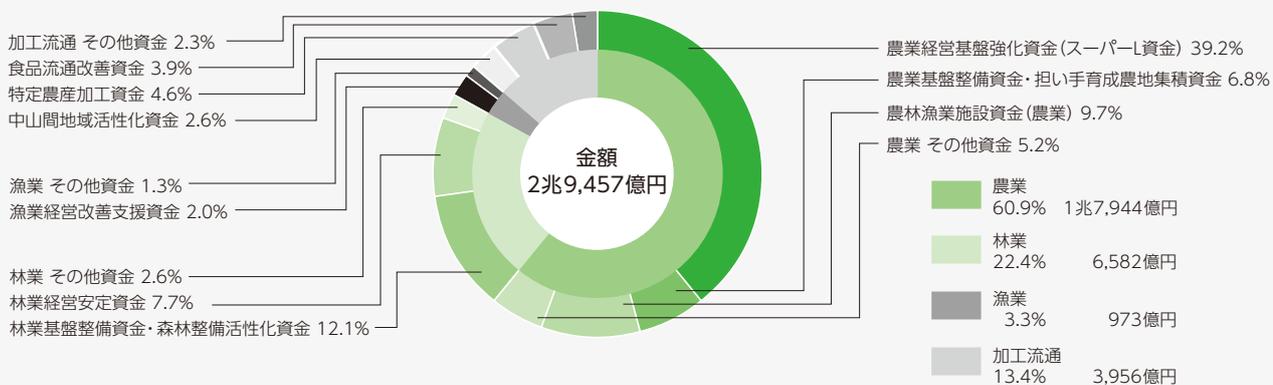
2 融資実績の内訳(平成29年度)



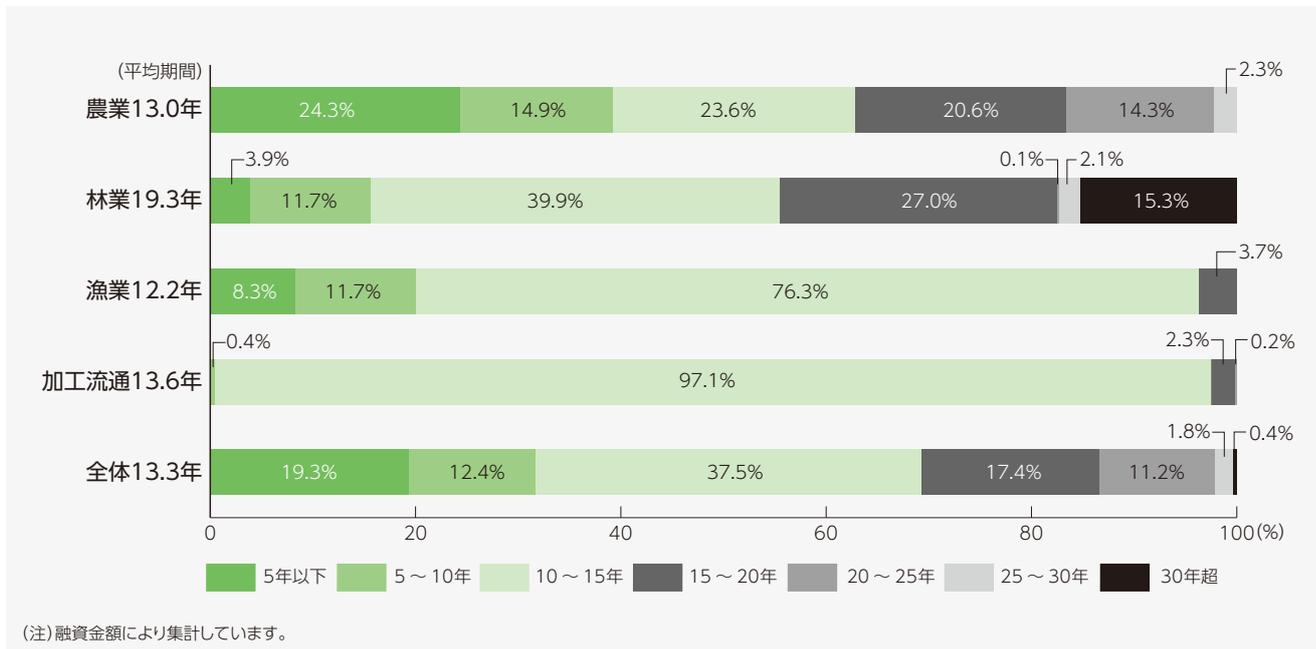
3 融資残高の推移



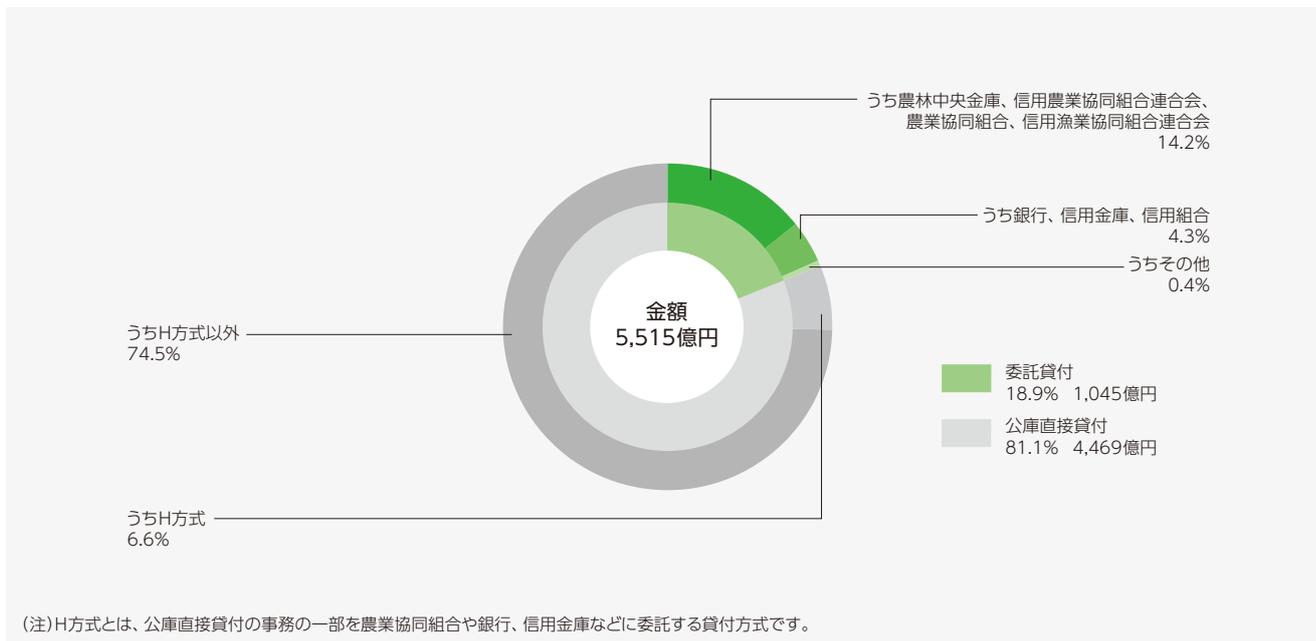
4 融資残高の業種別・資金使途別内訳 (平成 29 年度末)



5 返済期間別の融資状況(平成29年度)

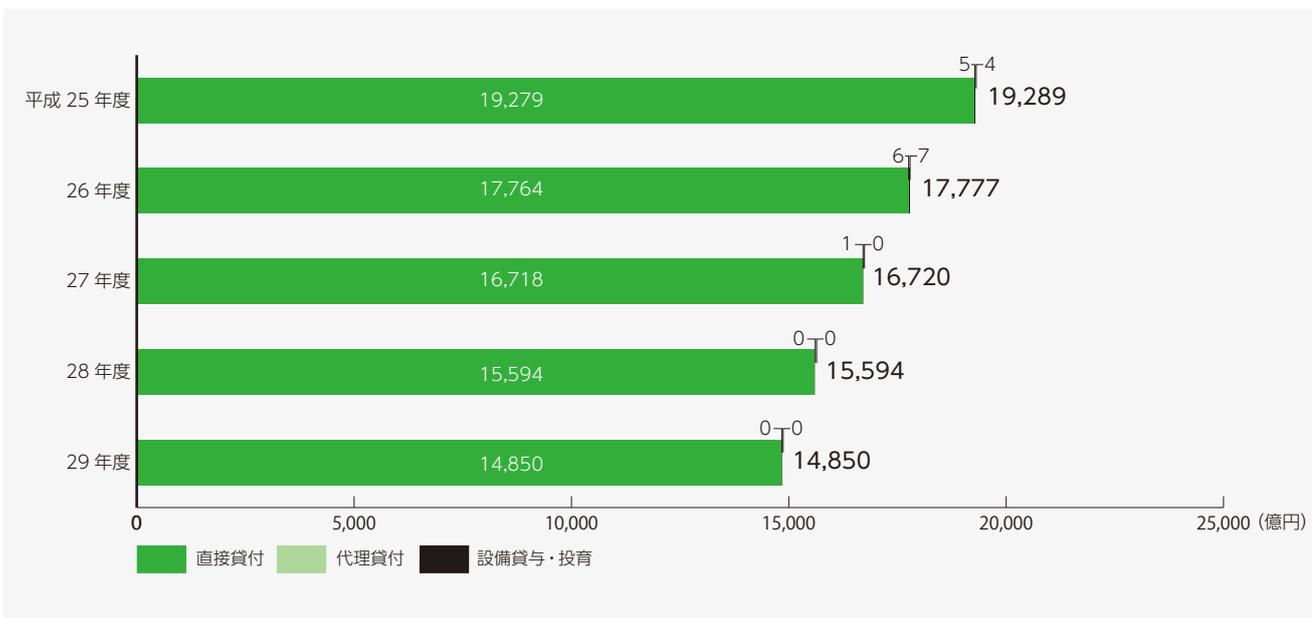


6 取扱金融機関別の融資状況(平成29年度)



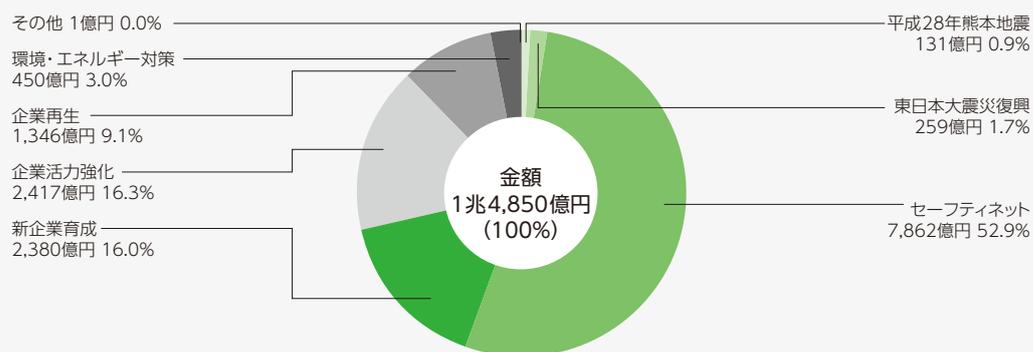
I. 融資業務

1 融資実績の推移



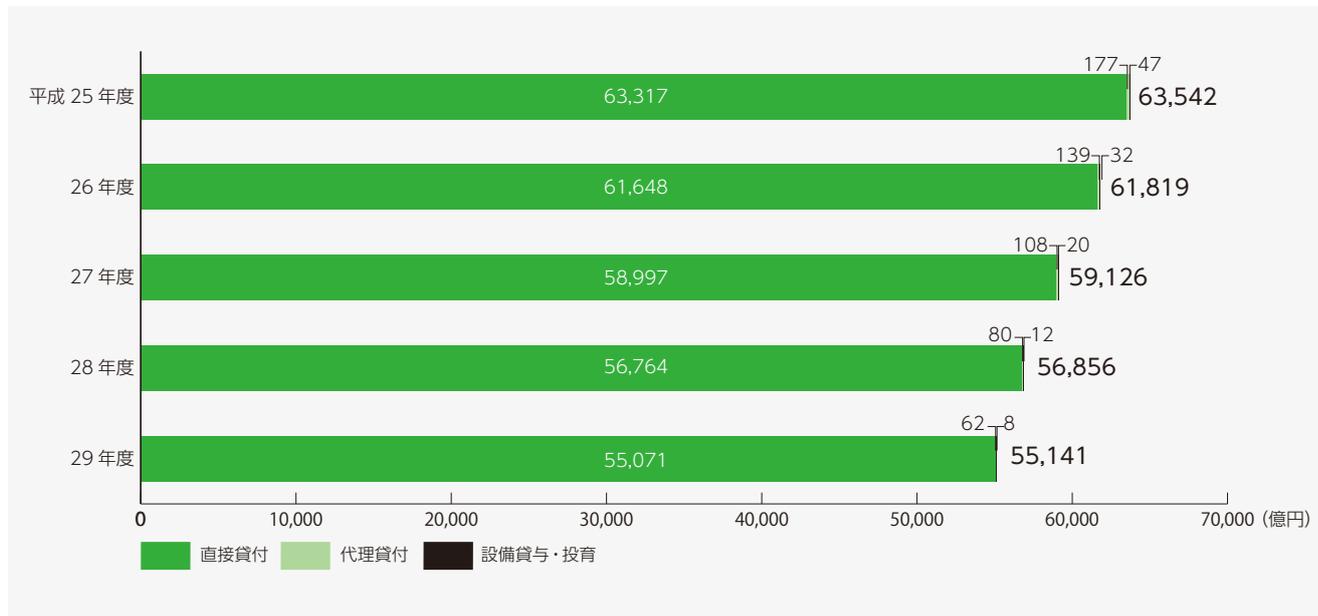
2 融資実績の内訳

▼ 金額 (平成 29 年度)



(注) 融資には、社債を含みます。総融資実績から投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
また、各融資制度の実績は1億円未満を切り捨てて算出しています。

3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳

(単位:億円、%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
製造業	30,399 (47.9)	29,015 (47.0)	27,729 (46.9)	26,752 (47.1)	25,881 (46.9)
建設業	3,053 (4.8)	2,937 (4.8)	2,744 (4.6)	2,602 (4.6)	2,559 (4.6)
物品販売業	10,848 (17.1)	10,271 (16.6)	9,855 (16.7)	9,201 (16.2)	8,955 (16.2)
運輸・情報通信業	5,780 (9.1)	5,643 (9.1)	5,409 (9.2)	5,389 (9.5)	5,356 (9.7)
サービス業	6,740 (10.6)	6,516 (10.5)	6,186 (10.5)	6,010 (10.6)	5,818 (10.6)
その他	6,672 (10.5)	7,402 (12.0)	7,180 (12.1)	6,887 (12.1)	6,562 (11.9)
合計	63,495 (100.0)	61,787 (100.0)	59,106 (100.0)	56,844 (100.0)	55,133 (100.0)

(注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

2. ()内は構成比です。

5 融資残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運転	41,177 (64.9)	39,138 (63.3)	37,420 (63.3)	34,972 (61.5)	33,211 (60.2)
設備	22,317 (35.1)	22,649 (36.7)	21,686 (36.7)	21,872 (38.5)	21,922 (39.8)
合計	63,495 (100.0)	61,787 (100.0)	59,106 (100.0)	56,844 (100.0)	55,133 (100.0)

(注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

2. ()内は構成比です。

6 融資先数

(単位:企業)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
融資先数	47,213	46,583	45,583	44,665	44,145

(注)直接貸付先数です。

7 1先あたりの平均融資残高

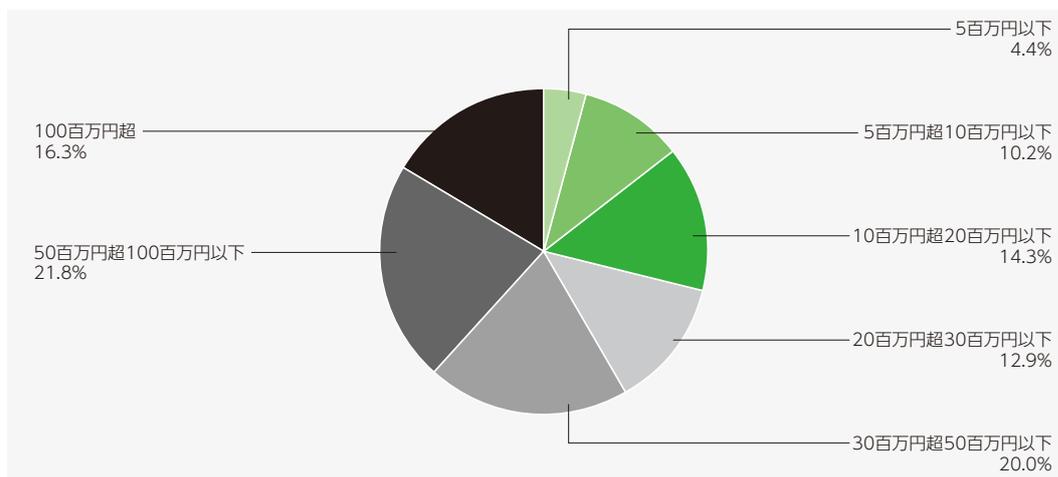
(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1先あたりの平均融資残高	134	132	129	127	124

(注)直接貸付先数に係る平均融資残高です。

8 融資金額別の融資割合

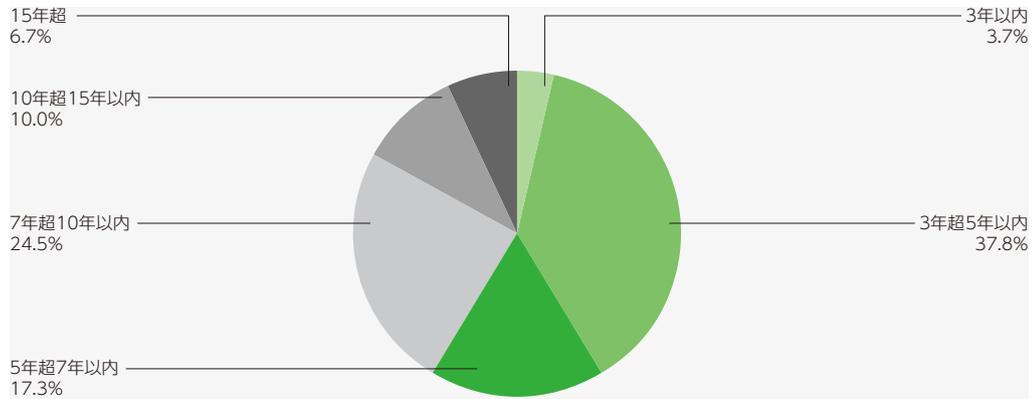
▼ 融資割合(内訳) (平成29年度)



(注)件数構成比。融資には、社債を含みます。

9 融資期間別の融資割合

▼ 融資割合(内訳) (平成29年度)



(注)金額構成比。融資には、社債を含みます。

II. 信用保険業務

(単位:億円)

科目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保険引受額・貸付額					
中小企業信用保険	89,844	84,859	85,614	81,011	76,355
信用保証協会貸付	-	-	-	-	-
破綻金融機関等関連特別保険等	-	-	-	-	-
保険引受残高・貸付残高					
中小企業信用保険	301,055	279,702	260,111	240,936	224,010
信用保証協会貸付	-	-	-	-	-
破綻金融機関等関連特別保険等	0	0	0	0	0
機械類信用保険	31	16	11	7	4

(注)機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

III. 証券化支援業務

(単位:億円)

科目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
資金供給支援額					
買取型			121	257	270
保証型			-	-	-
資金供給支援残高					
買取型	-	-	121	337	501
保証型	-	-	-	-	-
資産担保証券等保有残高、保証債務残高					
買取型(資産担保証券等保有残高)	-	-	43	121	151
買取型(資産担保証券等保証債務残高)	-	-	15	37	66
保証型(貸付債権保証債務残高)	1	1	0	0	0
スタンバイ・クレジット制度(保証債務残高)	20	39	44	46	53

(注)1.買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。

2.保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。

3.資産担保証券等保有残高は、証券化支援業務・買取型における資産担保証券・信託受益権のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。

4.スタンバイ・クレジット制度は、経営強化法、地域資源活用促進法、農商工等連携促進法及び農業競争力強化支援法により、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号に掲げる業務とみなされる債務の保証業務です。

危機対応等円滑化業務

危機対応円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成20年度 下期	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ツーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854
貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854
CP取得	2,998	3,398	—	—	—	—	—	—	—	—
損害担保	3,451	18,119	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892
貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892
CP取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—
利子補給	—	—	3	24	78	109	124	110	54	126

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成30年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。
 2. 損害担保のうち、
 貸付け等の実績は、指定金融機関が平成30年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が平成30年5月10日までに補償応諾した引受金額です。
 出資(産活法関連)の実績は、公庫が補償応諾して指定金融機関が平成25年3月末までに出資を履行した引受金額です。
 3. 利子補給の実績は、指定金融機関が平成29年9月末までに行った貸付け等を対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ツーステップ・ローン	200	13	78	106	29	11	10	5

- (注) 1. 特定事業促進円滑化業務は、平成22年8月16日に業務を開始しました。
 2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成30年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です。

事業再編促進円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ツーステップ・ローン	—	250	—	200	—	—	—

- (注) 1. 事業再編促進円滑化業務は、平成26年1月20日に業務を開始しました。
 2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成30年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です(事業再編促進円滑化業務開始前の実績は、平成26年1月20日付けで「産業競争力強化法」の施行に伴い廃止された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号)に基づき、平成23年7月1日に業務を開始した事業再構築等促進円滑化業務として貸付実行したもの)。

財務の状況

株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第436条第2項第1号の規定により、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、平成30年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

第10期末(平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,032,604	借入金	13,518,256
現金	22	借入金	13,518,256
預け金	4,032,581	社債	1,460,342
有価証券	39,741	寄託金	28,726
国債	21,193	保険契約準備金	1,002,665
社債	15,184	その他負債	27,602
株式	2,037	未払費用	9,906
その他の証券	1,325	前受収益	2,793
貸出金	17,605,658	リース債務	1,408
証書貸付	17,605,658	その他の負債	13,494
その他資産	35,124	賞与引当金	5,000
前払費用	66	役員賞与引当金	22
未収収益	19,003	退職給付引当金	91,023
金融派生商品	4	役員退職慰労引当金	56
代理店貸	1,492	補償損失引当金	38,045
その他の資産	14,558	支払承諾	64,586
有形固定資産	195,187	負債の部合計	16,236,330
建物	51,447	(純資産の部)	
土地	140,124	資本金	4,124,921
リース資産	1,107	資本剰余金	2,069,484
建設仮勘定	924	経営改善資金特別準備金	181,500
その他の有形固定資産	1,582	資本準備金	1,887,984
無形固定資産	14,049	利益剰余金	△ 828,000
ソフトウェア	11,367	利益準備金	88,988
リース資産	131	その他利益剰余金	△ 916,988
その他の無形固定資産	2,551	繰越利益剰余金	△ 916,988
支払承諾見返	64,586	株主資本合計	5,366,405
貸倒引当金	△ 383,752	その他有価証券評価差額金	464
		評価・換算差額等合計	464
資産の部合計	21,603,200	純資産の部合計	5,366,869
		負債及び純資産の部合計	21,603,200

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	606,865
資金運用収益	234,359
貸出金利息	233,715
有価証券利息配当金	174
預け金利息	462
その他の受入利息	7
役務取引等収益	2,430
損害担保補償料	2,153
その他の役務収益	277
保険引受収益	313,146
保険料	125,489
責任共有負担金収入	5,167
保険契約準備金戻入額	182,489
その他業務収益	4
金融派生商品収益	4
政府補給金収入	46,648
一般会計より受入	46,623
特別会計より受入	24
その他経常収益	10,275
償却債権取立益	1,484
株式等売却益	136
その他の経常収益	8,654
経常費用	488,862
資金調達費用	61,674
コールマネー利息	△18
借入金利息	55,078
社債利息	6,606
その他の支払利息	7
役務取引等費用	3,435
その他の役務費用	3,435
保険引受費用	193,825
保険金	281,882
回収金	△88,056
その他業務費用	8,443
外国為替売買損	203
社債発行費償却	684
利子補給金	7,555
営業経費	118,184
その他経常費用	103,299
貸倒引当金繰入額	61,779
補償損失引当金繰入額	22,231
貸出金償却	13,199
その他の経常費用	6,089
経常利益	118,002
特別利益	47
固定資産処分益	47
特別損失	252
固定資産処分損	180
減損損失	71
当期純利益	117,798

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		経営改善 資金特別 準備金	資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	4,061,119	181,500	1,833,984	2,015,484	14,060	△959,821	△945,761	5,130,842	-	-	5,130,842
当期変動額											
新株の 発行	63,802		54,000	54,000				117,802			117,802
準備金 繰入					74,927	△74,927	-	-			-
国庫納付						△37	△37	△37			△37
当期純 利益						117,798	117,798	117,798			117,798
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)									464	464	464
当期変動額 合計	63,802	-	54,000	54,000	74,927	42,832	117,760	235,562	464	464	236,026
当期末残高	4,124,921	181,500	1,887,984	2,069,484	88,988	△916,988	△828,000	5,366,405	464	464	5,366,869

資料編

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は209,611百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 利子補給引当金

利子補給引当金は、利子補給金の今後の支給に備えるため、当事業年度末までに発生していると見積もられる額を計上しております。なお、当事業年度末における残高はありません。

(4) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(7) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項の規定により次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項の規定により当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に

係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

追加情報

平成28年11月22日に判明した指定金融機関である株式会社商工組合中央金庫(以下、「商工中金」という。)の危機対応業務における不正行為事案については、商工中金において設置された第三者委員会の調査やその後の継続調査が実施されました。その結果判明した、「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」に係る損害担保補償金及び利子補給金は、商工中金より当事業年度に返還を受けております。また、商工中金に対する損害担保補償金の支払い及び利子補給金の支給については再開しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,030百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国民一般向け業務勘定6,951百万円、農林水産業者向け業務勘定368百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定3,437百万円です。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。延滞債権額は、国民一般向け業務勘定102,107百万円、農林水産業者向け業務勘定38,739百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定438,591百万円です。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は、国民一般向け業務勘定40百万円、農林水産業者向け業務勘定442百万円です。中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、国民一般向け業務勘定412,638百万円、農林水産業者向け業務勘定17,546百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定85,136百万円です。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、国民一般向け業務勘定521,738百万円、農林水産業者向け業務勘定57,096百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定527,165百万円です。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は214,560百万円であります。

7. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を社債1,460,342百万円の一般担保に供しております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 29,751百万円

9. 偶発債務

当公庫は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第17条第2項の規定により当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 20,000百万円
政府保証外債 132,837百万円

10. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(76,045件) 1,381,545百万円
補償損失引当金 38,045百万円
差引額 1,343,499百万円

11. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

関係会社との取引による費用

その他の取引に係る費用総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	10,048,047,107,741	117,802,000,000	-	10,165,849,107,741

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 117,802,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的として行っております。当該業務を行うため、社債の発行によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補填を行うもの)、③利子補給(当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っております。当該業務を行うため、①貸付けについては、財政融資資金の借入のほか、政府保証債の発行によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給については、政府からの出資金等によって資金調達を行っております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び産業競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息で回収しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に小規模事業者に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金等で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する等と信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業

務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

(イ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ヘ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補填を行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

ト 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再構築等促進業務及び事業再編促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりであります。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査企画部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、

当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成30年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は16,466百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、15,626百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行ってならず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

□ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、(i) 個別与信管理、(ii) 信用格付、(iii) 自己査定及び(iv) 信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成30年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は9,689百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、8,563百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行ってならず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定 of 債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証型組成後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化や借入期間の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成30年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は34,163百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、32,146百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成30年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は1,821百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,632百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当業務を行うために政府から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は政府からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

へ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行ってならず、資金調達は財政融資資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させているほか、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

ト 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行ってならず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注3)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	4,032,604	4,036,035	3,430
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	21,228	21,946	717
その他有価証券	464	464	-
(3) 貸出金	17,149,731		
貸倒引当金 ^{(*)1}	△233,178		
	16,916,552	17,632,534	715,982
資産計	20,970,849	21,690,980	720,130
(1) 借入金	13,364,983	13,574,618	209,634
(2) 社債	1,460,342	1,490,037	29,694
負債計	14,825,326	15,064,655	239,329
デリバティブ取引 ^{(*)2}			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4	4	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	4	4	-

(*)1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*)2 その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

債券は市場価格、その他の証券は取引所の価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定における社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンの一部を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定

該当事項はありません。

ホ 危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替予約取引であり、時価は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりであります。

補償引受残高 1,381,545百万円
補償損失引当金 38,045百万円

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」、「資産(3)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^{(*)1}	2,037
②社債(特定資産担保証券) ^{(*)2}	15,149
③組合出資金 ^{(*)3}	861
④証書貸付(資本性劣後ローン) ^{(*)4}	455,926
⑤一般会計借入金 ^{(*)5}	131,300
⑥産業投資借入金 ^{(*)6}	21,973
合計	627,248

(*)1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)2 社債(特定資産担保証券)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当公庫が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当公庫は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握することは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*)3 組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*)4 挑戦支援資本強化特別制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)5 国民一般向け業務勘定における一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)6 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	3,352,381	680,200	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	35	—	—	—	—	21,068
貸出金 ^(※2)	3,568,290	5,461,862	3,754,844	1,900,395	1,418,286	1,354,067
合計	6,920,707	6,142,062	3,754,844	1,900,395	1,418,286	1,375,135

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない147,911百万円は含めておりません。

(注5) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(※)	3,184,773	4,753,596	3,058,756	1,135,159	783,518	471,152
社債	310,000	485,000	270,000	180,000	155,000	60,000
合計	3,494,773	5,238,596	3,328,756	1,315,159	938,518	531,152

(※) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,193	21,910	717
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	35	35	—
合計		21,228	21,946	717

2. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成30年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	464	—	464
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	386,000	386,000	—
合計		386,464	386,000	464

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	7
債券 社債	15,149
その他	861
合計	16,018

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他	136	136	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当公庫が加入する複数事業主制度の企業年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年9月22日に国に返還額(最低責任準備金)の納

付を行いました。

これによる当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	217,508百万円
勤務費用	6,214
利息費用	197
数理計算上の差異の発生額	5,038
退職給付の支払額	△10,261
過去勤務費用の発生額	△2,909
厚生年金基金の代行返上に伴う退職給付債務の消滅	△40,871
その他	—
退職給付債務の期末残高	<u>174,915</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	100,920百万円
期待運用収益	1,609
数理計算上の差異の発生額	547
事業主からの拠出額	2,948
退職給付の支払額	△3,280
厚生年金基金の代行返上に伴う年金資産の消滅	△40,923
その他	—
年金資産の期末残高	<u>61,822</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	86,949百万円
年金資産	<u>△61,822</u>
	25,127
非積立型制度の退職給付債務	<u>87,965</u>
未積立退職給付債務	113,093
未認識数理計算上の差異	△29,720
未認識過去勤務費用	<u>7,650</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>91,023</u>
退職給付引当金	91,023
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>91,023</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	6,214百万円
利息費用	197
期待運用収益	△1,609
数理計算上の差異の費用処理額	4,000
過去勤務費用の費用処理額	△1,094
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>7,707</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	24%
債券	62%
一般勘定	14%
現金及び預金	<u>1%</u>
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.5%～6.2%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は377百万円であります。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,030百万円
---------------	----------

持分法を適用した場合の投資の金額 1,948百万円
 持分法を適用した場合の投資利益の金額 33百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接96.69%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	110,667	-	-
				政府補給金収入	14,365	-	-
				資金の受入 ^(注4)	2,998,489	借入金	13,362,162
				借入金の返済	3,398,962		
				借入金利息の支払	55,078	未払費用	7,791
				資金の預託 ^(注5)	5,623,100	預け金	3,245,800
				資金の払戻	5,463,100		
社債への被保証 ^(注6)	805,364	-	-				

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣) 0.04%
 農林水産省(農林水産大臣) 0.40%
 経済産業省(経済産業大臣) 2.88%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省 増資の引受 355百万円
 農林水産省 増資の引受 3,480百万円
 経済産業省 増資の引受 3,300百万円
 厚生労働省 政府補給金収入 2,990百万円
 農林水産省 政府補給金収入 8,273百万円
 経済産業省 政府補給金収入 78百万円
 資源エネルギー庁 政府補給金収入 2百万円
 中小企業庁 政府補給金収入 20,938百万円
 農林水産省 借入金の返済 5,542百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	152,837 ^(注1、3)	-	-
					140,000 ^(注2、3)	-	-

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項の規定により当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円52銭
 1株当たりの当期純利益金額 0円1銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第10期末(平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	68,748	借入金	5,557,762
現金	17	借入金	5,557,762
預け金	68,730	社債	615,287
貸出金	6,994,432	その他負債	6,847
証書貸付	6,994,432	未払費用	2,264
その他資産	10,457	リース債務	1,014
前払費用	12	その他の負債	3,568
未収収益	6,343	賞与引当金	3,046
代理店貸	935	役員賞与引当金	7
その他の資産	3,166	退職給付引当金	55,238
有形固定資産	97,385	役員退職慰労引当金	17
建物	29,176	負債の部合計	6,238,206
土地	65,499	(純資産の部)	
リース資産	801	資本金	1,137,634
建設仮勘定	797	資本剰余金	181,500
その他の有形固定資産	1,111	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	7,211	利益剰余金	△483,392
ソフトウェア	5,732	その他利益剰余金	△483,392
リース資産	92	繰越利益剰余金	△483,392
その他の無形固定資産	1,386	株主資本合計	835,741
貸倒引当金	△104,287	純資産の部合計	835,741
資産の部合計	7,073,948	負債及び純資産の部合計	7,073,948

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	138,739
資金運用収益	114,003
貸出金利息	114,002
預け金利息	0
その他の受入利息	0
役務取引等収益	0
その他の役務収益	0
政府補給金収入	23,042
一般会計より受入	23,042
特別会計より受入	0
その他経常収益	1,693
償却債権取立益	583
その他の経常収益	1,109
経常費用	133,112
資金調達費用	8,873
コールマネー利息	△8
借入金利息	7,876
社債利息	1,005
役務取引等費用	573
その他の役務費用	573
その他業務費用	333
社債発行費償却	333
営業経費	71,317
その他経常費用	52,014
貸倒引当金繰入額	40,402
貸出金償却	11,379
その他の経常費用	232
経常利益	5,627
特別利益	42
固定資産処分益	42
特別損失	203
固定資産処分損	132
減損損失	71
当期純利益	5,466

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		経営改善資金 特別準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,122,781	181,500	181,500	△488,858	△488,858	815,422	815,422
当期変動額							
新株の発行	14,853					14,853	14,853
当期純利益				5,466	5,466	5,466	5,466
当期変動額合計	14,853	—	—	5,466	5,466	20,319	20,319
当期末残高	1,137,634	181,500	181,500	△483,392	△483,392	835,741	835,741

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

2 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は126,757百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰

属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は6,951百万円、延滞債権額は102,107百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は40百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は412,638百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は521,738百万円であります。
 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
 なお、当事業年度末における未実行残高は8,099百万円であります。
6. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は615,287百万円)の一般担保に供しております。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 16,881百万円
8. 偶発債務
 当業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
 財投機関債 20,000百万円
 政府保証外債 132,837百万円
9. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。
 同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
 なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,304,281,000,000	14,853,000,000	-	1,319,134,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 14,853,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に小規模事業者に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金等で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する等と信先が増えたり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、こ

れを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりであります。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査企画部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

ロ 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成30年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は16,466百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、15,626百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	68,748	68,748	-
(2)貸出金	6,977,369		
貸倒引当金(*)	△96,190		
	6,881,179	7,105,982	224,803
資産計	6,949,928	7,174,731	224,803
(1)借入金	5,426,462	5,457,360	30,898
(2)社債	615,287	616,438	1,150
負債計	6,041,749	6,073,798	32,049

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

財政融資資金借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①証書貸付(資本性劣後ローン) ^(※1)	17,062
②一般会計借入金 ^(※2)	131,300
合計	148,362

(※1) 挑戦支援資本強化特例制度を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	68,730	—	—	—	—	—
貸出金 ^(※2)	1,424,940	2,393,035	1,567,503	773,458	450,248	276,155
合計	1,493,671	2,393,035	1,567,503	773,458	450,248	276,155

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない109,090百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(※)	1,500,848	2,253,013	1,219,114	310,008	114,193	29,286
社債	170,000	235,000	105,000	75,000	30,000	—
合計	1,670,848	2,488,013	1,324,114	385,008	144,193	29,286

(※) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当公庫が加入する複数事業主制度の企業年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年9月22日に国に返還額(最低責任準備金)の納付を行いました。

これによる当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	133,816百万円
勤務費用	3,701
利息費用	121
数理計算上の差異の発生額	3,221
退職給付の支払額	△7,202
過去勤務費用の発生額	△1,787
厚生年金基金の代行返上に伴う退職給付債務の消滅	△25,068
その他	△4
退職給付債務の期末残高	<u>106,797</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	62,237百万円
期待運用収益	993
数理計算上の差異の発生額	287
事業主からの拠出額	1,802
退職給付の支払額	△1,981
厚生年金基金の代行返上に伴う年金資産の消滅	△25,100
その他	△6
年金資産の期末残高	<u>38,233</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	53,772百万円
年金資産	<u>△38,233</u>

	15,539
非積立型制度の退職給付債務	53,025
未積立退職給付債務	68,564
未認識数理計算上の差異	△18,926
未認識過去勤務費用	5,600
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	55,238
退職給付引当金	55,238
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	55,238

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	3,701百万円
利息費用	121
期待運用収益	△993
数理計算上の差異の費用処理額	2,436
過去勤務費用の費用処理額	△761
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	4,504

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	24%
債券	62%
一般勘定	14%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	2.1%～5.7%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は230百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1,2)	被所有 直接99.67%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	14,498	—	—
				政府補給金収入	14,302	—	—
				資金の受入 ^(注4)	1,684,000	借入金	5,426,462
				借入金の返済	1,625,742		
				借入金利息の支払	7,876	未払費用	1,674
社債への被保証 ^(注5)	355,285	—	—				

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣)	0.33%
2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。	
厚生労働省 増資の引受	355百万円
厚生労働省 政府補給金収入	2,990百万円
資源エネルギー庁 政府補給金収入	0百万円
中小企業庁 政府補給金収入	5,750百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	152,837 ^(注1,2)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

-
2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
 3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円63銭
1株当たりの当期純利益金額	0円0銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第10期末(平成30年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	44,158	借入金	2,183,396
現金	1	借入金	2,183,396
預け金	44,157	社債	229,975
有価証券	2,891	寄託金	28,726
株式	2,030	その他負債	12,965
その他の証券	861	未払費用	4,805
貸出金	2,791,326	前受収益	9
証書貸付	2,791,326	リース債務	110
その他資産	9,713	その他の負債	8,039
前払費用	0	賞与引当金	608
未収収益	8,895	役員賞与引当金	7
代理店貸	557	退職給付引当金	10,816
その他の資産	260	役員退職慰労引当金	28
有形固定資産	32,248	支払承諾	2,910
建物	7,084	負債の部合計	2,469,434
土地	24,934	(純資産の部)	
リース資産	88	資本金	399,061
建設仮勘定	28	利益剰余金	2,655
その他の有形固定資産	112	利益準備金	2,655
無形固定資産	1,912	その他利益剰余金	△0
ソフトウェア	1,548	繰越利益剰余金	△0
リース資産	8	株主資本合計	401,717
その他の無形固定資産	355		
支払承諾見返	2,910		
貸倒引当金	△14,009	純資産の部合計	401,717
資産の部合計	2,871,151	負債及び純資産の部合計	2,871,151

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	42,028
資金運用収益	30,131
貸出金利息	30,131
預け金利息	0
その他の受入利息	0
役務取引等収益	39
その他の役務収益	39
政府補給金収入	8,231
一般会計より受入	8,208
特別会計より受入	22
その他経常収益	3,625
貸倒引当金戻入益	2,387
償却債権取立益	846
その他の経常収益	392
経常費用	41,994
資金調達費用	24,151
コールマネー利息	△2
借入金利息	21,414
社債利息	2,739
役務取引等費用	2,566
その他の役務費用	2,566
その他業務費用	86
社債発行費償却	86
営業経費	15,053
その他経常費用	136
貸出金償却	58
その他の経常費用	78
経常利益	34
特別利益	5
固定資産処分益	5
特別損失	39
固定資産処分損	39
当期純損失	0

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越 利益剰余金			
当期首残高	394,980	2,655	—	2,655	397,636	397,636
当期変動額						
新株の発行	4,081				4,081	4,081
当期純損失			△0	△0	△0	△0
当期変動額合計	4,081	—	△0	△0	4,080	4,080
当期末残高	399,061	2,655	△0	2,655	401,717	401,717

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,743

百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日）

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 関係会社の株式総額 2,030百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は368百万円、延滞債権額は38,739百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は442百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,546百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は57,096百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は148,765百万円であります。
- 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は229,975百万円)の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 4,234百万円
- 偶発債務
当業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債	20,000百万円
政府保証外債	132,837百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益
 その他経常取引に係る収益総額 0百万円
 関係会社との取引による費用
 その他の取引に係る費用総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	394,980,700,000	4,081,000,000	-	399,061,700,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。
 新株の発行による増加 4,081,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。

特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成30年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は9,689百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、8,563百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	44,158	44,158	-
(2)貸出金 貸倒引当金(*)	2,788,878 △13,257		
	2,775,620	2,993,478	217,857
資産計	2,819,779	3,037,637	217,857
(1)借入金	2,183,396	2,292,846	109,450
(2)社債	229,975	252,509	22,533
(3)寄託金	28,726	28,162	△564
負債計	2,442,098	2,573,518	131,420

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンの一部を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(1)借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2)社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(3)寄託金

一定の期間ごとに区分した当該寄託金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)貸出金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(*)1	2,030
② 組合出資金(*)2	861
③ 証書貸付(資本性劣後ローン) (*)3	2,448
合計	5,339

(*)1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)2 組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*)3 新規分野等挑戦型資本性貸付制度を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金(*)1	44,157	-	-	-	-	-
貸出金(*)2	322,385	564,933	429,831	346,221	395,549	720,006
合計	366,542	564,933	429,831	346,221	395,549	720,006

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない12,398百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	232,703	426,005	394,531	357,702	372,948	399,504
社債	20,000	65,000	25,000	30,000	30,000	60,000
寄託金	-	52	907	2,033	5,318	20,415
合計	252,703	491,057	420,438	389,736	408,266	479,919

(有価証券関係)

1. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成30年3月31日現在)

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券(平成30年3月31日現在)

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
その他	861

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当公庫が加入する複数事業主制度の企業年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年9月22日に国に返還額(最低責任準備金)の納付を行いました。

これによる当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	25,208百万円
勤務費用	735
利息費用	22
数理計算上の差異の発生額	561
退職給付の支払額	△886
過去勤務費用の発生額	△326
厚生年金基金の代行返上に伴う退職給付債務の消滅	△5,006
その他	△9
退職給付債務の期末残高	<u>20,298</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	11,985百万円
期待運用収益	189
数理計算上の差異の発生額	105
事業主からの拠出額	349
退職給付の支払額	△404
厚生年金基金の代行返上に伴う年金資産の消滅	△5,013
その他	△7
年金資産の期末残高	<u>7,203</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	10,131百万円
年金資産	<u>△7,203</u>
	2,928
非積立型制度の退職給付債務	<u>10,166</u>
未積立退職給付債務	13,094
未認識数理計算上の差異	△3,188
未認識過去勤務費用	<u>910</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>10,816</u>
退職給付引当金	10,816
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>10,816</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	735百万円
利息費用	22
期待運用収益	△189
数理計算上の差異の費用処理額	430
過去勤務費用の費用処理額	△113
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>885</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	24%
債券	62%
一般勘定	14%
現金及び預金	<u>1%</u>

合計 100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	2.0%～6.2%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は44百万円であります。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,030百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,948百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	33百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1, 2)	被所有 直接90.22%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	601	—	—
				資金の受入 ^(注4)	352,500	借入金	2,158,601
				借入金の返済	237,698		
				借入金利息の支払	21,414	未払費用	3,820

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

農林水産省(農林水産大臣) 9.78%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 増資の引受 3,480百万円

農林水産省 政府補給金収入 8,231百万円

農林水産省 借入金の返済 5,542百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	独立行政法人 農林漁業信用基金	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 ^(注1)	400	寄託金	28,726
				寄託金の返還	1,252		
	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	152,837 ^(注2, 4)	—	—
					60,000 ^(注3, 4)	—	—

(注) 1. 寄託金は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)に基づき森林整備活性化資金(無利子資金)を貸付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。

2. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

3. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項の規定により当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1円0銭
1株当たりの当期純損失金額	0円0銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第10期末(平成30年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	69,300	借入金	3,337,017
現金	3	借入金	3,337,017
預け金	69,296	社債	595,279
有価証券	507	その他負債	3,975
社債	35	未払費用	2,280
株式	7	前受収益	76
その他の証券	464	リース債務	222
貸出金	5,379,817	その他の負債	1,396
証書貸付	5,379,817	賞与引当金	1,125
その他資産	4,307	役員賞与引当金	6
前払費用	3	退職給付引当金	20,182
未収収益	3,139	役員退職慰労引当金	9
金融派生商品	4	支払承諾	12,009
その他の資産	1,161	負債の部合計	3,969,605
有形固定資産	47,290	(純資産の部)	
建物	10,967	資本金	1,594,085
土地	35,721	利益剰余金	△313,070
リース資産	168	その他利益剰余金	△313,070
建設仮勘定	99	繰越利益剰余金	△313,070
その他の有形固定資産	334	株主資本合計	1,281,014
無形固定資産	3,224	その他有価証券評価差額金	464
ソフトウェア	2,444	評価・換算差額等合計	464
リース資産	26		
その他の無形固定資産	754		
支払承諾見返	12,009		
貸倒引当金	△265,372	純資産の部合計	1,281,479
資産の部合計	5,251,084	負債及び純資産の部合計	5,251,084

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	89,762
資金運用収益	72,739
貸出金利息	72,737
有価証券利息配当金	0
預け金利息	1
その他の受入利息	0
役務取引等収益	72
その他の役務収益	72
その他業務収益	4
金融派生商品収益	4
政府補給金収入	15,039
一般会計より受入	15,037
特別会計より受入	2
その他経常収益	1,906
償却債権取立益	54
株式等売却益	136
その他の経常収益	1,716
経常費用	65,955
資金調達費用	11,796
コールマネー利息	△6
借入金利息	8,944
社債利息	2,858
役務取引等費用	68
その他の役務費用	68
その他業務費用	452
外国為替売買損	203
社債発行費償却	249
営業経費	26,652
その他経常費用	26,986
貸倒引当金繰入額	23,780
貸出金償却	1,762
その他の経常費用	1,442
経常利益	23,807
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	9
固定資産処分損	8
減損損失	0
当期純利益	23,797

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本			株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			その他 有価証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,549,285	△336,867	△336,867	1,212,417	-	-	1,212,417
当期変動額							
新株の発行	44,800			44,800			44,800
当期純利益		23,797	23,797	23,797			23,797
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					464	464	464
当期変動額合計	44,800	23,797	23,797	68,597	464	464	69,062
当期末残高	1,594,085	△313,070	△313,070	1,281,014	464	464	1,281,479

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は77,111百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は3,437百万円、延滞債権額は438,591百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権に該当する債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は85,136百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は527,165百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は57,695百万円であります。
- 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は595,279百万円)の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 6,564百万円
- 偶発債務
当業務勘定は株式会社国際協力銀行が継承した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債	20,000百万円
政府保証外債	132,837百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数 (単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,549,285,000,000	44,800,000,000	—	1,594,085,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 44,800,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

□ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定は債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証型組成後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

□ 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化や借入期間の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持していません。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用していません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成30年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)下げれば、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は34,163百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、32,146百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利その他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。
また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	69,300	69,300	-
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	35	35	-
その他有価証券	464	464	-
(3)貸出金	4,943,401		
貸倒引当金 ^(※1)	△123,731		
	4,819,670	5,062,587	242,917
資産計	4,889,469	5,132,387	242,917
(1)借入金	3,315,044	3,340,965	25,921
(2)社債	595,279	601,307	6,027
負債計	3,910,323	3,942,272	31,949
デリバティブ取引 ^(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4	4	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	4	4	-

(※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。その他の証券については、取引所の価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1)借入金

財政融資資金借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2)社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替予約取引であり、時価は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」、「資産(3)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^(※1)	7
②証書貸付(資本性劣後ローン) ^(※2)	436,415
③産業投資借入金 ^(※3)	21,973
合計	458,396

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2)挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※3)産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*1)	69,296	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	35	—	—	—	—	—
貸出金 ^(*2)	1,241,066	1,769,227	1,017,016	579,876	430,664	315,543
合計	1,310,397	1,769,227	1,017,016	579,876	430,664	315,543

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない26,421百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	871,323	1,339,913	704,618	266,610	154,553	—
社債	116,000	176,000	133,200	75,000	95,000	—
合計	987,323	1,515,913	837,818	341,610	249,553	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	35	35	—

2. その他有価証券(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	その他	464	—	464

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	7

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他	136	136	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当公庫が加入する複数事業主制度の企業年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年9月22日に国に返還額(最低責任準備金)の納付を行いました。

これによる当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	47,721百万円
勤務費用	1,486
利息費用	43
数理計算上の差異の発生額	1,033
退職給付の支払額	△1,844
過去勤務費用の発生額	△652
厚生年金基金の代行返上に伴う退職給付債務の消滅	△8,771
その他	△12
退職給付債務の期末残高	<u>39,003</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,735百万円
期待運用収益	347

数理計算上の差異の発生額	126
事業主からの拠出額	665
退職給付の支払額	△753
厚生年金基金の代行返上に伴う年金資産の消滅	△8,782
その他	10
年金資産の期末残高	<u>13,347</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,772百万円
年金資産	<u>△13,347</u>
	5,425
非積立型制度の退職給付債務	<u>20,230</u>
未積立退職給付債務	25,655
未認識数理計算上の差異	△6,433
未認識過去勤務費用	<u>960</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>20,182</u>
退職給付引当金	20,182
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>20,182</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,486百万円
利息費用	43
期待運用収益	△347
数理計算上の差異の費用処理額	965
過去勤務費用の費用処理額	△190
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,957</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	24%
債券	62%
一般勘定	14%
現金及び預金	1%
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.5%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は85百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1,2)	被所有 直接90.54%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	41,500	—	—
				資金の受入 ^(注4)	876,013	借入金	3,337,017
				借入金の返済	997,077		
				借入金利息の支払	8,944	未払費用	1,772
				社債への被保証 ^(注5)	450,079	—	—

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

経済産業省(経済産業大臣) 9.46%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 増資の引受 3,300百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 2百万円

中小企業庁 政府補給金収入 15,037百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	152,837 ^(注1,3)	—	—
					80,000 ^(注2,3)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項の規定により当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円80銭

1株当たりの当期純利益金額 0円1銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第10期末(平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	8,389	社債	19,800
預け金	8,389	その他負債	72
有価証券	36,342	未払費用	0
国債	21,193	前受収益	62
社債	15,149	その他の負債	8
その他資産	59	賞与引当金	2
前払費用	50	役員賞与引当金	0
未収収益	6	退職給付引当金	30
その他の資産	2	役員退職慰労引当金	0
前払年金費用	6	支払承諾	49,667
支払承諾見返	49,667	負債の部合計	69,573
貸倒引当金	△83	(純資産の部)	
		資本金	24,476
		利益剰余金	333
		利益準備金	286
		その他利益剰余金	46
		繰越利益剰余金	46
		株主資本合計	24,809
		純資産の部合計	24,809
資産の部合計	94,382	負債及び純資産の部合計	94,382

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	380
資金運用収益	173
有価証券利息配当金	173
預け金利息	0
役務取引等収益	165
その他の役務収益	165
その他経常収益	41
貸倒引当金戻入益	16
その他の経常収益	24
経常費用	334
資金調達費用	2
社債利息	2
役務取引等費用	227
その他の役務費用	227
その他業務費用	14
社債発行費償却	14
営業経費	90
その他経常費用	0
その他の経常費用	0
経常利益	46
当期純利益	46

資料編

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	24,476	249	75	324	24,800	24,800
当期変動額						
準備金繰入		37	△37	-	-	-
国庫納付			△37	△37	△37	△37
当期純利益			46	46	46	46
当期変動額合計	-	37	△29	8	8	8
当期末残高	24,476	286	46	333	24,809	24,809

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、予想損失率等に基づき算出した予想損失額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
----------	---

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国税務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は19,800百万円)の一般担保に供しております。

2. 偶発債務

当業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債	20,000百万円
政府保証外債	132,837百万円

3. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	24,476,000,000	-	-	24,476,000,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

- 市場リスク
当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。
金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化の方針を採っております。
- ハ 流動性リスク
当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。
なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。
当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。
- イ 信用リスクの管理
当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。
- 市場リスクの管理
当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化の方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。
なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。
当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「社債」であります。
その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成30年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は1,821百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,632百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理
流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	8,389	8,389	-
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	21,193	21,910	717
資産計	29,583	30,300	717
社債	19,800	19,782	△17
負債計	19,800	19,782	△17

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

債券は市場価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

負 債

社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①社債(特定資産担保証券) ^(※1)	15,149
②クレジット・デフォルト・スワップ ^(※2)	-
合計	15,149

(※1)社債(特定資産担保証券)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)の

時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(※)クレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業者向け貸出債権を参照しており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みにはなっていないなどデフォルトの発生見込みを合理的に推定できないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	8,389	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	21,068
合計	8,389	—	—	—	—	21,068

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
社債	4,000	9,000	6,800	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,193	21,910	717

2. その他有価証券(平成30年3月31日現在)

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券 社債	15,149

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当公庫が加入する複数事業主制度の企業年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年9月22日に国に返還額(最低責任準備金)の納付を行いました。

これによる当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	52百万円
勤務費用	2
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	—
過去勤務費用の発生額	△1
厚生年金基金の代行返上に伴う退職給付債務の消滅	△2
その他	△4
退職給付債務の期末残高	50

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	11百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△1
事業主からの拠出額	1
退職給付の支払額	—
厚生年金基金の代行返上に伴う年金資産の消滅	△2
その他	△0
年金資産の期末残高	9

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13百万円
年金資産	△9
	3
非積立型制度の退職給付債務	37
未積立退職給付債務	40
未認識数理計算上の差異	△16
未認識過去勤務費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	24
退職給付引当金	30
前払年金費用	△6
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	24

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	2百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	2
過去勤務費用の費用処理額	△0
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	4

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	24%
債券	62%
一般勘定	14%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	3.0%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	152,837 ^(注1,2)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1円1銭
1株当たりの当期純利益金額	0円0銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第10期末(平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,062,645	保険契約準備金	1,002,665
預け金	3,062,645	その他負債	1,391
その他資産	10,888	未払費用	28
未収収益	83	リース債務	58
その他の資産	10,805	その他の負債	1,304
有形固定資産	18,260	賞与引当金	207
建物	4,219	役員賞与引当金	1
土地	13,968	退職給付引当金	4,634
リース資産	48	役員退職慰労引当金	1
その他の有形固定資産	24	負債の部合計	1,008,901
無形固定資産	1,662	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,603	資本剰余金	1,887,984
リース資産	3	資本準備金	1,887,984
その他の無形固定資産	55	利益剰余金	196,571
		利益準備金	86,045
		その他利益剰余金	110,526
		繰越利益剰余金	110,526
		株主資本合計	2,084,555
		純資産の部合計	2,084,555
資産の部合計	3,093,457	負債及び純資産の部合計	3,093,457

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	313,778
資金運用収益	414
預け金利息	414
保険引受収益	313,146
保険料	125,489
責任共有負担金収入	5,167
保険契約準備金戻入額	182,489
その他経常収益	216
その他の経常収益	216
経常費用	203,252
保険引受費用	193,825
保険金	281,882
回収金	△88,056
営業経費	5,305
その他経常費用	4,120
その他の経常費用	4,120
経常利益	110,526
当期純利益	110,526

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
	資本 準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,833,984	1,833,984	11,155	74,889	86,045	1,920,029	1,920,029
当期変動額							
新株の発行	54,000	54,000				54,000	54,000
準備金繰入			74,889	△74,889	-	-	-
当期純利益				110,526	110,526	110,526	110,526
当期変動額合計	54,000	54,000	74,889	35,636	110,526	164,526	164,526
当期末残高	1,887,984	1,887,984	86,045	110,526	196,571	2,084,555	2,084,555

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
----------	--

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項の規定により次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項の規定により当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日）

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。

なお、当業務勘定においては社債は発行しておりません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,069百万円

3. 偶発債務

当業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 20,000百万円

政府保証外債 132,837百万円

4. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

その他の経常費用には、保険料の返還金4,088百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,805,427,407,741	54,000,000,000	-	5,859,427,407,741

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 54,000,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

イ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

ロ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当業務を行うために政府から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

ロ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は政府からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預け金	3,062,645	3,065,962	3,316

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金預け金

満期のないあるいは満期が3か月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3か月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	2,382,445	680,200	—	—	—	—

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	98,000	98,000	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当公庫が加入する複数事業主制度の企業年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年9月22日に国に返還額(最低責任準備金)の納付を行いました。

これによる当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	10,451百万円
勤務費用	275
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	209
退職給付の支払額	△327
過去勤務費用の発生額	△137
厚生年金基金の代行返上に伴う退職給付債務の消滅	△2,002
その他	31
退職給付債務の期末残高	<u>8,510</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	4,884百万円
期待運用収益	77
数理計算上の差異の発生額	35
事業主からの拠出額	122
退職給付の支払額	△140
厚生年金基金の代行返上に伴う年金資産の消滅	△2,005
その他	4
年金資産の期末残高	<u>2,978</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	4,189百万円
年金資産	<u>△2,978</u>
	1,210
非積立型制度の退職給付債務	<u>4,321</u>
未積立退職給付債務	5,531
未認識数理計算上の差異	△1,064
未認識過去勤務費用	167
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>4,634</u>
退職給付引当金	4,634
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>4,634</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	275百万円
利息費用	9
期待運用収益	△77
数理計算上の差異の費用処理額	153
過去勤務費用の費用処理額	△26
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>333</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	24%
債券	62%
一般勘定	14%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.5%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は15百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	54,000	—	—
				資金の預託 ^(注2)	4,513,100	預け金	2,855,800
				資金の払戻	4,353,100		

(注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	152,837 ^(注1,2)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円35銭
1株当たりの当期純利益金額	0円1銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第10期末(平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	779,106	借入金	2,383,219
預け金	779,106	借入金	2,383,219
貸出金	2,383,219	その他負債	3,091
証書貸付	2,383,219	未払費用	421
その他資産	439	前受収益	2,644
未収収益	430	リース債務	1
その他の資産	8	その他の負債	24
有形固定資産	1	賞与引当金	6
リース資産	1	役員賞与引当金	0
無形固定資産	28	退職給付引当金	102
ソフトウェア	28	役員退職慰労引当金	0
リース資産	0	補償損失引当金	38,045
その他の無形固定資産	0	負債の部合計	2,424,466
前払年金費用	25	(純資産の部)	
		資本金	969,398
		利益剰余金	△231,044
		その他利益剰余金	△231,044
		繰越利益剰余金	△231,044
		株主資本合計	738,353
		純資産の部合計	738,353
資産の部合計	3,162,820	負債及び純資産の部合計	3,162,820

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	24,702
資金運用収益	16,583
貸出金利息	16,529
預け金利息	45
その他の受入利息	7
役務取引等収益	2,153
損害担保補償料	2,153
政府補給金収入	256
一般会計より受入	256
その他経常収益	5,709
その他の経常収益	5,709
経常費用	46,728
資金調達費用	16,537
借入金利息	16,529
その他の支払利息	7
その他業務費用	7,555
利子補給金	7,555
営業経費	189
その他経常費用	22,446
補償損失引当金繰入額	22,231
その他の経常費用	214
経常損失	22,025
当期純損失	22,025

資料編

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	969,330	△209,018	△209,018	760,311	760,311
当期変動額					
新株の発行	68			68	68
当期純損失		△22,025	△22,025	△22,025	△22,025
当期変動額合計	68	△22,025	△22,025	△21,957	△21,957
当期末残高	969,398	△231,044	△231,044	738,353	738,353

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 利子補給引当金

利子補給引当金は、利子補給金の今後の支給に備えるため、当事業年度末までに発生していると見積られる額を計上しております。なお、当事業年度末における残高はありません。

(4) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理

(7) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

追加情報

平成28年11月22日に判明した指定金融機関である株式会社商工組合中央金庫(以下、「商工中金」という。)の危機対応業務における不正行為事案については、商工中金において設置された第三者委員会の調査やその後の継続調査が実施されました。その結果判明した、「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」に係る損害担保補償金及び利子補給金は、商工中金より当事業年度に返還を受けております。また、商工中金に対する損害担保補償金の支払い及び利子補給金の支給については再開しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。

なお、当業務動定においては社債は発行していません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

4. 偶発債務

当業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債	20,000百万円
政府保証外債	132,837百万円
5. 損害担保契約の補償引受額	
補償引受残高(76,045件)	1,381,545百万円
補償損失引当金	38,045百万円
差引額	1,343,499百万円
6. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。	

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

その他の経常収益には、商工中金の危機対応業務の要件確認における不正行為の調査の結果判明した「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」に係る損害担保補償金及び利子補給金の返還金等4,464百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	969,330,000,000	68,000,000	-	969,398,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 68,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補填を行うもの)、③利子補給(当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っております。当該業務を行うため、①貸付けについては、財政融資資金の借入のほか、政府保証債の発行によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給については、政府からの出資金等によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補填を行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行ってならず、資金調達は財政融資資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させているほか、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	779,106	779,219	113
(2)貸出金	2,383,219	2,412,791	29,571
資産計	3,162,325	3,192,011	29,685
借入金	2,383,219	2,425,434	42,214
負債計	2,383,219	2,425,434	42,214

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2)貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元金合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりであります。

補償引受残高 1,381,545百万円

補償損失引当金 38,045百万円

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金(*)	779,106	-	-	-	-	-
貸出金	567,739	711,609	729,256	197,507	136,826	40,282
合計	1,346,845	711,609	729,256	197,507	136,826	40,282

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	567,739	711,609	729,256	197,507	136,826	40,282

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	288,000	288,000	-

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度ですが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当公庫が加入する複数事業主制度の企業年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年9月22日に国に返還額(最低責任準備金)の納付を行いました。

これによる当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	165百万円
勤務費用	7
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	5
退職給付の支払額	-
過去勤務費用の発生額	△3
厚生年金基金の代行返上に伴う退職給付債務の消滅	△13
その他	△4
退職給付債務の期末残高	157

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	43百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△3
事業主からの拠出額	4
退職給付の支払額	-
厚生年金基金の代行返上に伴う年金資産の消滅	△13
その他	△1
年金資産の期末残高	30

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	42百万円
年金資産	△30
	12
非積立型制度の退職給付債務	115
未積立退職給付債務	127
未認識数理計算上の差異	△58
未認識過去勤務費用	8
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	76
退職給付引当金	102
前払年金費用	△25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	76

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	7百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	8
過去勤務費用の費用処理額	△1
その他	-
確定給付制度に係る退職給付費用	14

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	24%
債券	62%
一般勘定	14%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	3.0%～6.0%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1, 2)	被所有 直接85.27%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	68	-	-
				政府補給金収入	63	-	-
				資金の受入 ^(注4)	85,444	借入金	2,383,219
				借入金の返済	526,521		
				借入金利息の支払	16,529	未払費用	420
				資金の預託 ^(注5)	1,110,000	預け金	390,000
				資金の払戻	1,110,000		

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

農林水産省(農林水産大臣)	0.13%
経済産業省(経済産業大臣)	14.60%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 政府補給金収入	42百万円
中小企業庁 政府補給金収入	150百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	152,837 ^(注1, 2)	-	-

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円76銭
1株当たりの当期純損失金額	0円2銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第10期末(平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	255	借入金	56,862
預け金	255	借入金	56,862
貸出金	56,862	その他負債	134
証書貸付	56,862	未払費用	104
その他資産	134	リース債務	0
未収収益	104	その他の負債	28
その他の資産	30	賞与引当金	3
有形固定資産	0	役員賞与引当金	0
リース資産	0	退職給付引当金	60
無形固定資産	9	役員退職慰労引当金	0
ソフトウェア	9	負債の部合計	57,060
リース資産	0	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	0	資本金	267
前払年金費用	10	利益剰余金	△54
		その他利益剰余金	△54
		繰越利益剰余金	△54
		株主資本合計	212
		純資産の部合計	212
資産の部合計	57,273	負債及び純資産の部合計	57,273

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	392
資金運用収益	313
貸出金利息	313
預け金利息	0
政府補給金収入	78
一般会計より受入	78
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	404
資金調達費用	313
借入金利息	313
営業経費	90
その他経常費用	0
その他の経常費用	0
経常損失	11
当期純損失	11

第10期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	267	△42	△42	224	224
当期変動額					
当期純損失		△11	△11	△11	△11
当期変動額合計	-	△11	△11	△11	△11
当期末残高	267	△54	△54	212	212

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に

係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、当業務勘定においては社債は発行しておりません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

4. 偶発債務

当業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 20,000百万円

政府保証外債 132,837百万円

5. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	267,000,000	-	-	267,000,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び産業競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息で回収しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再構築等促進業務及び事業再編促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	255	255	-
(2)貸出金	56,862	57,694	832
資産計	57,117	57,949	832
借入金	56,862	58,011	1,149
負債計	56,862	58,011	1,149

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	255	—	—	—	—	—
貸出金	12,159	23,056	11,237	3,332	4,998	2,080
合計	12,414	23,056	11,237	3,332	4,998	2,080

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注3) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	12,159	23,056	11,237	3,332	4,998	2,080

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度ですが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当公庫が加入する複数事業主制度の企業年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年9月22日に国に返還額(最低責任準備金)の納付を行いました。

これによる当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	91百万円
勤務費用	4
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	5
退職給付の支払額	—
過去勤務費用の発生額	△2
厚生年金基金の代行返上に伴う退職給付債務の消滅	△6
その他	4
退職給付債務の期末残高	97

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	23百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△2
事業主からの拠出額	2
退職給付の支払額	—
厚生年金基金の代行返上に伴う年金資産の消滅	△6
その他	1
年金資産の期末残高	19

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	27百万円
年金資産	△19
	7
非積立型制度の退職給付債務	70
未積立退職給付債務	78
未認識数理計算上の差異	△31
未認識過去勤務費用	3
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	50
退職給付引当金	60
前払年金費用	△10
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	50

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	3
過去勤務費用の費用処理額	△0
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	7

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	24%
債券	62%
一般勘定	14%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	0.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	3.0%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	資金の受入 ^(注2)	532	借入金	56,862
				借入金の返済	11,924		
				借入金利息の支払	313	未払費用	104

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 政府補給金収入 78百万円

2. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	152,837 ^(注1, 2)	-	-

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円79銭

1株当たりの当期純損失金額 0円4銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

リスク管理債権等

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)」に基づきリスク管理債権を算出しています。

▼ リスク管理債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
破綻先債権	6,951	368	3,437	10,757
延滞債権	102,107	38,739	438,591	579,438
3カ月以上延滞債権	40	442	-	483
貸出条件緩和債権	412,638	17,546	85,136	515,321
合計	521,738	57,096	527,165	1,106,001
リスク管理債権合計/貸出金残高(%)	7.46	2.05	9.80	7.29

(リスク管理債権)

・破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

・延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

・3カ月以上延滞債権

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

・貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

▼ 金融再生法開示債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	35,174	4,061	13,737	52,972
危険債権	74,270	35,073	428,370	537,714
要管理債権	412,679	17,988	85,136	515,804
小計①	522,124	57,123	527,244	1,106,491
正常債権	6,479,039	2,746,019	4,867,813	14,092,872
合計②	7,001,163	2,803,143	5,395,168	15,199,475
(①/②)(%)	7.46	2.04	9.77	7.28

(注) 1. 当公庫は、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号))の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものです。

(注) 2. 中小企業事業及び3事業合計の合計②は要管理先の求債権で弁済契約を締結したものを含み、小計①及び正常債権の合計と相違しております。

(金融再生法開示債権)

・破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

・危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

・要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しない債権です。

・正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。

日本政策金融公庫の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

①役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。

②平成29年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。

③役員報酬基準の内容及び平成29年度における改定内容

代表取締役総裁 役員報酬は、下表のとおり、本俸、特別調整手当、特別手当から構成されている。

改定については、国家公務員に準じて次のとおり実施。

- ・ 特別手当の引上げ(+0.05ヵ月)

報酬の種類	支給基準等	
ア 本俸	本俸月額(単位:千円)	
		本俸月額
	総裁	1,175
	副総裁	1,123
	専務取締役	1,074
	常務取締役	925
	取締役	864
	社外取締役	777
	常勤監査役	801
非常勤監査役	680	
イ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.200	
ウ 特別手当	【(本俸月額+特別調整手当月額)+(本俸月額×0.25)+(本俸月額+特別調整手当月額)×0.2】×支給割合 ^(*)	
	(*)支給割合:年3.30ヵ月	

(平成27年3月31日に現に在職し、かつ平成27年4月1日以降引き続き在職する役員については、平成30年3月31日までの間、平成27年4月1日以降の新本俸月額に、平成27年3月31日において受けていた旧本俸月額と平成27年4月1日以降の新本俸月額との差額に相当する額を加算した額を支給する。この加算して支給する額は、上表イ及びウの算定においては、本俸月額の一部とみなす。)

代表取締役副総裁	同上
代表取締役専務取締役	同上
専務取締役	同上
常務取締役	同上
取締役	同上
常勤監査役	同上

2 役員の報酬等の支給状況

役名		平成29年度年間報酬等の総額(千円)			就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
A代表取締役総裁	19,341	10,550	6,681	2,110(特別調整手当)		平成29年 12月25日	*
B代表取締役総裁	4,503	3,752	0	750(特別調整手当)	平成29年 12月25日		*
代表取締役副総裁	22,874	13,740	6,386	2,748(特別調整手当)			※
A代表取締役専務取締役	21,955	13,140	6,187	2,628(特別調整手当)			◇
B代表取締役専務取締役	21,661	13,140	5,893	2,628(特別調整手当)			◇
C代表取締役専務取締役	21,823	12,888	6,358	2,578(特別調整手当)			◇
専務取締役	21,955	13,140	6,187	2,628(特別調整手当)			◇
A常務取締役	18,547	11,100	5,227	2,220(特別調整手当)			※
B常務取締役	18,654	11,316	5,075	2,263(特別調整手当)			※
C常務取締役	18,654	11,316	5,075	2,263(特別調整手当)			◇
D常務取締役	18,547	11,100	5,227	2,220(特別調整手当)			※
A取締役	17,091	10,368	4,650	2,074(特別調整手当)			◇
B取締役	17,556	10,368	5,115	2,074(特別調整手当)			※
C取締役	17,091	10,368	4,650	2,074(特別調整手当)			◇
D取締役	17,324	10,368	4,882	2,074(特別調整手当)			※
E取締役	17,091	10,368	4,650	2,074(特別調整手当)			◇
F取締役	17,324	10,368	4,882	2,074(特別調整手当)			※
G取締役(非常勤)	9,504	9,504	0	0(特別調整手当)			
H取締役(非常勤)	9,504	9,504	0	0(特別調整手当)			

A監査役	16,002	9,612	4,467	1,922(特別調整手当)			※
B監査役	16,002	9,612	4,467	1,922(特別調整手当)			
A監査役(非常勤)	8,160	8,160	0	0(特別調整手当)			
B監査役(非常勤)	8,316	8,316	0	0(特別調整手当)			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「**」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

代表取締役総裁 役員報酬は以下の基本的な考え方にに基づき、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としていることから、適正な水準と判断している。
 ①各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
 ②当公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保し得る水準とし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
 ③公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め、適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

代表取締役副総裁 同上
 代表取締役専務取締役 同上
 専務取締役 同上
 常務取締役 同上
 取締役 同上
 常勤監査役 同上

【主務大臣の検証結果】

適正な水準である。

4 役員の退職手当の支給状況(平成29年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)(千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
代表取締役総裁	26,841	9 ^年	3 ^月	29.12.25	1.9	*

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
代表取締役総裁	内部規定の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会において業績勘案率を決定しており、適正な水準と判断している。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしており、今後も継続していく方針である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

①職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ人件費の管理を行う。

社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。

②職員が発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させている。

注：「グレード給」とは、管理職に支給する職員給与のうち成績に応じて変動する部分である。

③給与制度の内容及び平成29年度における主な改定内容

給与内容は、本俸、グレード給及び諸手当（扶養手当、勤務地手当、通勤手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、超過勤務手当及び特別手当）としている。

改定については、国家公務員に準じて次のとおり実施。

- ・ 本俸月額引上げ(+0.139%)
- ・ 特別手当引上げ(+0.10ヵ月)

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成29年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	4,457	39.7	6,968	5,125	130	1,843
事務・技術	4,457	39.7	6,968	5,125	130	1,843
自動車運転手	-	-	-	-	-	-
在外職員	5	35.7	13,649	12,229	0	1,420
事務・技術	5	35.7	13,649	12,229	0	1,420
任期付職員	26	50.7	3,177	2,941	113	236
事務・技術	26	50.7	3,177	2,941	113	236
再任用職員	103	62.3	4,127	3,475	152	652
事務・技術	103	62.3	4,127	3,475	152	652
自動車運転手	-	-	-	-	-	-

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注3：研究職種、医療職種（病院医師）、医療職種（病院看護師）及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注4：常勤職員及び再任用職員のうち、自動車運転手とは、自動車運転の専任者をいう。

注5：常勤職員及び再任用職員の自動車運転手については、いずれも該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載しないこととし、各区分の全体の人員、平均年齢及び平成29年度の年間給与額(平均)にも含めていない。

①職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成29年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1,706	48.4	12,091	8,534	125	3,557
指定職相当職員	43	56.6	16,443	11,440	154	5,003
事務・技術	1,663	48.2	11,978	8,459	125	3,519
在外職員	1	-	-	-	-	-
事務・技術	1	-	-	-	-	-

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

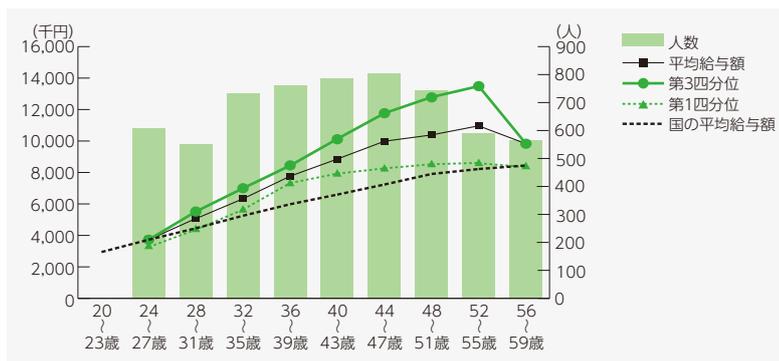
注2：常勤職員のうち、指定職相当職員とは、特に重要な業務を所掌する部長級をいう。

注3：非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注4：研究職種、医療職種（病院医師）、医療職種（病院看護師）及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注5：年俸制適用者のうち在外職員については、人員が1名のみであり、個人を特定されるおそれがあるため、人員以外の項目は記載を省略。

②年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2：任期付職員を含む。以下、④において同じ。

③職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	年間給与額	
			平均(千円)	最高～最低(千円)
管理職(部長級)	368	52.9	14,087	16,509～11,989
管理職(課長級)	1,295	46.9	11,219	14,165～7,063
非管理職	4,483	39.7	6,816	16,308～2,730

④賞与(平成29年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	100%	100%	100%
	0%	0%	0%
	0%	0%	0%
一般職員	0%	0%	0%
	100%	100%	100%
	100%	100%	100%

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容																																																
対国家公務員指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 126.8 ・年齢・地域勘案 127.0 ・年齢・学歴勘案 123.2 ・年齢・地域・学歴勘案 125.2 																																																
国に比べて給与水準が高くなっている理由	<p>1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、企業財務に精通した人材が必要であるのに加えて、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 具体的には、以下のような能力や専門性を有する人材の確保が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関のみでは適切な対応が十分できない小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」 ・農林水産業者に対して民間金融機関のみでは適切な対応が十分できない長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性 ・中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力 <p>2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較集中しており、また全国152ヵ所に支店を有しているため、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。</p> <p>3 参考となるデータ 地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「125.2」となり、勘案前の「126.8」から「1.6」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。</p> <p>①民間金融機関との比較例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間平均給与(千円)</th> <th>平均年齢(歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>8,307</td> <td>42.0</td> </tr> <tr> <td>A(都市銀行)</td> <td>8,148</td> <td>36.3</td> </tr> <tr> <td>B(都市銀行)</td> <td>7,738</td> <td>37.9</td> </tr> <tr> <td>C(都市銀行)</td> <td>7,445</td> <td>37.7</td> </tr> <tr> <td>D(地方銀行)</td> <td>7,910</td> <td>42.5</td> </tr> <tr> <td>E(地方銀行)</td> <td>7,725</td> <td>41.4</td> </tr> <tr> <td>F(地方銀行)</td> <td>8,106</td> <td>42.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書(平成29年3月期)出所</p> <p>②学歴別の人員構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大学卒</th> <th>短大卒</th> <th>高校卒</th> <th>中学卒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>90.6%</td> <td>8.4%</td> <td>1.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>56.8%</td> <td>12.6%</td> <td>30.6%</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成29年国家公務員給与等実態調査出所</p> <p>③地域別の人員構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1～5級地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>60.8%</td> <td>39.2%</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>55.8%</td> <td>44.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区区分による。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成29年国家公務員給与等実態調査出所</p>		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)	当公庫	8,307	42.0	A(都市銀行)	8,148	36.3	B(都市銀行)	7,738	37.9	C(都市銀行)	7,445	37.7	D(地方銀行)	7,910	42.5	E(地方銀行)	7,725	41.4	F(地方銀行)	8,106	42.5		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	90.6%	8.4%	1.0%	0.0%	国家公務員行政職(一)	56.8%	12.6%	30.6%	0.0%		1～5級地	その他	当公庫	60.8%	39.2%	国家公務員行政職(一)	55.8%	44.2%
	年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)																																															
当公庫	8,307	42.0																																															
A(都市銀行)	8,148	36.3																																															
B(都市銀行)	7,738	37.9																																															
C(都市銀行)	7,445	37.7																																															
D(地方銀行)	7,910	42.5																																															
E(地方銀行)	7,725	41.4																																															
F(地方銀行)	8,106	42.5																																															
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒																																													
当公庫	90.6%	8.4%	1.0%	0.0%																																													
国家公務員行政職(一)	56.8%	12.6%	30.6%	0.0%																																													
	1～5級地	その他																																															
当公庫	60.8%	39.2%																																															
国家公務員行政職(一)	55.8%	44.2%																																															

給与水準の妥当性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 6.3%】 (国からの財政支出額 56,264,045千円、支出予算の総額 888,851,070千円:平成29年度予算)</p> <p>【累積欠損額:貸借対照表上の繰越利益剰余金は△945,761百万円(これにより株主資本合計は5,130,842百万円)(平成28年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 27.1% (常勤職員数6,146名中1,663名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合90.6% (常勤職員数6,146名中5,568名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 11.5%】 (支出総額 526,430,881千円、給与・報酬等支給総額60,592,765千円:平成28年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 給与水準については、上記の高くなっている理由欄にも記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行している。収益性のみならず、政策金融機関としての特性も十分に考慮しながら、政策金融を的確に実施し適切に管理している。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 日本公庫においては、業務を遂行するに際して、中小零細企業・農林事業者向けの融資、債権管理、回収、リスク管理等に関する高い職務能力が必要であることから、高度な専門性を有する人材確保のため、同種の民間金融機関の給与水準等を踏まえる必要がある。</p> <p>また、日本公庫が、全国に支店網を展開し、かつ、職員の転居を伴う広範囲で頻繁な転勤を要求する勤務環境を形成していることも踏まえる必要がある。</p> <p>従って、こうした理由から日本公庫の給与水準が国に比べて高くなっているものと認められる。</p> <p>一方で、給与水準は国家公務員を上回っていることから、今後も給与水準の引き下げの努力が引き続き求められる。</p>
講ずる措置	<p>【講ずる措置】 平成30年度も、民間金融機関等の給与処遇及び人事院勧告の内容等も勘案しつつ、平成23年度に導入した現行の人事給与制度を適正に運用することで、人件費の増加を抑制し、国民の理解が得られる水準とするよう取り組む。また、平成26年4月に総合職と処遇差を設け、転勤範囲を限定した新たな職種である「地域総合職」を導入。既存の総合職職員からの職種転換や新卒採用による「地域総合職」の増加に伴い、人件費の増加が抑制される見込み。加えて、平成25年に大幅に削減を実施した管理職総数について、引き続き適正に管理・運用していくことで、人件費の増加抑制が見込まれる。</p> <p>【次年度に見込まれる対国家公務員指数】 現行の人事給与制度において、次年度の対国家公務員指数の算定は困難であるため、次年度の同指数は前年度の数値を仮置きする。 対国家公務員指数126.8程度、地域学歴勘案125.2程度</p> <p>【改善策】 上述の通り、現行の人事給与制度の適正な運用、「地域総合職」職員の増加、管理職総数の適正な管理・運用といった措置を通じて人件費の増加を抑制していく。</p> <p>【給与の目標水準及び具体的期限】 目標水準:126.8程度、具体的期限:平成30年度末(平成30年度においても、上述の改善措置を通じて、29年度並の水準となるよう取り組む)</p>

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

- 22歳(大卒初任給)
月額188,300円 年間給与2,820,000円
- 35歳(本部上席課長代理)
月額457,030円 年間給与7,495,000円
- 50歳(本部課長)
月額714,440円 年間給与12,339,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円)(平成29年度)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させており、今後も継続していく方針である。

Ⅲ 総人件費について

(単位:千円、%)

区分	平成28年度	平成29年度	比較増減	
給与、報酬等支給総額(A)	60,592,765	61,136,498	543,733	(0.9%)
退職手当支給総額(B)	5,495,419	6,932,687	1,437,268	(26.2%)
非常勤役員等給与(C)	2,665,613	2,727,848	62,235	(2.3%)
福利厚生費(D)	10,368,770	10,465,538	96,768	(0.9%)
最広義人件費(A+B+C+D)	79,122,567	81,262,571	2,140,004	(2.7%)

注:各項目で端数処理を行っているため、各項目((A)~(D))の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

1 対前年比状況

平成29年度においては、「給与、報酬等支給総額」が前年度比+0.9%、「最広義人件費」が前年度比+2.7%となった。これは、人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に関する取扱いに準じて国家公務員と同様のベースアップ及び賞与支給月数の増加を実施したこと、前年に比べ定年退職者数が多かったことから退職手当支給額が増加したことが主な要因となっている。

2 人件費削減の基本方針

株式会社日本政策金融公庫については、「経済対策危機」(平成21年4月10日閣議決定)を受けて、経済危機対応業務に支障を来たすことがないよう業務を着実に実現する必要があるため、経済対策危機が時限的な措置であることを踏まえ、経済危機対応業務が終了する平成25年度末までに、当初設定した総人件費改革の削減目標(人員数5.0%減)を実現することとしていた。平成25年度までに目標を達成済。

3 役員退職手当の引下げ

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、役員退職手当については平成30年1月1日以降、国家公務員の引下げ幅(△3.39%)と同じとなる支給水準の引下げを実施した。

また、職員については、就業規則の変更等を要したことから、所要の手続を経て平成30年4月1日以降、国家公務員の引下げ幅と同水準となる引下げを実施した。

Ⅳ その他

特になし。

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年五月二十五日法律第五十七号)(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 公庫の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあっては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。

四 削除

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であって前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。))に限る。)に委託することができる。

(事業年度)

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算の作成及び提出)

第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。

4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第三十条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

(予算の議決)

第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(財務諸表の提出)

第四十条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

六 削除

七 危機対応円滑化業務

(決算報告書の作成及び提出)

第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

(国庫納付金)

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法は、政令で定める。

6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

第四十九条 公庫がその業務(信用保険等業務を除く。第五項において同じ。)を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

5 公庫は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和三十二年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和三十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

- 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。
- 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣
- 四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事

項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 削除

七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（協議）

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

附則

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一（第十一条関係）

一	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金（第三号から第七号までに掲げる資金を除く。）
二	教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。）を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金（教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。）
三	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備（車両を含む。以下この表において同じ。）の設置又は整備（当該施設又は設備の設置又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。）に要する資金その他当該生活衛生関係営業者について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業者に使用される者であって、当該生活衛生関係営業者に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業者と同一の業種に属する生活衛生関係営業者を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業者に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
七	理容師又は美容師を養成する事業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）又は美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。）を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
八	農林漁業者	<p>農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの（資本市場からの調達に困難なものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）において同じ。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金 ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ニ 果樹の植栽又は育成に必要な資金（果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。） ホ 果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの（以下「指定永年性植物」という。）の植栽又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。） ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。） ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの チ 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの リ 造林に必要な資金 ヌ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ワ 林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 コ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金 ク 漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ケ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ク 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ナ イからネまでに掲げるものほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。）であって主務大臣の指定するもの
九	農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集約的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めるとするもの（以下「付設卸売市場」という。）を含む。）を開設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者」という。）若しくは仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者（以下「仲卸業者」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場（付設卸売市場を含む。）の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十一	指定地域（地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。）内において生産される農林畜水産物（以下「指定地域農林畜水産物」という。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化（以下「新商品の研究開発等」という。）が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十二	食品(飲食品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。)若しくは飼料の製造、加工若しくは流通(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの(当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。)又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用(これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。)に必要なものであって、主務大臣の指定するもの(前三号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十三	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置する者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするものうち主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。)
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

別表第二(第十一条関係) (略)

平成30年7月発行

発行：株式会社日本政策金融公庫 広報部

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

TEL 03-3270-0631

ホームページアドレス <https://www.jfc.go.jp/>

